診療報酬点数表の解釈で規制されている検査 2011 年版 尿・糞便検査,血液学的検査,生化学的(I,II)検査,免疫学的検査, 微生物学的検査,生体検査,病理学的検査等

日本臨床内科医会監事·北海道内科医会会長 前北海道国保診療報酬審查委員会常任審查員 西 家 皞 仙

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」は局長告示であるが、遵守する必要がある。 また、「診療報酬点数の解釈」の留意事項では課長通知などで規制され、特に今回の改定では、区分の新設、項目の新設・削除及び注の変更など包括・統合は進み、益々内容は複雑多岐にわたり規制されている。

全国的な審査基準の標準化が導入され、診療報酬点数の解釈等にも、診療側の一層の注意を必要とする。

目 次

I. 主たるもののみ算定(2項目以上)	
Ⅰ-1. 2項目以上を同時に測定した場合,主たるもの	Ⅲ-3.2カ月以内に2回以上行っても,1回のみ算定
のみ算定 p 5 ~12	p37
Ⅰ-2. 1週間以内に併せて実施した場合は,主たるも	Ⅲ-4. 治療開始後1カ月以内は2回限度,その後は
ののみ算定 p13	3 カ月に 1 回に限度 p37
Ⅰ-3. 同一月内に併せて測定した場合,いずれか	Ⅲ-5.3又は4か月に1回のみ算定 p37~38
一方のみの点数を算定 p13~14	Ⅲ-6.6か月に1回限り算定 p38~39
Ⅰ-4. その他主たるもの2つなど算定,又は一連の	Ⅲ-7. 患者1人につき1回限り算定 p39
算定など複合的規制 p14~18	Ⅲ-8. その他期間,回数などに規制 p39~45
Ⅱ. 対象などの規制される検査(疾患・診断など)	Ⅳ. 施設基準のある検査
Ⅱ-1. 疾患の診断,治療効果判定の検査 p19~24	IV-1. 厚生大臣施設基準 p46
Ⅱ-2. 疾患、検査結果などを規制される検査(確定	IV-2 その他の施設基準規制 p46~47
診断) p24~28	
Ⅱ-3. 期間などが規制されている検査 p28~29	V. その他複合規制又は規定など
Ⅱ-4. 他の検査時・術時又は結果後などに本検査施行	V-1. 保険医療機関以外の検査に算定に規制 p47~
P29~30	48
Ⅱ-5. 対象検体・臓器の種類,項目数、採取部位	V-2. 診療報酬明細書の適用欄の注記 p48~50
包括など複合的規制 p30~35	V-3. 検査などの要点を診療録に記載 P50~51
	V-4. 特殊検査方法、悪性腫瘍手術組織、抗悪性腫瘍
Ⅲ. 期間・回数・部位・臓器・項目などの規制	剤及び根治度などを規定 p51~52
(単項目)	V-5. その他 p52~59
Ⅲ-1. 同一日に2回以上行っても,1回のみ算定	
p36	
Ⅲ-2. 1 カ月以内に 2 回以上行っても, 1 回のみ算定	-
p36~37	参考文献 p70

第3部 検査

通 則

検査の費用は、第1節検体検査料又は第3節生体検査料の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、検体検査料又は生体検査料の各区分の所定点数及び第4節診断穿刺・検体採取料の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に 規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節 薬剤料の所定点数を合算した点数により算定する。

検査に当たって、「特定保険医療材料」を使用した場合は,前2号により算定した点数及び第6節特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。

検体検査料又は生体検査料に掲げられていない検査で あって特殊な検査の検査料は、検体検査料又は生体検査料 に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の所定 点数により算定する。

対称器官に係る検査の各区分の所定点数は,特に規定する場合を除き,両側の器官の検査料に係る点数とする。

保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

一般的事項

検査の費用には、検査を行う医師、看護婦及び技術者等の人件費、試薬、デッキグラス、試験管等の材料費、機器の減価償却費、管理費及び患者の衣類等の費用は含まれる。なお、患者に施用する薬剤及び特定保険医療材料の費用は検査料とは別に算定する。

検査に当たって施用した薬剤の費用は別に算定できるが、第2章第5部投薬の部に掲げる処方料、調剤料、処方せん料及び調剤技術基本料並びに第2章第6部注射の部に掲げる注射料は、別に算定できない。なお、検査に当たって施用される薬剤(検査用試薬を含む)は、原則として医薬品として承認されたものであることを要する。

撮影した画像を電子媒体に保存した場合,保存に要した 電子媒体の費用は検査にかかる所定点数に含まれる。

第1節検体検査料及び第3節生体検査料に掲げられていない検査のうち簡単な検査の検査料は算定できないが、特殊な検査については、その都度当局に内議し、最も近似する検査として通知されたものの算定方法及び注(特に定めるものを除く。)を準用して、準用された検査に係る判断料と併せて算定する。

点数表において2つの項目を「及び」で結んで規定している検査については、特に定めるものを除き、当該両項目の検査を併せて行った場合にのみ算定する。

検査に当たって、麻酔を行った場合は、麻酔に規定する 所定点数を別に算定する。麻酔手技料を別に算定できない 麻酔を行った場合の薬剤料は第5節薬剤料の規定に基づ き算定できる。

同一検体について、定性検査と定量検査とを併せて行った場合又はスクリーニング検査とその他の検査とを一連として行った場合は、それぞれ主たる検査の所定点数のみ算定する。ただし、併せて行う検査の区分が異なる場合は、それぞれについて算定する。「分画」と記されている検査について、同一検体の各分画に対して定量検査を行った場

合は, 所定点数を1回のみ算定する。定性又は定量の明示 がない検査については, 定量検査を行った場合にのみ当該 検査の所定点数を算定する。測定方法又は検査方法が明示 されていない検査については、測定又は検査の方法の如何 にかかわらず, その検査料の項に掲げる所定点数を算定す る。同時又は一連として行った2以上の検査の結果から計 算して求めた内容が, 検査料に掲げられた項目に該当する 場合であっても, 当該内容についての点数は算定できない。 2回目以降について所定点数の 100 分の 90 に相当する点 数により算定することとされている場合において「所定点 数」とは、当該項目に掲げられている点数及び当該注に掲 げられている加算点数を合算した点数である。同一項目に ついて検査方法を変えて測定した場合には, 測定回数にか かわらず, 主たる測定方法の所定点数のみを算定する。算 定回数が複数月に1回のみとされている検査を実施した場 合は,診療報酬明細書の摘要欄に前回の実施日(初回の場 合は初回である旨)を記載する。

第1節検体検査料 通 則

第1節検体検査料の費用は、第1款検体検査実施料及び 第2款検体検査判断料の各区分の所定点数を合算した点 数により算定する。

第1款 検体検査実施料 通 則

基本的検体検査実施料は、特定機能病院である保険医 療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査に ついて,請求の簡素化の観点から包括化して入院日数に応 じた請求方法を導入したものである。 基本的検体検査実 施料に含まれない検査を行った場合は、別途当該検査に係 る所定点数を算定でき、当該検査が基本的検体検査実施料 の対象に含まれないものであるときは、当該検査判断料も 併せ別途算定できる。入院日数については、入院の都度当 該入院の初日から起算し、また、また、退院日も算定対象 とする。外泊期間中は、入院に数に含まれない。療養病等、 結核病棟若しくは精神病等に入院している患者及びHIV感 染者療養環境特別加算(A220)、二類感染者患者療養環境特 別加算(A220-2)、重症者等療養環境特別加算(A221)、又は 同部第3節に規定する特別入院料を算定している患者に ついては、基本的検体検査実施料は別に算定しないが、入 院日数は初日から数える。1月を通じて、基本的検体検査 実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなか った場合は、当該月は本実地料は請求できない。

時間外緊急院内検査加算は、入院中以外の患者について、 緊急のために、表示する診療時間以外の時間、休日又は深 夜において、当該保健医療機関内において、検体検査を行 った場合は、検体検査実施料の各区分の所定点数に1日に つき時間外緊急院内検査加算 110 点を加算する。ただし、 この場合において、同一日に外来迅速検体検査加算は別に 算定出来ない。 特定機能病院において、入院中の患者に かかる検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる 所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点 数により算定する。 入院中以外の患者に実施した検体検 査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果につい て、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提 供し。当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5 項目を限度として、第1節第1款検体検査実施料の各項目 の所定点数にそれぞれ外来迅速検体検査加算 10 点を加算 する。

時間外緊急院内検査加算については、保険医療機関に おいて、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、 休日又は深夜に入院中の患者以外の患者に対して診療を 行った際、医師が緊急に検体検査の必要性を認め、当該保 険医療機関において、当該保険医療機関の従事者が当該保 険医療機関に具備されている検査機器を用いて当該検体 検査を実施した場合に限り算定できる。なお、当該加算の 算定に当たっては、当該加算の対象たる検査の開始時間を もって算定する。 同一患者に対して、同一日に2回以上、 時間外、休日又は深夜の診療を行い、その都度緊急の検体 検査を行った場合(複数の区分にまたがる場合を含む。) も、1日につき1回のみ算定する。 現に入院中の患者に ついては算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に 外来を受診した患者に対し、検体検査の結果、入院の必要 性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りでは 緊急の場合とは、直ちに何らかの処置・手術等が 必要である重篤な患者について、通常の診察のみでは的確 な診断が困難であり、かつ通常の検査体制が整うまで検査 の実施を見合わせることができないような場合をいう。

外来迅速検体検査加算については、当日当該保険医療 機関で行われた全ての検体検査について、当日中に結果を 説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療 が行われた場合に、5項目を限度として、検体検査実施料 の各項目の所定点数にそれぞれ5点を加算する。 出血・ 凝固検査(D006)の「注」の場合、血液化学検査(D007)の 「注」の場合、内分泌学的検査(D008)の「注」の場合、 腫瘍マーカー(D009)の「注」の場合の多項目包括規定掲 げる点数を算定する場合には、その規定にかかわらず、実 施した検査項目数に相当する点数を加算する。 同一患 者に対して、同一日に2回以上、その都度迅速に検体検査 を行った場合も、1日につき5項目を限度に算定する。外 来診療料(A002)に含まれる検体検査とそれ以外の検体検 査の双方について加算する場合も、併せて5項目を限度と する。 現に入院中の患者については算定できない。ただ し、外来を受診した患者に対し、迅速に実施した検体検査 の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場 合は、この限りではない。

第2款 検体検査判断料 検体検査判断料(D026)

検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数に 関わらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。た だし、基本的検体検査判断料(D027)を算定する患者につい ては、尿・糞便等検査判断料(D0261)、血液学的検査判断 料(D026 2)、生化学的検査(I)判断料(D026 3)、免疫学 的検査判断料(D026 5)及び微生物学的検査判断料(D026 6) は別に算定しない。上記の規定にかかわらず、尿中一般物 質定性半定量検査(D000)の所定点数を算定した場合にあ っては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定 しない。検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届 出た保険医療機関において検体検査を行った場合には, 当 該基準にかかる区分に従い、患者(検体検査管理加算(Ⅱ)、 検体検査管理加算(Ⅲ)及び検体検査管理加算(Ⅳ)につい ては入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次 に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの 検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他 の検体検査管理加算は算定しない。別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出た保険医療機関において遺伝病学的検査(D006-4)を実施し、その結果について患者又は家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。

検体検査判断料について

検体検査については,実施した検査に係る第1款検体検 査実施料及び当該検査が属する尿・糞便等検査判断料 (D026-1)から徴生物学的検査判断料(D026-6)までの6区分 に係る検体検査判断料(D026)を合算した点数を算定する。 各区分の検体検査判断料は、その区分に属する検体検査の 種類又は回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実 施日に算定する。 実施した検査が属する区分が2以上に わたる場合は,該当する区分の判断料を合算した点数を算 同一月内において,同一患者に対して,入院 定できる。 及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において検体 検査を実施した場合においても,同一区分の判断料は,入 院・外来又は診療科の別にかかわらず,月1回に限る。 上 記の規定にかかわらず, 尿中一般物質定性半定量検査 (D000)を実施した場合は、当該検査に係る検体検査判断 料は算定しない。 慢性維持透析患者外来医学管理料 (B001-15) 又は基本的検体検査実施料 (D025) を算定し た月と同一月に検体検査を行った場合は, それぞれの区分 に包括されている検体検査に係る判断料は別に算定でき ない。 検体検査管理加算(I)は入院中の患者及び入院 中の患者以外の患者に対し、検体検査管理加算(Ⅱ)、検 体検査管理加算(Ⅲ)及び検体検査管理加算(Ⅳ)は入院 中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のい ずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り算 定するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本 加算は算定出来ない。 また、基本的検体検査判断料 (D027)の「注2」に掲げる加算を算定した場合には、本 加算は算定出来ない。 入院中の患者患者について、検体 検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)及び検体検 **査管理加算(Ⅳ)**を算定している保健医療機関であっても、 入院中の患者以外について**検体検査管理加算(I)**を算 定することが出来る。

遺伝カウンセリング加算は、臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、遺伝学的検査(D006-4)を実施し、患者又はその家族に対し当該検査の結果に基づいて療養上の指導を行った場合に算定する。なお、遺伝カウンセリングの実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラィン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守すること

基本的検体検査判断料(D027)

特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。は別に算定しない。上記の規定にかかわらず、尿中一般物質定性半定量検査(D000)の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。 検体検査判断料(D026)の注3検体検査管理に規程する施設基準に適合しているものとして届出を行った保健医療機関(特定機能病院に限る。)において、検体検査を行った場合に

は、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

基本的検体検査判断料について

基本的検体検査判断料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から、月1回の包括的な判断料を設定したものである。 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。

療養病棟, 結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者 及び第1章第2部第2節に規定する HIV 感染者療養環境特 別加算(A220)、二類感染症患者療養環境特別加算 (A220-2) 若しくは重症者等療養環境特別加算(A221) を算 定している患者については, 基本的検体検査判断料は, 別 に算定しない。 1月を通じて,基本的検体検査実施料に 包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合 は、当該月は本判断料は請求できない。 特定機能病院に おいて,療養病棟,結核病棟若しくは精神病棟に入院して いる患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療 養環境特別加算(A220)、二類感染症患者療養環境特別加算 (A220-2) 若しくは重症者等療養環境特別加算(A221) を算 定している患者に掲げる場合以外で基本的検体検査判断 料を算定すべき場合は、尿・糞便等検査判断料(D026 1)、 血液学的検査判断料(D026 2)、生化学的検査(I)判断料 (D026 3)、免疫学的検査判断料(D026 5)、微生物学的検査 判断料(D026 6)を算定することはできず、本判断料を算定 するものとする。

第3節 生体検査

通 則

新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対し て生体検査料に掲げる検査(次に掲げるイ 呼吸機能検査 等判断料、ロ 心臓カテーテル法による諸検査、ハ 心電 図検査の注に掲げるもの、ニ 負荷心電図検査の注1に掲 げるもの、ホ 呼吸心拍監視,新生児心拍・呼吸監視,カ ルジオスコープ (ハートスコープ), カルジオタコスコー プ、へ 経皮的血液ガス分圧測定,血液ガス連続測定、ト 深部体温計による深部体温測定、チ 前額部,胸部,手掌 部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観 察、リ 脳波検査の注2に掲げるもの、ヌ 脳波検査判断 料、ル 神経・筋検査判断料、ヲ ラジオアイソトープ検 査判断料、ワ 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの、カ 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算、ヨ 肺臓カテー テル法, 肝臓カテーテル法, 膵臓カテーテル法を除く。) を行った場合は, 各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定 点数の 100 分の 60 又は 100 分の 30 に相当する点数を加算 する。 3歳以上6歳未満の幼児に対してスパイログラフ ィー(D200)から尿水力学的検査(D242)までに掲げる検査 (次に掲げるイ 呼吸機能検査等判断料、ロ 心臓カテー テル法による諸検査、ハ 心電図検査の注に掲げるもの、 ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの、ホ 呼吸心拍監 視,新生児心拍・呼吸監視,カルジオスコープ (ハートス コープ), カルジオタコスコープ、へ 経皮的血液ガス分 庄測定, 血液ガス連続測定ト深部体温計による深部体温測 定、チ 前額部,胸部,手掌部又は足底部体表面体温測定 による末梢循環不全状態観察、リ 脳波検査の注2に掲げるもの、ヌ 脳波検査判断料、ル 神経・筋検査判断料を除く。)を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当する点数を加算する

生体検査料について

同一月内において,同一患者に対して,入院及び外来の 両方又は入院中に複数の診療科において生体検査が実施 された場合であっても,同一の生体検査判断料は,月1回 を限度として算定する。 2回目以降について所定点数の 100分の90に相当する点数により算定する場合の「所定点 数 | とは、当該項目点数及び当該注の加算点数を合算した 点数である。 同一月内に2回以上実施した場合,所定点 数の 100 分の 90 に点数算定する生体検査は、外来及び入 院にまたがる場合も, 通算して 2 回目以降は 100 分の 90 で算定する。 その場合に,新生児加算又は乳幼見加算を 行う場合は, 所定点数にそれぞれの割合を乗じた上で, 端 数が生じた場合には,これを四捨五入した点数により算定 する。 心臓カテーテル法による諸検査のようなカテーテ ル検査を実施した後の縫合に要する費用は、所定点数に 含まれる。

呼吸循環機能検査等 通 則-

スパイログラフィー等検査 (D200) から基礎代謝測定 (D204)までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号に掲げる呼吸機能検査等判断料 (D205) の所定点数を合算した点数により算定し、心臓カテーテル法による諸検査 (一連の検査について) (D206) からエレクトロキミグラフ (D214-2)までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。ただし、D204基礎代謝測定には適用されない。2回目以降100分の90で算定する場合の「同一の検査」

心電図検査(D208)の「1」から「5」まで,負荷心電図検「D209」査の「1」及び「2」,D210ホルター型心電図検査の「1」及び「2」については,それぞれ同一の検査として扱う。また,準用が通知されている検査については,当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

呼吸循環機能検査等に係る一般的事項

通則の「特に規定する場合」とは、当該医療機関以外で描写した心電図又は負荷心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。スパイログラフィー等検査(D200)から肺胞機能検査(D203)までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げる(ア実測値から算出される検査値については算定できない。イ測定方法及び測定機器は限定しない。ウ負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ1回のみ所定点数を算定する。エ使用したガス(CO, CO2, He等)は、購入価格を10円で除して得た点数を別に算定できる。オ喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。)ところによる。肺活量計による肺活量の測定は、別に算定できない。

第4節 診断穿刺・検体採取料

通則1 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った

場合は算定しない。

通則 2 処置の部と共通の項目は,同一日に算定できない。

診断穿刺・検体採取料については、各部位の穿刺・針生 検においては,同一部位において2か所以上行った場合に も, 所定点数のみの算定とする。診断穿刺・検体採取後の 創傷処置については、創傷処置(J000)における手術後の患 者に対するものとして翌日より算定できる。同一日に実施 された下記に掲げる穿刺と同一の処置としての穿刺につ いては、いずれか一方のみ算定する。①脳室穿刺 ②後頭 下穿刺 ③腰椎穿刺,胸椎穿刺又は頸椎穿刺 ④骨髄穿刺 ⑤関節穿刺 ⑥上顎洞穿刺並びに扁桃周囲炎又は扁桃周囲 膿蕩における試験穿刺 ⑦腎嚢胞又は水腎症穿刺 ⑧ダグ ラス窩穿刺 ⑨リンパ節等穿刺 ⑩乳腺穿刺 ⑪甲状腺穿 リンパ節等穿刺又は針生検(409)から前立腺針生 検法(D413)までに掲げるものをCT透視下に行った場合は, コンピューター断層撮影 (CT 撮影) (E200) の所定点数を別 途算定する。ただし、コンピューター断層撮影診断料(第2 章第4部第3節)の「通則2」に規定する場合にあっては、 「通則2」に掲げる点数を算定する。

第13部 病理診断

通 則

病理診断の費用は,第1節病理標本作製料及び第2節病 理診断・判断料の各区分の所定点数を合算した点数により 算定する。ただし, 病理診断に当たって患者から検体を穿 刺し又は採取した場合は、病理標本作製料及び病理診断・ 判断料並びに第3部第4節診断穿刺・検体採取料の各区分 の所定点数を合算した点数により算定する。 病理診断に 当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する 場合を除き,前号により算定した点数及び第3部第5節薬 剤料の所定点数を合算した点数により算定する。 病理診 断に当たって,別に厚生労働大臣が定める「特定保険医療 材料」を使用した場合は,前2号により算定した点数及び 第3部第6節特定保険医療材料の所定点数を合算した点数 により算定する。 病理標本作製料及び病理診断・判断料 に掲げられていない病理診断であって特殊な病理診断の 病理標本作製料又は病理診断・判断料は,病理標本作製料 及び病理診断・判断料に掲げられている病理診断のうちで 最も近似する病理診断の各区分の所定点数により算定す る。 対称器官に係る病理標本作製料の各区分の所定点数 は、両側の器官の病理標本作製料に係る点数とする。 保 険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された 検体について, 当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技 師等に関する法律第2条に規定する病理学的検査を委託す る場合における病理診断に要する費用については、第3部 検査の通則第6号に規定する別に厚生労働大臣が定めると ころにより算定する。

一般的事項

病理診断の費用には、病理標本作製を行う医師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師及び病理診断・判断を行う医師の人件費、試薬、デッキグラス、試験管等の材料費、機器の減価償却費、管理費等の費用が含まれる。 病理標本作製に当たって使用される試薬は、原則として医薬品として承認されたものであることを要する。 病理標本を撮影した画像を電子媒体に保存した場合、保存に要した電子媒体の費用は所定点数に含まれる。 第1節病理標本作製料に掲げられていない病理標本作製であって簡単な病理標

本作製の費用は、基本診療料に含まれ、別に算定できない。 病理標本作製料の項に掲げられていない病理標本作製の うち簡単な病理標本作製の病理標本作製料は算定できな いが、特殊な病理標本作製については、その都度当局に内 議し、最も近似する病理標本作製として通知されたものの 算定方法及び注(特に定めるものを除く。)を準用して、 準用された病理標本作製料に係る病理診断・判断料と併せ て算定する。

第1節 病理標本作製料 通 則

病理標本作製に当たって、3 臓器以上の標本作製を行った場合は、3 臓器を限度として算定する。 リンパ節については、所属リンパ節ごとに 1 臓器として数えるが、複数の戸斤属リンパ節が 1 臓器について存在する場合は、当該複数の所属リンパ節を1 臓器として数える。

(病理標本作製料について)

病理組織標本作製について、次に掲げるもの(ア 気管支及び肺臓 ィ 食道 ウ 胃及び十二指腸 エ 小腸 オ 盲腸 カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸 キ S 状結腸 ク直腸 ケ 子宮体部及び子宮頸部)は、各区分ごとに 1 臓器として算定する。 病理組織標本作製において、1 臓器から多数のブロック、標本等を製した場合であっても、1 臓器の標本作製として算定する。 病理組織標本作製において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本を作製した場合あっても、所定点数のみ算定する。

I. 主たるもののみ算定

I-1. 2項目以上を同時に測定した場合, 主たるもののみ算定

- 1 尿中一般物質定性半定量検査(D000)または尿沈渣顕 微鏡検査(D002)は当該検査の対象患者の診療を行って いる保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できる ものであり,委託契約等に基づき当該保険医療機関外で 実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定 できない。ただし,委託契約等に基づき当該保険医療機 関内で実施された検査について, その結果が当該保険医 療機関に対して速やかに報告されるような場合は, 所定 点数を算定できる。検体検査を行った場合は所定の判断 料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量 検査を実施した場合の判断料は算定できない。 尿中一 般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル又は錠剤 用いて検査をする場合又は試験紙等を比色計等の機器 を用いて判定をする場合をいい、検査項目、方法にかか わらず、一回につき所定点数につき算定する。尿中一般 物質定性半定量検査に含まれる定性半定量検査の検査 項目は、次のとおりである。ア比重, イpH, ウ蛋白, エ糖, オ ウロビリノゲン,カ ビリルビン,キ アセトン体(ケ トン体), ク潜血, コ試験紙による尿細菌検査, サ食塩検 査,シ試験紙による白血球検査,スアルブミン。 同一 検体について尿沈渣顕微鏡検査(D002)と排泄物、滲出物 又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場 合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。 尿 沈渣顕微鏡検査について、尿沈渣顕微鏡検査の所定点数 は,赤血球,白血球,上皮細胞,各種円柱,類円柱,粘 液系, リポイド, 寄生虫等の無染色標本検査のすべての 費用を含む。染色標本による検査を行った場合は、9点 を加算する(注3)。 尿沈渣顕微鏡検査は, 尿中一般物 質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査 (D001)において何らかの所見が認められ、又は診察の結 果からその実施が必要と認められて実施した場合に算 定する。 フローサイトメトリー法による尿中有形成分 測定(D002-2)は、尿中一般物質定性半定量検査 (D000) 若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001) にお いて、何らかの所見が認められ、又は診察の結果からそ の検査実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細 胞, 円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。同 一検体について排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡 検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点 数のみ算定する(注1)。当該保険医療機関内で検査を行 った場合に算定する(注 2)。
- 2 細菌培養同定検査(D018)は、抗酸菌を除く一般細菌、 真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行う ことを原則とする。 同定検査を予定して培養したもの であれば、菌が陰性の場合であっても細菌培養同定検 査の口腔、気道又は呼吸器からの検体(D018 1)からその 他の部位からの検体(D018 5)の項により算定するが、あ らかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、 検体の種類にかかわらず、簡単培養検査(D018 6)により 算定する。細菌培養同定検査は、検体ごとに口腔、気道 又は呼吸器からの検体(D018 1)からその他の部位からの 検体までの所定点数を算定できるが、同一検体を用い て簡単培養検査を併せて行った場合は、簡単培養検査は 算定できない。 症状等から同一起因菌によると判断さ れる場合であって、当該起因菌を検索する目的で異な

った部位から, 又は同一の部位の数か所から検体を採 取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数 を算定する。各検体別の所定点数には、定量培養を行な った場合を含む。 細菌培養同定検査の穿刺液(D0183) とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、細菌培養同 定検査のその他の部位からの検体(D0185)とは、細菌培 養同定検査の口腔、気道又は呼吸器からの検体から泌尿 器又は生殖器課からの検体(D0184)までに掲げる部位に 含まれないすべての部位からの検体をいい, 例えば, 皮 下からの検体をいう。 ウロトレース, ウリグロックス ペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、尿中 一般物質定性半定量検査(D000)に含まれるものであり、 別に算定できない。口腔、気道又は呼吸器からの検体 (D018 1)から簡易培養検査(D018 6)については、同一検 体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合 は、80点を加算する。嫌気性培養のみを行った場合は、 口腔、気道又は呼吸器からの検体から簡易培養検査の所 定点数のみを算定し、加算80点は算定できない。A群β 溶連菌迅速試験(D012 17)と細菌培養同定検査(D018)を 同時に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験の所定点 数のみを算定する。この場合において、A 群 β 溶連菌迅 速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査 を実施した場合であっても, A 群 β 溶連菌迅速試験の所 定点数のみ算定する。

大腸菌 0 157LPS 抗原(D012 20), 大腸菌 0 157LPS 抗体(D012 21) 及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体(D018 2)によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査(D012 21)は、細菌培養同定検査(D018)により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の 0 抗原又は H抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査(D018)等の費用は別には算定できない。 淋菌核酸同定検査(D018)等の費用は別には算定できない。 淋菌核酸同定検査(D023 2)と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細菌培養同定検査(D018)を併用した場合は、主なもののみ算定する。腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査(D023-23)は、細菌培養同定検査(D018)等によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。

- 3 尿中マイクロトランスフェリン(D001 10), 尿中マイクロアルブミン (D001 10)及び尿中IV型コラーゲン (D001 14)は, 糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に, 3か月に1回を限度として算定できる。なお,これらを同時に測定した場合は主たるもののみ算定する。
- 4 糞便検査(D003)の糞便中へモグロビン定性(D003 6) 又は糞便中へモグロビン(D003 8)と潜血反応(D003 1)を 同時に実施した場合には,糞便中へモグロビン定性 (D003 6)又は糞便中へモグロビン(D003 8)の所定点数の み算定する。ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、糞便中へモグロビン(D003 6)により、金コロイド法による定量法にて行った場合は、糞便中へモグロビン(D003 8)により算定する。
- 5 同一検体について,好酸球数(D0054)及び末梢血液像 (D0055)の検査を行った場合は,末梢血液像のみの所定 点数を算定する。
- 6 末梢血液像(D005 5)及び骨髄像(D005 14)の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、

好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に 算定する。末梢血液像及び骨髄像の検査にあたって、位 相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所 定点数により算定する。末梢血液像の検査の際に赤血球 直径の測定を併せて行った場合であっても,所定点数に より算定する。末梢血液一般検査(D005 6)は、赤血球数, 白血球数、血色素(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板 数の全部又は一部を行った場合に算定する。

- 7 ヘモグロビン A1c (HbA1c) (D005 9), グリコアルブミン (D007 18)、又は 1,5-アンヒドローD-グルシトール (1,5AG) (D007 22) のうちいずれかを同一月中に併せて 2回以上実施した場合は,月1回に限り主たるもののみ 算定する。ただし,妊娠中の患者,1型糖尿病患者,経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者,インスリン治療を開始して6月以内の患者等については,いずれか一項目を月1回に限り別に算定できる。
- 8 トロンボテスト(D006 2)とプロトロンビン時間測定 (D006 2) を同時に施行した場合は主たるもののみを算定する。
- 9 血小板凝集能 (D006 8) を測定する際は、その過程で血 小板数を測定することから、末梢血液一般検査 (D005 6) の所定点数を別に算定することはできない。
- 10 フィブリンモノマー複合体(D006 22)は、DIC,静脈血栓症又は肺動脈血栓症の診断及び治療経過の観察のために測定した場合に算定する。フィブリンモノマー複合体、トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)(D006 20)及びプロトロンビンフラグメント F1+2 (D006 20)のうちいずれか複数を同時に測定した場合には、主たるもののみ算定する。
- 11 ナトリウム及びクロール(D0071)については、両方を 測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、 同一の所定点数により算定する。
- 12 カルシウム(D007 1)及びイオン化カルシウム(D007 8) を同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ 所定点数を算定する。
- 13 P(D007 4)及びHP04(D007 4)については,両方を測定した場合も,いずれか一方のみを測定した場合も,同一の所定点数により算定する。
- 14 ケトン体(D007 11)及びケトン体分画(D007 20)の検査 を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ 算定する。
- 15 同一検体について重炭酸塩(D007 15)及び血液ガス分 析(D007 30)の検査を併せて行った場合は、血液ガス分 析の所定点数のみ算定する。血液ガス分析の所定点数に は、ナトリウム、カリウム、クロール、pH, PO2, PCO2, HCO3 を含むものであり、測定項目数に関わらず、所 定点数により算定する。なを同時に行ったヘモグロビン 測定(D005 6)は算定しない。血液ガス分析(D007 30)は 当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関 内で実施した場合にのみ算定できるものであり,委託契 約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果 報告を受けるのみの場合は算定できない。 ただし,委託 契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査 について, その結果が当該保険医療機関に速やかに報告 されるような場合は, 所定点数により算定する。なお, 在宅酸素療法を実施している収容施設を有しない診療 所が,緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設 を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行

- う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査 結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあって は算定できるものとする。
- 16 直接比色法による総鉄結合能(TIBC)(D007 1)及び不飽和鉄結合能(UIBC)(D007 1)は鉄(D007 1)に準じて算定する。直接比色法による総鉄結合能(TIBC)(D007 1)、直接比色法による不飽和鉄結合能(UIBC)(D007 1)、総鉄結合能(TIBC)(D007 11)と不飽和鉄結合能(UIBC)(D007 11)を同時に実施した場合はいずれか一方の所定点数を算定する。
- 17 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定(D007 19 準)を酵素法により実施した場合は、コレステロール分画(D007 19)に準じて算定する。ただし、胆汁酸(D007 15)を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
- 18 シアル化糖鎖抗原 KL-6 (D007 27), サーファクタント プロテイン A (SP-A) (D007 28) 及びサーファクタントプ ロテイン D (SP-D) (D007 29) のうちいずれか複数を実施 した場合は、主たるもののみ算定する。
- 19 膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI) (D007 24)とトリプシン(D007 35)を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- 20 シスタチン C(D007 28) 又はペントシジン (D007 27) は、尿素窒素 (BUN) (D007 1) 又はクレアチニン (D007 1) により腎機能低下 (ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く) が疑われた場合に 3 月に 1 回に限り算定できる。ただし、シスタチン C(D007 28) とペントシジン (D007 27) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。イヌリン (D007 27) は、尿素窒素 (BUN) (D007-1) 又はクレアチニン (D007-1)により腎機能低下 (ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く) が疑われた場合に、6 月に 1 回に限り算定できる。ただし、クレアチニン (腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 21 ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)(D007 30)は, 急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。 ただし,ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)とミオグ ロビン(D007 30)を併せて実施した場合は,主たるもの のみ算定する。
- 22 IV型コラーゲン (D007 30)又はIV型コラーゲン・7S (D007 31)は、プロリルヒドロキシラーゼ (PH) (D007 37) 又は P-Ⅲ-P (D007 30)と併せて行った場合には、一方の 所定点数のみ算定する。
- 24 プロカルシトニン(PCT)(D007 41)は, 敗血症(細菌性) を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。 ただし, エンドトキシン検査(D012 27)を併せて実施した

場合は, 主たるもののみ算定する。

- 25 CK アイソフォーム (D007 37) は、免疫阻害法により実施し、同時に測定されるクレアチン・ホスホキナーゼ (CK) (D007 1) の費用は別に算定できない。
- 26 ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性(D008 1)及びヒト絨毛性ゴナドトロピン β (HCG β)分画(D008 12)は、免疫学的妊娠試験に該当する。ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)(D008 12)は、HCG・LH 検査(試験管法)を含むものである。HCG β 分画は,HCG 産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。HCG β 分画,HCG 定性又は HCG を併せ実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- 27 レニン活性 (D008 7) とレニン定量 (D008 8) を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。
- 28 C-ペプタイド(CPR) (D008 10)は,血液及び尿の両方 の検体について測定した場合は,血液の場合の所定点数 のみを算定する。
- 29 I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx)(D008 13) 及び尿中デオキシピリジノリン(D00817)は、原発性副 甲状腺機能亢進症の手術適応の決定, 副甲状腺機能亢進 症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針 の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗 鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回,その後6カ月以内 の薬剤効果判定時に1回に限り,また薬剤治療方針を変 更した時は変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) (D008 13) は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併 発ない肺癌、乳癌、前立腺に限る)の診断補助並びに治 療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以 内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際 には変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。 TRACP-5b を I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx), オステオカルシン (D008 14) 又は尿中デオキシピリジ ノリンを併せて実施した場合は,いずれか1つのみ算定 する。 オステオカルシンは、続発性副甲状腺機能亢進 症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺 機能亢進症による副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術 後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定でき 尿中βクロスラプス(D008 14)及びβクロスラプ ス (尿を除く。) (D008 14)は、骨粗鬆症におけるホルモ ン補充療法及びビスフォスフォネート療法等, 骨吸収抑 制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観 察を行った場合に算定できる。なお、尿中βクロスラプ スはβクロスラプス (尿を除く。) と併せ実施した場合 は、主たるもののみ算定する。低カルボキシ化オステオ カルシン(ucOC)(D008-13)は、骨粗鬆症におけるビタミ ン K2 剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察 を行った場合に算定できる。ただし、尿中βクロスラプ ス、βクロスラプス(尿を除く)及び低カルボキシ化オ ステオカルシン(ucOC)は、治療開始前においては1回, その後は6カ月以内に1回に限り算定できる。 Ⅰ 型コ ラーゲン C テロペプチド (D009 8)、I 型コラーゲン架 橋 N-テロペプチド(NTx)、TRACP-5b 又は尿中デオキシピ リジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確 定診断された患者について骨転移の診断のために当該 検査を行い, 当該検査の結果に基づいて計画的な治療管 理を行った場合に限り,悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B0013口)を算定する。I型コラーゲンCテロペプチド (D009 8) は前立腺癌患者の骨転移診断検査の場合に限り、

悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する。

- 30 骨型アルカリフオスファターゼ (BAP) (D008 14)、インタクト I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) (D008 14)及びアルカリホスファターゼ・アイソザイム (D007 33)のうち 2 項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 31 エストロジェン(D008 15)については,エストリオール(E3)(D008 15)又はエストラジオール(E2)(D008 17)と同時に測定した場合には算定できない。
- 32 ノルメタネフリン(D008 20)は, 褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のため行った場合に算定し, メタネフリン(D008 19)を併せて行った場合は, 主たるもののみ算定する。
- 33 インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3) (D008 21)は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)をソマトメジンC(D008 19)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 34 尿中 NMP22 (D009 7) 及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量 (D009 7) は, 尿沈渣顕微鏡検査 (D002) により赤血球が認められ, 尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。 尿中 NMP22 及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量は, 尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B001 3) は算定できない。 尿中 NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- 35 シアリル Le^x (CSLEX) 抗原 (D009 8) は、診療及び他の 検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる 者に対して検査を行った場合に算定する。シアリル Le^x (CSLEX) 抗原 (D009 8) と CA15-3 (D009 3) を併せて測定し た場合には、主たるもののみ算定する。
- 36 ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)(D0099)を神 経特異エノラーゼ(NSE)(D0096)と併せ実施した場合に は、主たるもののみ算定する。
- 37 尿中遊離型フコース (D009 10), 癌胎児性抗原 (CEA) (D009 2), DUPAN-2 (D009 3) のうち2項目又は3 項目を併せ測定した場合は,主たるもの1つに限り算定する。
- 38 乳頭分泌液中 CEA (D009 13) は、乳頭異常分泌患者に非腫瘤性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中の CEA を測定した場合に算定する。乳頭分泌液中 HER 2 タンパク (D009 13) は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘤性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中の HER 2 タンパクを測定した場合に限り算定する。乳頭分泌液中 HER 2 タンパク測定及び乳頭分泌液中 CEA を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。血清中 HER 2 タンパク (D009 13) は、乳癌であると既に確定診断され、かつ HER 2 タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER 2 タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理

料(B001 3 ロ)を算定する。HER 2 タンパク(N002 3)は、免疫染色病理標本作製を行った場合に限り算定する。HER 2 遺伝子標本作製(N005)は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER 2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、遺伝子増幅標本作製を行なった場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。なお、HER 2 遺伝子標本作製(N002 3)を併せて算にした場合は、主たる点数のみを算定する。治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。(平23.3.10 保医発 0310 1)

- 39 Rh(その他の因子)血液型(D0113)については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、 所定点数を算定する。
- 40 赤血球不規則抗体検査(D011 4) は,輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し,第2章第10部手術第7款胸部手術,第8款心・脈管手術,第9款腹部手術又は子宮全摘術(K877),子宮悪性腫瘍手術(K879),子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)(K889),帝王切開術(K898)又は子宮外妊娠手術(K912)が行われた場合に,手術の当日に算定する。また,手術に際して輸血が行われた場合は,本検査又は輸血(K920)の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合,診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴,妊娠歴がある旨を記載する。輸血(K920)の「注6」:不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき所定点数に200点を加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として所定点数に200点を加算する。)
- 41 梅毒脂質抗原使用検査(定性)(D012 1)及びは梅毒脂質 抗原使用検査(D012 5)は、従来の梅毒沈降反応(ガラス 板法、VDRL 法、RPR 法、凝集法等)をいい、梅毒脂質抗 原使用検査(定性)(D012 1)又は梅毒脂質抗原使用検査 (D012 5)ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- 42 アデノウイルス抗原(定性)(D0127)とロタウイルス抗原(D00128)は糞便を試料として検査した場合に算定し、これらを同時に測定した場合にあっては,主たる検査の所定点数のみ算定する。
- 43 抗クラミジア・ニューモニエ IgM 抗体価 (D012 19) を、 クラミジア・ニューモニエ IgG 抗体価 (D012 9) 又はクラミジア・ニューモニエ IgA 抗体価 (D012 10) と併せて実施した場合は、主たるもの 1 つに限り算定する。
- 44 ウイルス抗体価(半定量) (D012 11) は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。ア アデノウイルス、コクサッキーウイルス、サイトメガロウイルス、EB ウイルス、エコーウイルス、ヘルペスウイルス、インフルエンザウイルス A型、インフルエンザウイルス B型、ムンプスウイルス、パラインフルエンザウイルス I型、パラインフルエンザウイルス II型、パラインフルエンザウイルス II型、ポリオウイルス II型、ポリオウイルス II型、ポリオウイルス II型、ポリオウイルス II型、ポリオウイルス II型、ポリオウイルス II型、ポリオウイルス II型、ポリオウイルス II型、ポリオウイルス II型、ポリオウイルス、国際ウイルス、麻疹ウイルス、日本脳炎ウイルス、オーム病クラミジア。 ウイルス抗体価(半定量) (D012 11) に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。単純ヘルペスウイルス及び水

痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ 算定できる。同一検体についてウイルス抗体価(半定量) の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する (注)。

サイトメガロウイルス抗体価(D012 24)をグロブリン クラス別ウイルス抗体価(D012 25)と併せて行った場合 は、主たるもののみを算定する。 同一検体について、 グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)を行った 場合は、2項目を限度として算定する(注)。 グロブリ ンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)は、下記の項目の ウイルスの IgG 型ウイルス抗体価又は IgM 型ウイルス抗 体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウ イルス B19(D012 26)は, 紅斑が出現している妊婦につい て、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウ イルス抗体価を測定した場合に算定する。水痘ウイルス、 風疹ウイルス、サイトメガロウイルス、EB ウイルス、麻 疹ウイルス、ムンプスウイルス、ヒトパルボウイルス B19。 同一ウイルスについて IgG 型ウイルス抗体価及び IgM 型 ウイルス抗体価を測定した場合にあっては, いずれか一 方の点数を算定する。 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の 点数を算定する。単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21) は、ヘルペスウイルス型別確認を行った場合に算定

45 HIV-1 抗体価(D012 15)、HIV-1,2抗体価(D012 16)に ついては、診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与 歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液 凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53~63年 の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対して、 HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価を実施した場合は, HIV 感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず所定 点数を算定する。 ただし、保険医療機関において採血 した検体の検査を保健所に委託した場合には算定しな い。 ア新生児出血症(新生児8メレナ,ビタミンK欠 乏症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受 けた者、イ肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかっ た者、ウ食道静脈瘤の破裂,消化器系疾患により大量の 吐下血があった者、工大量に出血するような手術を受け た者(出産時の大量出血も含む) なお, 間質性肺炎等 後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認 められる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認 められる場合でHIV感染症が疑わせる自他覚症状がある 場合は,本検査を算定できる。 輪血料(K920)(自己血輪 血(K920 4)を除く。)を算定した患者又は血漿成分製剤 (新鮮液状血漿, 新鮮凍結人血漿等)の輪注を行った患者 に対して,一連として行われた当該輸血又は輪注の最終 目から起算して、概ね2か月後に HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価の測定が行われた場合は、HIV 感染症を 疑わせる自他覚症状の有無に関わらず, 当該輸血又は輸 注につき1回に限り、所定点数を算定できる。 他の保 険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の 輸注を行った場合であっても同様とする。上記輸血料算 定の場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該輪血又は輸 注が行われた最終日を記載する。 HIV-1 抗体価(ウエ スタンブロット法) (D012 28) 又は HIV-2 抗体価(ウエス タンブロット法) (D012 30) は、スクリーニング検査とし てのHIV-1 抗体価又はHIV-1,2 抗体価が陽性の場合の確 認診断用の検査である。

HIV 抗原(D012 33) は、HIV 感染者の経過観察又は HIV 感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。 HIV-I 核酸定量検査(D023 10)は、HIV 感染者の経過観察に用いた場合又は HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。HIV-1 核酸定量検査(D023 10)と HIV-1 抗体価(ウエスタンブロット法)(D012 28)を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

- 46 A 群 β 溶連菌迅速試験 (D012 17) と細菌培養同定検査 (D018) を同時に実施した場合は、A 群 β 溶連菌迅速試験 の所定点数のみを算定する。この場合において、A 群 β 溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養 同定検査を実施した場合であっても、A 群 β 溶連菌迅速 試験の所定点数のみ算定する。
- 47 ノイラミニダーゼ (D012 17) 及びインフルエンザウイルス抗原 (D012 18) は、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として、発症後 48 時間以内に実施した場合に限り算定することができる。インフルエンザウイルス抗原 (D012 18) とインフルエンザウイルス A 若しくは B型抗体価 (D012 11) 又はノイラミニダーゼ (D012 17) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 48 大腸菌 0 157LPS 抗原(D012 20), 大腸菌 0 157LPS 抗体 (D012 21) 及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体 (D0182)によるもののうちいずれかを複数測定した場合 は,主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査(D012 21) は、細菌培養同定検査(D018)により大腸菌が確認さ れた後,血清抗体法により大腸菌の0抗原又はH抗原の 同定を行った場合に,使用した血清の数,菌種等に関わ らず算定する。この場合において細菌培養同定検査 (D018)等の費用は別には算定できない。 大腸菌ベロ トキシン検査(D023-24)は、大腸菌の抗原同定検査の 結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った 場合に算定する。大腸菌ベロトキシン検出検査のうち、 細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法に ついては, 臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感 染症が強く疑われる場合に限り, 大腸菌抗原同定検査を 踏まえることなく行った場合にも算定できる。
- 49 カンジダ抗原 (D012 18) 又は D-アラビニトール (D012-19) はカンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断目的 で行った場合に算定できる。 アスペルギルス抗原 (D012 20) は,侵襲性肺アスペルギルス症の診断のため に実施した場合にのみ算定できる。 $(1\rightarrow 3)$ β D-グルカン (D012 24) は,深在性真菌感染症が疑われる患者に 対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお,($1\rightarrow 3$) β D-グルカン,カンジダ抗原,D-アラビニトール,アスペルギルス抗原又はクリプトコックス・ネオフォルマンス抗原 (D012 22) と併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
- 50 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)(D012 23)は、喀痰又は 上咽頭ぬぐいを検体として、肺炎又は下気道感染症の診 断に用いた場合に算定する。尿中肺炎球菌莢膜抗原 (D012 23)と併せて実施した場合には、主たるもののみ 算定する。(平成22年11月30日保医発1130第4号)
- 51 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定 検査(D0234)は、クラミジア・トラコマチス感染症若し くは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコ

マチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって, 臨床所見, 問診又はその他の検査によっては感染因子の 鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施し た場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染 者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。 ただし、淋菌抗原同定検査(D012 21), クラミジアトラコ マチス抗原(D012 20), 淋菌核酸同定(D023 2), クラミ ジアトラコマチス核酸同定検査(D0232), 淋菌及びクラ ミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査を併せて実 施した場合は、主たるもののみ算定する。淋菌及びクラ ミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査は, 泌尿器又 は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿 は含み女子尿は含まない。なお、TMA 法の同時検出法並 びに HPA 法の同時検出法及び DKA 法の同時検出法又は SDA 法においては、咽頭からの検体も算定できる。 菌核酸同定検査と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細菌 培養同定検査(D018)を併せて実施した場合は、主なもの のみ算定する。 クラミジアトラコマチス核酸同定検査 (D023 2) とクラミジアトラコマチス抗原(D012 20) を併 せて測定した場合は、主なもののみ算定する。クラミジ アトラコマチス核酸同定検査は, 泌尿器、生殖器又は咽 頭からの検体によるものである。なお、咽頭からの検体 も算定できる。 クラミジアトラコマチス抗原(結膜ま たは鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入体結膜炎 若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラコマチス 肺炎の診断の場合に実施した場合に算定できる。 グロ ブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価(D012 24) はクラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採 取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新 生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG 抗体価又は IgA 抗体価(D012 24)を測定した場合又は新生児・乳幼児肺 炎の診断に際し、IgM 抗体価を測定した場合に算定する。 IgG, IgA 及び IgM 抗体価のうち2項目以上を同時に測定 した場合は主なもののみ算定する。

- 52 HA 抗体価(D013 6) と IgM-HA 抗体価(D013 6) を同時に 測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- 53 HBc 抗体価(D013 6)と IgM-HBc 抗体価(D013 6)を同時 に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺 伝子同定検査(D0239)は、B型急性肝炎患者に対しては、 劇症肝炎が疑われる場合に限り,患者1人につき1回算 定できる。また、B型慢性肝炎患者に対しては、経過観 察中に ALT 異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、 抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択 のために行われた場合に限り算定できる。なお,本検査 実施以降は、肝炎ウイルス関連検査(D013)のうちB型肝 炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療 薬の治療効果判定に用いる検査を除く。)は、算定でき ない。B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)(D0139) は、B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の 判定の目的で、血清または血漿中のB型肝炎ウイルスコ ア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り 算定する。なお、HBV 核酸定量検査(D023 3)又は DNA ポ リメラーゼ(D023 5)を同時に測定した場合は、主たるも ののみ算定する。 DNA ポリメラーゼは、H24.3.31 まで の間に限り、算定できるものとする。
- 54 HCV 特異抗体価測定による群別判定(D013 8)は, C型 肝炎の診断が確定した患者に対し,C型肝炎の治療法の

選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。 HCV 核酸同定検査(D023 6)又は HCV 核酸定量検査(D023 9)は、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、HCV 核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、HCV 核酸同定検査と HCV 核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。

- 55 リウマトイド因子(D014 2), 抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8), マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)(D014 8), Clq 結合免疫複合体(D014 10),モノ クローナル RF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG 型リウマ チ因子(D014 14)及びC3d結合免疫複合体(D014 14)のう ち3項目以上を併せて実施した場合には,主たるもの2 つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、 リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主なもの のみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗 体) (D014 14) は、関節リウマチと確定診断できない者に 対して診断の補助として検査を行った場合に、原則とし て1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性 の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、 当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診 療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプ チド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体 価、マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3), Clq 結合免疫複合体、モノクローナル RF 結合免疫複合体、 IgG型リウマチ因子及びC3d結合免疫複合体のうち2項 目以上を併せて実施した場合には, 主たるもの1つに限 り算定する。
- 56 抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体(D0149)を、マイクロ ゾームテスト(D0143)と併せて実施した場合は、主たる もののみ算定する。 TSH レセプター抗体(D014 16)及び TSH 刺激性レセプター抗体(TSAb)(D014 20)を同時に行 った場合は、いずれか一方のみ算定する。(H22.4.1)
- 57 抗 Jo-1 抗体(D014 9), 抗サイログロブリン抗体(D014 9), 抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体(D014 9), 抗 RNP 抗体(D014 9), 抗 Sm 抗体(D014 10), 抗 SS-A/Ro 抗体(D014 10), 抗 SS-B/La 抗体(D014 10), 抗 Sc1-70 抗体(D014 10)及び C1q 結合免疫複合体(D014 10)等を 2 項目又は 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ 320点又は 490 点とする。
- 58 抗カルジオリピン抗体(D014 16)と抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I (抗 CL β 2GP I)複合体抗体 (D014 15)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定 する。
- 59 血清中抗デスモグレイン 3 抗体 (D014 17) 又は血清中 抗デスモグレイン 1 抗体 (D014 19) は,天疱瘡の鑑別診 断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定し た場合に算定できる。なお,鑑別診断目的の対象患者は, 厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する 調査研突班による「天疱瘡診断基準」により,天疱瘡が 強く疑われる患者とする。 尋常性天疱瘡、又は、落葉 状天疱瘡の患者に対し,経過観察中の治療効果判定の目 的で、血清中抗デスモグレイン 1 抗体と血清中抗デスモ グレイン 3 抗体を併せて測定した場合は,主たるものの み算定する。
- 60 免疫グロブリン(D015 4)は、IgG、IgA、IgM 及び IgD

- を測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。 免疫電気泳動法 (同一検体に対して一連につき) (D015 21) によって IgA, IgM 及び IgG を同時に測定した場合は、1 回の検査として免疫電気泳動法により算定する。 免疫グロブリン L 鎖 κ/λ 比 (D015 23) は、高免疫グロブリン L 血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。免疫グロブリン L 銭 κ/λ 比 (D015 23) と免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 61 血清アミロイド A(SAA)蛋白(D015 6)を C 反応性蛋白 (CRP)定性(D015 1)又は C 反応性蛋白(CRP)(D015 1)と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- 62 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異な る場合であっても,同時に又は一連として検体を採取し た場合は、1回のみ所定点数を算定する。 抗酸菌分離 培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、 患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算 定できる。 抗酸菌分離培養検査1(D0201)は、液体培 地を用いて培養を行い, 酵素感受性蛍光センサー、二酸 化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を 行った場合に算定する。 抗酸菌分離培養検査 2(D020 2)は、抗酸菌分離培養検査1に掲げるもの以外について 算定する。抗酸菌同定検査(D021)(種目数にかかわらず 一連につき)は、検査方法、培地数にかかわらず、1回の み所定点数を算定する。 抗酸菌薬剤感受性検査 (D022) (培地数に関係なく)は,直接法,間接法等の方 法及び培地数にかかわらず, 感受性検査を行った薬剤が 4種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査に おいても, 使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定 する。抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退 院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に 行われる場合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺 激性遊離インターフェロンγ (D015 24)は、診察又は画 像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象と して測定した場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核 酸同定検査(D0237)を併せて実施した場合は、主たるも ののみ算定する。 結核菌群核酸同定検査は、同時に結 核菌を同定した場合に限り算定する。また, 結核菌群核 酸同定検査を併用した場合は, 主たるもののみ算定する。 結核菌群核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の 病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定でき る。 マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー 核酸同定検査(D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性 であることが確認された場合のみに算定できる。抗酸菌 同定検査(D021)が併せて実施された場合にあっては,主 なもののみ算定する。
- 63 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2'(PBP2') (D023-21)又はブドウ球菌メチシリン耐性(MRSA)遺伝子同定検査(D0239)は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA 感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2'(PBP2'とブドウ球菌メチシリン耐性(MRSA)遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 64 スパイログラフィー等検査(D200)から基礎代謝測定 (D204)までに掲げる呼吸機能検査等については,各所定 点数及び呼吸機能検査等判断料(D205)の所定点数を合

算した点数により算定し、心臓カテーテル法による諸検査(D206)からエレクトロキモグラフ(D214-2)までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。2回目以降100分の90で算定する場合の「同一の検査」とは、心電図検査(D2081~5)、負荷心電図検査(D2091,2)、ホルター型心電図検査(D2101,2)については、それぞれ同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

呼吸循環機能検査等に係る一般事項として、当該以外の保険医療機関で描写した心電図又は負荷心電図について診断を行った場合は、1回 70 点とする。 スパイログラフィー等検査 (D200) から肺胞機能検査 (D203) までの各検査については,特に定めのない限り,次に掲げるところにによる。ア実測値から算出される検査値については算定できない。イ測定方法及び測定機器は限定しない。ウ負荷を行った場合は,負荷の種類及び回数にかかわらず,その前後の検査について,それぞれ 1回のみ所定点数を算定する。エ使用したガス (CO, CO2, N2, He等) は,購入価格を 10 円で除して得た点数を別に算定できる。オ喘息に対する吸入誘発試験は,負荷試験に準ずる。肺活量計による肺活量の測定は,別に算定できない。

肺気量分画測定(安静換気量及び最大換気量を含 む。) (D200 1) には、予備吸気量、1回換気量及び予備 吸気量のすべての実測及び実測値から算出される最大 吸気量の測定のほか, 安静換気量及び最大換気量の測 定が含まれる。 肺気量分画測定と肺内ガス分布の指標 ガス洗い出し検査(D2021)とを同時に実施した場合には, 機能的残気量測定(D2003)は算定出来ない。フローボリ ュームカーブ(D2002)は、曲線を描写し記録した場合に のみ算定し、強制呼出曲線の描出に係る費用を含む。ま た, フローボリュームカーブから計算によって求めら れる努力肺活量, 1秒量, 1秒率, MMF, PFR 等は, 別に 算定できない。体プレスチモグラフを用いる諸検査 (D200 3)は、別に定めの無い限り、機能的残気量測定 (D200 3)により算定する。左右別肺機能検査(D200 5)の 所定点数には,カテーテル挿入並びにスパイログラフィ 一等検査(D200 1~4)及び換気力学的検査(D201)の費用 を含む。コンプライアンス測定(D2012)の所定点数には, 動肺コンプライアンス測定及び静肺コンプライアンス 測定の双方を含む。65 直腸温又は膀胱温の測定は、深 部体温測定(D228)と異なるものであり、深部体温計によ る深部体温の測定には該当しない。 前額部,胸部,手 掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状 態観察(D229)と深部体温計による深部体温測定(D228) を同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。

- 65 呼吸心拍監視(D220),カルジオスコープ (ハートスコープ) (D220)又はカルジオタコスコープ(D220)を同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。人工呼吸(J045)を同一日に行った場合は、呼吸心拍監視(D220),新生児心拍・呼吸監視装置(D220),カルジオスコープ(ハートスコープ)又はカルジオタコスコープに係る費用は人工呼吸の所定点数に含まれる。
- 66 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

(D206), 右心カテーテル(D206 1)及び左心カテーテル (D206 2)は、新生児又は3歳未満の乳児(新生児を除 く。) に対して当該検査を行った場合は、右心カテーテ ルについては 10,800 点又は 3,600 点, 左心カテーテル については12,000点又は4,000点,それぞれ所定点数を 加算する(注 1)。 当該検査に当たって、卵円孔又は欠 損孔を通しての左心カテーテル検査,経中隔左心カテー テル検査 (ブロッケンブロー), 伝導機能検査, ヒス束 心電図,診断ペーシング,期外(早期)刺激法による測 定・誘発試験, 冠動脈造影又は心筋採取を行った場合は, それぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点,600 点、1,400点を加算する(注2)。 血管内超音波検査(D215 5)、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を 実施した場合は、所定点数に300点を加算する(注3)。 厚生労働大臣の定める施設基準を満たす保険医療機関 において血管内視鏡検査(D324)を実施した場合は所定 点数に300点を加算する(注4)。 同一月中に血管内超 音波検査(D2155)と血管内視鏡検査(D324)の両方を実施 した場合は主たる検査の点数を算定する(注5)。 ーテルの種類, 挿入回数によらず一連として算定し, 諸 監視, 血液ガス分析, 心拍出量測定, 脈圧測定, 肺血流 量測定,透視,造影剤注入手技,造影剤使用撮影及びエ ックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものと する(注6)。 エックス線撮影に用いられたフィルムの 費用は、フィルム(E400)の所定点数により算定する(注 7)。 心臓カテーテル検査により大動脈造影,肺動脈造 影及び肺動脈閉塞試験を行った場合においても,心臓カ テーテル法による諸検査(D206)により算定するものと し,血管造影等のエックス線診断の費用は,別に算定し ない。 心臓カテーテル法による諸検査のようなカテー テルを用いた検査を実施した後の縫合に要する費用は, 所定点数に含まれる。 右心カテーテル(D206 1)及び左 心カテーテル(D206 2)を同時に行った場合であっても, 「注 1, 2, 3」の加算は 1 回のみに限られる。 及び4」に掲げる加算は主たる加算を患者1人につき月 1回に限り算定する。心筋生検を行った場合は、組織試 験採取(D417)、切採法の所定点数を併せて算定する。心 臓カテーテル法による諸検査において、右心・左心カテ ーテルを同時に行い、その際心筋生検を行った場合、デ ィスポーザブルの鉗子を用いた場合に限り、1回を限度 として算定する。左右別には算定できない。

- 67 心臓超音波検査(D2153)においては、心筋虚血の診断を目的とした場合に算定できる。この場合、心筋シンチグラフィーを同一月に実施した場合には主たるもののみ算定する。超音波検査(D215)のドプラ法について、脳動脈血流速度連続測定(D2154口)及び脳動脈血流速度マッピング法(D2154八)を併せて、行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する(注4)。
- 68 観血的肺動脈圧測定(D230)は、肺動脈楔入圧を持続的に測定する場合に所定点数を算定する。 測定のために右心カテーテル法により、バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合には挿入日にカテーテル挿入加算を算定できる。この場合、使用したカテーテルの本数にかかわらず、一連として算定する。観血的肺動脈圧測定(D230)と右心カテーテル法による諸検査(D206 1)又は中心静脈圧測定(D226)を同一日に実施した場合は、主たるもののみ算定する。左心カテーテル法による諸検査(D206 2)を同一日に実施した場合は、別に算定できる。

穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は、別に 算定できない。 中心静脈圧測定を算定中に、カテーテ ルの挿入手技を行った場合は、(手術に関連して行う場 合を除く。)は、中心静脈圧注射用カテーテル挿入 (G005-2)により算定する。この場合において、カテー テルの挿入手技に伴う画像診断及び検査の費用は算定 しない。

69 脳波検査(D235)から反復睡眠潜時試験(MSLT)

(D237-2)までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び脳波検査判断料(D238)の所定点数を合算した点数により算定する。 脳波検査(D235)を算定するものは、同時に8誘導以上の記録を行った場合である。8誘導未満の誘導数により脳波を測定した場合は、誘導数に応じて脈波図(D214)、心機図(D214)、ポリグラフ検査(D214)の所定点数により算定するものとし、種々の賦活検査(睡眠、薬物を含む。)を行った場合も、脈波図、心機図、ポリグラフ検査の所定点数のみにより算定する。心臓及び脳手術中における脳波検査は、8誘導以上の場合は脳波検査により、それ以外の場合は誘導数に応じて脈波図、心機図、ポリグラフ検査により算定する。

長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(D235-2)は、難治性てんかんの患者に対し、硬膜下電極若しくは深部電極を用いて脳波測定を行った場合、患者1人につき14日間を限度として算定する。 当該検査は厚生大臣が定める施設基準検査である。

長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)(D235-3)は、難治性てんかんの患者に対し、てんかんの手術前後に行った場合、患者1人につきそれぞれ5日間を限度として算定する。

脳誘発電位検査(脳波検査を含む)(D236)は、刺激又は 負荷を加えながら脳活動電位を記録し、コンピューター 等により解析を行うものであり、同時に記録した脳波検 査については、別に算定できない。 聴性誘発反応検査 (D236 3)、脳波聴力検査(D236 3)、脳幹反応聴力検査 (D236 3)及び中間潜時反応聴力検査は(D236 3)のいずれの検査も脳誘発電位検査(D236 3)により算定するものであり、2種類以上行った場合であっても、1回のみ算定する。脳誘発電位検査(D236 3)と聴性定常反応(D236 4)を両方行った場合は、主たるもののみ算定する。

- 70 終夜睡眠ポリグラフィー2(1 以外の場合)(D237 2)と同時に行った検査のうち、スパイログラフィー等検査(D200)から終夜睡眠ポリグラフィー(携帯用装置を使用した場合)までに掲げるもの及び筋電図検査(D239)については、併せて算定できない。
- 71 筋電図検査(1肢につき(針電極にあっては1筋)) (D239 1)において、顔面及び躯幹は、左右、腹背を問わずそれぞれ1肢として扱う。筋電図検査(D239 1)は左上肢、右上肢をそれぞれ「1肢」として、200点×2で算定する。 誘発筋電図(神経伝達速度測定を含む。)(一連につき)(D239 2)について、2神経以上に対して行う場合には、1神経を増すごとに所定点数に150点を加算する。ただし、加算点数は450点を超えないものとする(注1)。感覚神経及び運動神経を別々に1神経として数える。中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D239-3)について、厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関以外の場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注2)。中枢神経磁気刺激による誘発

筋電図 (一連につき) (D239 3) については、多発性硬化症,運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を目的として,単発若しくは二連発磁気刺激法による。行った場合に算定する。検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず,一連として所定点数により算定する。

- 72 電気眼振図 (D250 4) を眼球電位図 (EOG) (D278) と併せ て行った場合は,主たる検査の所定点数のみを算定する。
- 73 電気味覚検査(D254)については、検査の対象とする 支配神経領域に関係なく所定点数を一連につき1回算 定する。
- 74 汎網膜硝子体検査(片側)(**D255-2**)は,患者1人につき月1回に限り算定する。ただし,汎網膜硝子体検査と併せて行った精密眼底検査(片側)(D255),細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)(D257)又は細隙燈顕微鏡検査(前眼部)(D273)に係る費用は所定点数に含まれるものとする(注)。
- 75 同一のラジオアイソトープを用いて循環血液量測定 (D292 1),血漿量測定(D292 1),血球量測定(D292 2),吸収機能測定(D292 3),赤血球寿命測定(D292 3),造血機能検査(D292 4),血小板寿命測定(D292 4)若しくはシンチグラム(画像を伴わないもの)の甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)(D293 1),レノグラム(D293 2),肝血流量(D293 2),心機能検査(心拍出量測定を含む)(D293 3),肺局所機能検査(D293 4),脳局所機能検査(D293 4)又はシンチグラム(画像を伴うもの)(E100)からポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(D101-3)までに掲げる各医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する(注1)。
- 76 直腸鏡検査(D311)を肛門鏡検査(D311-2)と同時に 行った場合は、主たるもののみ算定する。肛門部のみを 観察した行った場合は、直腸鏡検査ではなく肛門鏡検査 (D311-2)を算定する。
- 77 人工気腹術は、腹腔鏡検査(D314)に伴って行われる場合にあっては、別に算定できない。 腹腔鏡検査(D314)を、腹腔ファイバースコピー(D315)と同時に行った場合は主たるものの所定点数を算定する。
- 78 鼻咽腔直達鏡検査(D296-2)は、嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー(D298)と同時に行った場合は算定できない。 嗅裂 部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー については、嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部の 全域にわたっての一連の検査として算定する。

I-2. 1週以内に併せて実施した場合は,主たるもののみ算

1 ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP) (D008 11)は、及びヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N末端フラグメント(NT-proBNP) (D008 11)は、心不全の診断又は病態把握のため実施した場合に月1回に限り算定する。1週間以内にBNPとNT-proBNP及びヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP) (D008 19)のうち2項目以上を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(BNP, NT-proBNP, HANPを併せて実施した場合は、併せて各検査の実施日)を記載する。(慢性維持透析患者外来医学管理料(B001 15)を算定している場合は、当該検査の所定点数を算定できない。)

I-3. 同一月内に併せて測定した場合, いずれか 一方のみの点数を算定

- 1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍 細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選 択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った, 肺癌及 び大腸癌における EGFR 遺伝子検査又は K-ras 遺伝子検 査, 膵癌における K-ras 遺伝子検査, 悪性骨軟部組織腫瘍 における EWS-Fli1 遺伝子検査, TLS-CHOP 遺伝子検査又 は SYT-SSX 遺伝子検査,消化管間葉系腫瘍における c-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけ るマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫セ ンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者 1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を 算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治 療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺 伝子検査(D004-21), 血液細胞核酸增幅同定検査(造 血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺 伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併 せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関 連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病 又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った 場合に、6月に1回を限度として算定できる。 胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は, 別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして 地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於い て,2月に1回を限度として算定できる。
- 2 心筋トロポニン I (D007 27) と心筋トロポニン T (定性、 定量) (D007 28) を同一月に併せて実施した場合は主たる もののみ算定する。
- 3 CA125 (D009 7), CA130 (D009 11), CA602 (D009 10) の うち 2 項目又は 3 項目を併せて測定した場合は,主たる もの 1 つに限り算定する。 ただし、子宮内膜症の診断 又は治療効果判定を目的として CA125, CA130 又は CA602 を行った場合(診断又は治療前及び治療後の各 1 回に限る)においては,悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3) とは別に腫瘍マーカー(D009)の検査料を算定できる。
- 4 同一月内に AFP のレクチン反応性による分画比(AFP-L3%)(D009 10)を α -フェトプロテイン(AFP)(D009 2)又は PIVKA II (D009 6)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定。
- 5 骨塩定量検査(D217)は、骨粗鬆症の診断及びその経過 観祭の際のみ算定できる。ただし、4カ月に1回を限度

- とする。 MD 法(D217 2)による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、骨塩定量検査の「MD 法(D217 2)、SEXA 法(D217 2)等」の所定点数又は画像診断の手技料(写真診断(E001)及び撮影(E002))の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、フィルムの費用(E400)は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。同一日にDEXA 法による腰椎撮影(D217 1)に大腿骨同時撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算(D217 注)として、所定点数に90点を加算する。
- 6 エストロジェンレセプター(N002 1)の免疫染色とプロジェステロンレセプター(N002 2)の免疫染色を同一月に実施した場合は、いずれかの主たる病理組織標本作製の所定点数及び注に規定する加算のみを算定する。エストロジェンレセプター(N002 1)及びプロジェステロンレセプター(N002 2)の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、主たる病理組織標本作製の所定点数 180 点を加算する(注 1)。
- 7 HER 2 タンパク (N002 3) は酵素免疫測定による病理標本作製を行った場合に限り算定する。
- 8 耳音響放射 (OAE) 検査(D247 5)のその他の場合(D247 5 ロ)とは、誘発耳音響放射 (EOAE) 及び結合音耳音響放射 (DPOAE) をいう。なお、耳音響放射 (OAE) 検査の自発耳音響放射(D247 5 イ)及び耳音響放射 (OAE) 検査のその他の場合(D247 5 ロ)の両方を同一月中に行った場合は、自発耳音響放射(D247 5 イ)の所定点数は算定できない。
- 9 角膜形状解析検査(D265-2)は、患者1人につき月1 回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った角膜曲率半径計測(D265)は所定点数に含まれるものとする。角膜形状解析検査は、初期円錐角膜などの角膜変形患者、角膜移植後の患者又は高度角膜乱視(2ジオプトリー以上)を伴う白内障患者の手術前後に行われた場合に限り算定する。 角膜移植後の患者については2 か月に1回を限度として算定し、高度角膜乱視を伴う自内障患者については手術の前後各1回に限り算定する。角膜変形患者に対して行われる場合は、コンタクトレンズ処方に伴う場合を除く。
- 10 内視鏡下嚥下機能検査(D298-2)は、嚥下機能が低下した患者に対して、喉頭内視鏡等を用いて直接観察下に着色水を嚥下させ、嚥下反射惹起のタィミング、着色水の咽頭残留及び誤嚥の程度を指標に嚥下機能を評価した場合に算定する。 内視鏡下嚥無下機能検査、嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー(D298)及び喉頭ファイバースコピー(D299)を2つ以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
- 11 病理診断料(N006)の組織診断料(N006 1)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、病理組織標本作製(N000),電子顕徴鏡病理組織標本作製(N001)、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(N003)により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。 病理診断料(N006)の細胞診断料(N006 2)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する

病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務す る診療所である保険医療機関において, 術中迅速細胞診 (N003-2)若しくは細胞診(N004)の穿刺吸引細胞診 (N0042), 体腔洗浄等によるもの(N0042)により作製さ れた標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療 機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診 断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわ らず,月1回に限り算定する。 当該保険医療機関以外 の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行っ た場合は, 病理組織標本作製(N000), 免疫染色(免疫抗 体法) 病理組織標本作製(N002), 術中迅速病理組織標本 作製(N003), 術中迅速細胞診(N003-2) 又は細胞診(N004) までに掲げる病理標本作製料は、別に算定できない。 病理診断料を算定できる保険医療機関は, 病理診断を専 ら担当する医師が勤務する病院でなければならないが, 年間の剖検数・生検数が十分にあること, 剖検室等の設 備や必要な機器等を備えていること, 病理部門の要員を 備えていること等を満たしている程度の保険医療機関 であることが望ましい。 当該保険医療機関以外に勤務 する病理診断を行う医師が、当該保険医療機関に出向い て病理診断を行った場合等, 当該保険医療機関における 勤務の実態がない場合においては, 病理診断料は算定で きない。 当該保険医療機関以外の医療機関(衛生検査 所等を含む。) で作製した病理標本につき診断のみを行 った場合には,月1回に限り所定点数を算定する。なお, 患者が当該傷病につき当該保険医療機関を受診してい ない場合(テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本 作製(N003)及び術中迅速細胞診(N003-2)を行う場合 を除く。) においては、療養の給付の対象とならない。 病理診断料(N006)が含まれない入院料を算定する病棟 に入院中の患者に対して,病理診断料を算定する場合は, 同一月内に当該患者が病理診断料が含まれる入院料を 算定する病棟に転棟した場合であっても, 当該病理診断 料を算定することができる。 病理判断料(N007)は、行 われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1 回に限り算定する。病理診断料(N006)を算定した場合 には、算定しない。 病理判断料が含まれない入院料を 算定する病棟に入院中の患者に対して, 病理判断料を算 定した場合は,同一月内に当該患者が病理判断料が含ま れる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても, 当該病理判断料を算定することができる。

I-4. その他主たるもの2つなどの所定点数を算定, 又は一連の算定など複合的規制

- 1 HDL-コレステロール (HDL-Cho) (D007 4), 総コレステロール (D007 4) 及び LDL-コレステロール (D007 5) を併せて測定した場合は,主たるもの 2 つの所定点数を算定する。
- 2 蛋白分画(D007 5),総蛋白(D007 1)及びアルブミン (D007 1),を併せて測定した場合は、主たるもの2つの 所定点数を算定する。
- 3 腫瘍マーカー(D009)は、悪性腫瘍の患者であることが 強く疑われる者に対して、腫瘍マーカー検査を行った場 合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に 1 回を限度として算定する。 悪性腫瘍の診断が確定し、 計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は悪性腫瘍特異物質治

療管理料 (B001 3) に含まれ,腫瘍マーカーは,原則として,悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B001 3) と同一月に併せて算定できない。 ただし,悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても,次に掲げる場合においては,悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B001 3) とは別に腫瘍マーカー (D009) の検査料を算定できる。 ア 急性及び慢性膵炎の診断及び経過観察のためにエラスターゼ 1 (D009 4) を行った場合 イ 肝硬変,HBs 抗原陽性の慢性肝炎又は HCV 抗体陽性の慢性肝炎の患者について, α -フェトプロテイン (AFP) (D009 2) 又は PIVKA II (D009 6) を行った場合 (月 1 回に限る。) ウ 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として CA125 (D009 7),CA130 (D009 11) 又は CA602 (D009 10) を行った場合 (診断又は治療前及び治療後の各 1 回に限る。) エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して癌胎児性抗原 (CEA) (D009 2) を行った場合

CA125 (D009 7), CA130 (D009 11), CA602 (D009 10) Ø 2 項目ないし3項目を併せて測定した場合には,主たるも の1つに限り算定する。 上記「主たるもののみ算定」 の項目について、1 つを悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B0013)の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マー カーの項目として算定することはできず, いずれか一方 のみ算定する。 患者から1回に採取した血液等を用い て癌胎児性抗原 (CEA) (D009 2)、α-フェトプロテイン (AFP) (D009 2), 組織ポリペプチド(TPA) (D009 2)、扁平 上皮癌関連抗原(SCC) (D009 2)からインターロイキン 2 受容体(IL-2R)(D009 14)までに掲げる検査を2項目以上 行った場合は、所定点数にかかわらず、検査項目数に応 じて、2項目 230 点、3項目 290 点、4項目以上 420 点により算定する。 腫瘍マーカー(D009)に掲げる血液 を検体とする検査と尿中遊離型フコース(D009 10), 尿 中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア(HCG β -CF) (D009 11), 乳頭分泌液中 CEA (D009 13) 又は乳頭分泌液中 HER 2 タンパク (D009 13) を同一日に行った場合にも,適

4 ヘリコバクター・ピロリ(以下 H・ピロリに略す)抗体 (定性・半定量)(D012 9)検査を含む H・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正(平成22年06月18日保医発0618第1号)に即して行うこと

「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについ て」 A 対象患者 H・ピロリ感染症に係る検査につい ては、以下に掲げる患者のうち、H・ピロリ感染が疑わ れる患者に限り算定出来る。①内視鏡検査又は造影検 査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなさ れた患者 ②胃 MALT リンパ種の患者 ③特発性血小板 減少性紫斑病の患者 ④早期胃癌に対する内視鏡的治 療後の患者 B 除菌前の感染診断 (1)除菌前の感 染診断については、次の6項目の検査のうちいずれか の方法を実施した場合に1項目のみ算定出 来る。ただ し、検査の結果、H・ピロリ陰性となった患者に対して、 異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、 さらに1項目に限り算定出来る。①迅速ウレアーゼ試 験(D012 7)、② 鏡検法、③培養法、④ 抗体測定(D012 9) · 抗体(D012 11)、⑤ 尿素呼気試験(D023-2 2)、⑥ 糞便中抗原測定 (D012 18) (2) (1) に掲げる①及び ②の検査を同時に実施した場合又は④、⑤及び⑥のう ちいずれか2つの検査を同時に実施した場合にあって

用する。

は、(1)の規程にかかわらずそれぞれの所定点数(①+②、④+⑤、④+⑥、⑤+⑥)を初回実施に限り算定することができる。 C 除菌の実施 Bの感染診断により、H・ピロリ陽性であることが確認された対象患者に対しては、H・ピロリ除菌及び除菌の補助が薬事法上効能として承認されている薬剤を薬事法承認事項に従い、3剤併用・7日間投与し除菌治療を行うこと。

D 除菌後の潰瘍治療 除菌終了後の抗潰瘍剤投与については、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。

E 除菌後の感染診断(除菌判定)(1)除菌後の感染診断については、Cの除菌終了後4週間以上経過した患者に対し、H・ピロリの除菌判定のためにBに掲げる検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、検査の結果H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。

(2)Bに掲げる④から⑥の検査を同時に実施した場合は、 (1)にかかわらず主たる2つの所定点数を初回実施に 限り算定することができる。 (3)除菌後の感染診断の 結果、H・ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した 場合は,1回に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感 染診断に係る費用を算定することができる。 F 感染 診断実施上の留意事項 (1)静菌作用を有する薬剤に ついて ランソプラゾール等, H・ピロリに対する静菌 作用を有するとされる薬剤が投与されている場合につ いては感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるの で,除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては, 当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後2週間 以上経過していることが必要である。(2) 抗体測定に ついて 除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実 施する場合については、Cの除菌終了後6ヵ月以上経過 した患者に対し実施し,かつ,除菌前の抗体測定結果 との定量的な比較が可能である場合に限り算定できる。 G 診療報酬明細書への記載につて (1)B の除菌前感染 診断及び5の除菌後感染診断において、検査の結果 H・ ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場 合は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検 査結果について記載すること。(2)E の除菌後感染診断 を算定した場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌 終了年月日を記載すること。(3)F(1)により静菌作用を 有する薬剤を投与していた患者に対し、Bの除菌前感染 診断及び5の除菌後感染診断を実施する場合は、診療 報酬明細書の摘要欄に当該静菌作用を有する薬剤投与 中止又は終了年月日を記載すること。(4)F(2)により抗 体測定を実施した場合には, 除菌前並びに除菌後の抗 体測定実施年月日及び測定結果を診療報酬明細書の摘 要欄に記載すること。H その他 H・ピロリ感染の診断 及び治療については、関係学会よりガイドラインガ示 されているので参考とすること。

5 リウマトイド因子(D014 2), 抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8), マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)(D014 8), C1q 結合免疫複合体(D014 10),モノクローナル RF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG型リウマチ因子(D014 14)及び C3d 結合免疫複合体(D014 14)のうち 3 項目以上を併せて実施した場合には,主たるもの 2 つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、リウマトイド因子を併せて実施した場合は,主なもののみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗

体)(D014 14)は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3 (MMP-3), Clq結合免疫複合体、モノクローナル RF 結合免疫複合体、IgG型リウマチ因子及び C3d 結合免疫複合体のうち 2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。

- 6 特異的 IgE (D015 11) は、特異抗原の種類ごとに所定 点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液 を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。 アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)(D015 16)は、細胞反応測定法により実施され、特異的 IgE と同時に行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所 定点数を算定し、併せて1,430点を限度として算定する。アトピー鑑別試験(D015 18)は、12種類の吸入性アレルゲン(ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮屑、イヌ皮屑、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的 IgE を測定した場合に算定する。
- 7 スパイログラフィー等検査(D200)から基礎代謝測定(D204)までに掲げる呼吸機能検査等については,各所定点数及び呼吸機能検査等判断料(D205)の所定点数を合算した点数により算定し、心臓カテーテル法による諸検査(D206)からエレクトロキモグラフ(D214-2)までに掲げる呼吸循環機能検査等については,特に規定する場合を除き,同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は,所定点数の100分の90で算定する場合の「同一の検査」とは、心電図検査(D2081~5),負荷心電図検査(D2091,2)、ホルター型心電図検査(D2101,2)については,それぞれ同一の検査として扱う。また,準用が通知されている検査については,当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

呼吸循環機能検査等に係る一般事項として、当該以外の保険医療機関で描写した心電図又は負荷心電図について診断を行った場合は、1回 70 点とする。 スパイログラフィー等検査 (D200) から肺胞機能検査 (D203) までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げるところにによる。ア実測値から算出される検査値については算定できない。イ測定方法及び測定機器は限定しない。ウ負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ 1回のみ所定点数を算定する。エ使用したガス (CO, CO2, N2, He等) は、購入価格を 10 円で除して得た点数を別に算定できる。オ喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。肺活量計による肺活量の測定は、別に算定できない

肺気量分画測定(安静換気量及び最大換気量を含む。)(D200 1)には、予備吸気量、1回換気量及び予備吸気量のすべての実測及び実測値から算出される最大吸気量の測定のほか、安静換気量及び最大換気量の測定が含まれる。 肺気量分画測定と肺内ガス分布の指標

ガス洗い出し検査(D2021)とを同時に実施した場合には、機能的残気量測定(D2003)は算定出来ない。フローボリュームカーブ(D2002)は、曲線を描写し記録した場合にのみ算定し、強制呼出曲線の描出に係る費用を含む。また、フローボリュームカーブから計算によって求められる努力肺活量、1秒量、1秒率、MMF、PFR等は、別に算定できない。体プレスチモグラフを用いる諸検査(D2003)は、別に定めの無い限り、機能的残気量測定(D2003)により算定する。左右別肺機能検査(D2005)の所定点数には、カテーテル挿入並びにスパイログラフィー等検査(D2001~4)及び換気力学的検査(D201)の費用を含む。コンプライアンス測定(D2012)の所定点数には、動肺コンプライアンス測定及び静肺コンプライアンス測定の双方を含む。

- 8 電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定(D207 2)は、皮弁形成術(K015)及び四肢の血行再建術(K610-4,5)後に、術後の血行状態を調べるために行った場合に算定する。ただし、術後1回を限度とする。なお、使用した電子授受式発消色性皮膚表面温度インジケーターの費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
- 9 血管伸展性検査(D2072)は、描写し記録した脈波図により脈波伝達速度を求めて行うものであり、このために行った脈波図検査と併せて算定できない。
- 10 心電図検査(D208)は、当該保険医療機関以外の医療機 関で描写した心電図について診断を行った場合は、1回 につき70点とする(注)。 当該保険医療機関以外の医療 機関で描写した心電図について診断のみを行った場合 は、診断料として1回につき所定点数を算定できるが、 患者が当該傷病につき当該医療機関に受診していない 場合は算定出来ない。当該医療機関以外の描写検査の診 断算定については、2回目以降においても 100 分の 90 の算定としない。 心電図検査(D208)の四肢単極誘導及 び胸部誘導を含む最低 12 誘導(D208 1)は, 普通, 標準 肢誘導(I,II, III), 単極肢誘導(aVR, aVL, aVF), 胸部 誘導 (V1, V2, V3, V4, V5, V6) の12誘導で、その他特 別の場合に V7, V8, 食道誘導等を行う場合もこれに含ま 携帯型発作時心電図記憶伝送装置使用心電図 (D2083)は、入院中の患者以外の患者に対して、携帯型 発作時心電図記憶伝送装置を用いて発作時等の心電図 を記録させた場合に算定する。 バリストカルジオグラ フ(D2084)は、心弾動計、弾動心拍出量計により行った 場合に算定する。2方向以上の記録による場合は、所定 点数に90点を加算する。
- 11 負荷心電図検査(D209)は、当該保険医療機関以外の医 療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、 1回につき 70 点とする(注1)。 当該保険医療機関以 外の医療機関で描写の診断のみを行った場合は、診断料 として1回につき所定点数を算定出来るが、患者が当該 傷病につき当該医療機関に受診していない場合は算定 出来ない。 当該医療機関以外の医療機関で描写した検 査について診断した場合の算定については、2回目以降 においても 100 分の 90 の算定としない。負荷心電図検 査には、この検査を行うために一連として実施された心 電図検査を含むものであり,同一日に行われた心電図検 査(D208)は、別に算定できない。負荷心電図検査(D209) の「負荷」は、運動負荷、薬剤負荷をいい、負荷の種類 及び回数によらない。

- 12 携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査(D212-2)は、心電図を2日以上連続して記録することができる携帯型発作時心電図記録計を用いて、記録スイッチ入力前を含む心電図を記録した場合に、解析の費用を含め一連の使用について1回として算定する。
- 13 血管内超音波法(D215 5)と同一月中に行った血管内視鏡検査(D324)は所定点数に含まれるものとする。血管内超音波法の算定は、検査を実施した後の縫合に要する費用は所定点数に含まれる。左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査の所定点数で算定できる。血管内超音波法又は血管内視鏡検査(D324)エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、フィルム(E400)の所定点数により算定する。呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視(D220)、カルジオスコープ(ハートスコープ)(D220)又はカルジオタコスコープ(D220)、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれる。 血管内視鏡検査(D324)は、患者1人につき月1回に限り算定する
- 14 経皮的動脈血酸素飽和度測定(一目につき)(D223)は、次のいずれかに該当する場合に算定する。ア呼吸不全若しくは循環不全又は術後の患者であって、酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を現に行っているもの又は酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を行う必要があるもの、イ静脈麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を実施中の患者のいずれかに行った場合 なお、閉鎖式全身麻酔を実施した際にマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(L008)を算定した日と同一日には算定できない。 人工呼吸(J045)を同一日に行った場合は、経皮的動脈血酸素飽和度測定(D223)に係る費用は人工呼吸の所定点数に含まれる。 一酸化窒素吸入療法(J005-2)を同一日に行った場合は、経皮的動脈血酸素飽和度測定(D223)に係る費用は一酸化窒素吸入療法の所定点数に含まれる。
- 15 終末呼気炭酸ガス濃度測定(一日につき)(D224)は、気管内挿管又は気管切開している患者であって、次ののいずれかに該当する患者に対して行った場合に算定する。ア人工呼吸器を装着している患者、イ自発呼吸が不十分な患者、ウ脳外傷等換気不全が生じる可能性が非常に高いと判断される患者 閉鎖式全身麻酔を実施した際にマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(L008)を算定した日と同一日には算定できない。
- 16 非観血的連続血圧測定(D225-2)は、トノメトリー法により麻酔に伴って実施した場合に限り算定できるものとし、また、観血的動脈圧測定(D225)と同一日に実施した場合は、主たるもののみ算定する。人工呼吸(J045)を同一日に行った場合は、非観血的連続血圧測定に係る費用は人工呼吸(J045)の所定点数に含まれる。
- 17 皮下連続式グルコース測定(一連につき)(**D231-2**) **は、**糖尿病患者の治療に際してインスリン低抗性の評価, 至適インスリン用量の決定等を目的として, 皮下に留置した電極から皮下組織中のグルコース値を連続して測定した場合に算定できる。以下に掲げる患者に対し行われた場合に算定する。また, 算定した場合は, 以下(ア治療方針策定のために血糖プロファイルを必要とする1型糖尿病患者 イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2

型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある者)のいずれに該当するか診療報酬明細書の摘要欄に明記する。 2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。 皮下連続式グルコース測定と同一日に行った血中グルコース測定に係る費用は所定点数に含まれる。人工膵臓を同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 18 中耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 6) は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査(パッチテスト)、 気導聴力検査等のうち2種以上を組み合わせて行った場合にのみ算定する。
- 18 アコースティックオトスコープを用いて鼓膜音響反射率検査(D246)と耳鏡検査及び鼓膜可動性検査を併せて行い、リコーダーで記録を診療録に残した場合のみ算定できる。なお、この場合の耳鏡検査及び鼓膜可動性検査の手技料は、当該所定点数に含まれ、別に算定できない
- 20 平衡機能検査の標準検査(D2501)とは、上肢偏倚検査 (遮眼書字検査, 指示検査, 上肢偏倚反応検査, 上肢緊 張検査等),下肢偏倚検査(歩行検査,足ぶみ検査等), 立ちなおり検査(ゴニオメーター検査, 単脚起立検査, 両脚起立検査等), 自発眼振検査(正面, 右, 左, 上, 下の注視眼振検査, 異常眼球運動検査, 眼球運動の制限 の有無及び眼位検査を含む検査)をいい,一連の検査に つき, その数にかかわらず, 所定点数により算定する。 平衡機能検査の刺激又は負荷を加える特殊検査(D2502) とは,「温度眼振検査(温度による眼振検査)、視運動眼 振検査(電動式装置又はそれに準じた定量的方法により 刺激を行う検査)、回転眼振検査(電動式装置又はそれ に準じた定量的方法により刺激を行う検査)、視標追跡 検査、迷路瘻孔症状検査 | のそれぞれ検査 1 回につき所 定点数により算定する。 頭位及び頭位変換眼振検査 (D2503)は、フレンツェル眼鏡下における頭位眼振及び 変換眼振検査をいい、一連の検査につき、その数にかか わらず, 所定点数により算定する。
- 21 音声言語医学的検査(D251)の音響分析(D251 2)は、種々の原因による音声障害及び発音、構音、話しことば等の障害がある患者に対して、音声パターン検査又は音声スペクトル定量検査のうちの一方又は両方を行った場合に算定する。 音声言語医学的検査の音声機能検査(D251 3)とは、嗄声等の音声障害について、発声状態の総合的分析を行う検査であり、音域検査、声の強さ測定、発声時呼吸流の測定、発声持続時間の測定を組み合わせて、それぞれ又は同時に測定するものをいい、種類及び回数にかかわらず、一連として1回算定する。
- 22 小腸ファイバースコピーのカプセル型内視鏡による もの(D310 2)は、次の場合に算定する、ア小腸ファイバ ースコピー(D310)のカプセル型内視鏡によるもの(D310 2)は消化器系の内科又は外科の経験5年以上有する常 勤の医師が1人以上配置されている場合に限り算定す る。なお、カプセル型内視鏡の滞留に適切に対処できる 体制が整っている保険医療機関において実施すること。 イ事前に上部消化管検査及び下部消化管検査を実施し、 原因不明の消化管出血を伴う小腸疾患の診断を行うた

- めに使用した場合に算定する。ウ カプセル型内視鏡を使用した患者については診療報酬請求にあたって、診療報酬明細書に症状詳記を貼付する。 小腸ファイバースコピーは、2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。ただし、小腸ファイバースコピーカプセル型内視鏡を行った後に、診断の確定又は治療の目的としてダブルバルーン内視鏡 (D310 1)を行った場合においては、いずれの点数も算定する。粘膜点墨法とは、治療範囲の決定、治療後の部位の追跡等を目的として、内視鏡直視下に無菌の墨汁を消化管壁に極少量注射して点状の目印を入れるものである。ただし、染色に使用されるヨードの費用は、所定点数に含まれる。粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
- 23 脳室穿刺(D401)は、6 歳未満の乳幼児の場合は,100 点を加算する(注)。後頭下穿刺(J006)は、後頭下穿刺 (D402)と同一日に算定することはできない。脳脊髄腔注 射を,検査,処置を目的とする穿刺と同時に実施した場 合は, 当該検査若しくは処置又は脳脊髄腔注射(G009)の いずれかの所定点数を算定する。 脳室穿刺(J005)は、 脳室穿刺(D401)と同一日に算定することはできない。脳 脊髄腔注射 (G009)を、検査、処置を目的とする穿刺と 同時に実施した場合は、当該検査若しくは処置又は脳脊 髄腔注射(J005)のいずれかの所定点数を算定する。 頭下穿刺(D402)において、6歳未満の乳幼児の場合は、 100 点を加算する(注)。 後頭下穿刺(J006)は、後頭下 穿刺(D402)と同一日に算定することはできない。脳脊髄 腔注射を,検査,処置を目的とする穿刺と同時に実施し た場合は, 当該検査若しくは処置又は脳脊髄腔注射 (G009)のいずれかの所定点数を算定する。
- 24 腰椎穿刺(D403), 胸椎穿刺(D403), 頸椎穿刺(脳脊髄 庄測定を含む。)(D403)は、6 歳未満の乳幼児の場合は, 100 点を加算する(注)。腰椎穿刺(J007)は腰椎穿刺 (D403)と, 胸椎穿刺(J007)は胸椎穿刺(D403)と, 頸椎穿 刺(J007)は頸椎穿刺(D403)と同一日に算定することは できない。 脳脊髄腔注射を,検査,処置を目的とする 穿刺と同時に実施した場合は,当該検査若しくは処置又 は脳脊髄腔注射(G009)のいずれかの所定点数を算定する。
- 25 骨髄穿刺(D404)は、6 歳未満の乳幼児の場合は,100 点を加算する(注)。骨髄穿刺(J011)は,骨髄穿刺と同一 日に算定することはできない。
- 26 骨髄生検(**D404-2**)は、6歳未満の乳幼児の場合には、 所定点数に100点を加算する(注)。 骨髄生検は、骨髄 生検針を用いて採取した場合にのみ算定できる。 骨髄 穿刺針を用いた場合は骨髄穿刺(D04)の所定点数により 算定する。
- 27 上顎洞穿刺(J102)は,上顎洞穿刺(D406)と同一日に算 定することはできない。
- 28 扁桃周囲膿瘍穿刺(扁桃周囲炎を含む。)(J103)は、扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側)(D406-2)と同一日に算定することはできない。
- 29 腎嚢胞又は水腎症穿刺(D407)は、6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 腎嚢胞又は水腎症穿刺(J012)は、腎嚢胞又は水腎症穿刺(D407)と同一日に算定することはできない。
- 30 ダグラス窩穿刺(J103)は、ダグラス窩穿刺(D408)と同一日に算定することはできない。
- 31 関節穿刺(片側)(D405)は、3歳未満の乳幼児の場合は、

- 100 点を加算する(注)。処置の部の関節穿刺(J116)を,同一側の関節に対して,関節穿刺(片側)(D405),注射の部の関節腔内注射(G010)と同一日に行った場合は,主たるもののみ算定する。関節腔内注射(G010)を,検査,処置を目的とする穿刺と同時に実施した場合は,当該検査若しくは処置又は関節腔内注射のいずれかの所定点数を算定する。編注;同一側の関節穿刺(D405),関節腔内注射(G010),関節穿刺(J116)の点数はあわせて算定することはできない。例えば、関節穿刺によって滲出液を排除し同時に薬剤の注入を行った場合であっても技術料は関節穿刺(J116)の所定点数のみによって算定する。
- 32 経皮的針生検法(D412)とは、骨髄生検(D404-2)、リンパ節等穿刺又は針生検(D409)、乳腺穿刺又は針生検(D410)、甲状腺穿刺又は針生検(D411)及び前立腺針生検法(D413)に掲げる針生検以外の臓器に係る経皮的針生検をいう。なお、所定点数には透視(CT 透視を除く。)、心電図及び超音波検査が含まれており、別途算定できない。リンパ節等穿刺(J016)は、リンパ節等穿刺又は針生検(D409)と同一日に算定することはできない。乳腺穿刺(J014)は乳腺穿刺又は針生検(片側)(D410)と同一日に算定することはできない。甲状腺穿刺(J015)は甲状腺穿刺又は針生検(D411)と同一日に算定することはできない。
- 33 気管支ファイバースコピー(D302)は、気管支肺胞洗浄 法検査を同時に行った場合は、200 点を加算する(注)。 気管支肺胞洗浄法検査加算は、肺胞タンパク症、サルコイドーシス等の診断のために気管支肺胞洗浄を行い、洗 浄液を採取した場合に算定する。 経気管肺生検法 (D415)と同時に行われるエックス線透視に係る費用は、当該検査料に含まれる。また、写真診断を行った場合は、フィルム代のみ算定できるが、撮影料、診断料は算定できない。 経気管肺生検法は、採取部位の数にかかわらず、所定点数のみ算定する。気管支ファイバースコピー(D302)の点数は別に算定できない。超音波気管支鏡(コンベックス走査方式に限る。)を用いて検査した場合は、超音波検査(D215)の所定点数を合わせて算定する。
- 34 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法 (EUS-FNA) (**D414-2**) は、コンベックス走査型超音波内視鏡を用いて,経消化管的に生検を行った場合に算定できる。 採取部位に応じて,内視鏡検査のうち主たるものの所定点数を併せて算定する。ただし,内視鏡検査通則「1」に掲げる超音波内視鏡加算(300 点)は所定点数に含まれ,算定できない。

Ⅱ. 対象などの規制される検査

Ⅱ-1. 疾患の診断,治療効果判定の検査

- 1 尿中ミオイノシトール(D001 11) は,空腹時血糖が 110mg/d1以上126mg/d1未満の患者に対し,耐糖能診断 の補助として,尿中ミオイノシトールを測定した場合に 1年に1回に限り算定できる。ただし,既に糖尿病と診断されている場合は,算定できない。
- 2 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ定性(D004 7)又 は子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ(D004 8)は,絨毛 羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊 婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に 算定する。
- 3 涙液中総 IgE 定性(D0047)は、アレルギー性結膜炎の 診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算 定できる。
- 4 IgG インデックス (D004 13)、髄液 MBP (D004 15) 及び 髄液オリゴクローナルバンド (D004 14) は、多発性硬化 症の診断の目的で行った場合に算定する。医学的に必要 があれば、1回に採取した検体を用いて同時に算定可。 (H18.3.31 医療課事務連絡)
- 5 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍 細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選 択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った, 肺癌及 び大腸癌における EGFR 遺伝子検査又は K-ras 遺伝子検 査, 膵癌における K-ras 遺伝子検査, 悪性骨軟部組織腫瘍 における EWS-Fli1 遺伝子検査, TLS-CHOP 遺伝子検査又 は SYT-SSX 遺伝子検査,消化管間葉系腫瘍における c-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけ るマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫セ ンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者 1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を 算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治 療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺 伝子検査(D004-21), 血液細胞核酸增幅同定検査(造 血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺 伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併 せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関 連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病 又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った 場合に、6月に1回を限度として算定できる。 胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は, 別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして 地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於い て,2月に1回を限度として算定できる。
- 6 デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性(D005 12)は,造 血器腫瘍の診断・治療効果判定のために行った場合に算 定する。
- 7 ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT) (D005 13) は、白血病又は悪性リンパ腫の診断 又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- 8 凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)(D006 13) は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。凝固因子インヒビター(D006 17)は、第1120日子(D006 22)又は第IX因子(D006 22)の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- 9 フィブリンモノマー複合体(D006 21)は、DIC, 静脈血

- 栓症又は肺動脈血栓症の診断及び治療経過の観察のために測定した場合に算定する。フィブリンモノマー複合体、トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)(D006 20)及びプロトロンビンフラグメント F1+2 (D006 20)のうちいずれか複数を同時に測定した場合には、主たるもののみ算定する。
- 10 遺伝病学的検査(D006-4)は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定できる。 ア デュシェンヌ型筋ジストロフィー、イ ベッカー型筋ジストロフィー、ウ福山型先天性筋ジストロフィー、工栄養障害型表皮水疱症、オ家族性アミロイドーシス、カ先天性QT延長症候群、キ脊髄性筋萎縮症、ク中枢神経白質形成異常症、ケ ムコ多糖症 I型、コ ムコ多糖症 I型、サ ゴーシェ病、シ ファブリ病、ス ポンペ病、セハッチントン舞踏病 ソ球脊髄性筋萎縮症 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラィン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守する。
- 11 WT 1 mRNA 核酸増幅検査(D006-7)は、急性骨髄性白 血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月 に1回を限度として算定できる。
- 12 シスタチン C (D007 28) 又はペントシジン (D007 27) は、尿素窒素 (BUN) (D007 1) 又はクレアチニン (D007 1) により腎機能低下 (ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く) が疑われた場合に 3 月に 1 回に限り算定できる。ただし、シスタチン C (D007 28) とペントシジン (D007 27)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。イヌリン (D007 27)は、尿素窒素 (BUN) (D007 1) 又はクレアチニン (D007 1)により腎機能低下 (ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に、6 月に 1 回に限り算定できる。ただし、クレアチニン (腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 13 ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)(D007 30)は, 急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。 ただし,ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)とミオグ ロビン(D007 30)を併せて実施した場合は,主たるもの のみ算定する。
- 14 肝細胞増殖因子(HGF)(D007 37)は、肝炎にて劇症化が 疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合の み算定する。
- 15 プロカルシトニン(PCT)(D007 41)は, 敗血症(細菌性) を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし, エンドトキシン検査(D012 27)を併せて実施した場合は, 主たるもののみ算定する。
- 16 2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性(D007 38)は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。

- 3カ月に1回を限度として算定する。
- 18 副甲状腺ホルモン関連蛋白 C 端フラグメント (C-PTHrP) (D008 15) 又は副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) (D008 17) は,高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。
- 19 エリスロポエチン(D008 18)は、赤血球増加症の鑑別 診断並びに重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチ ン若しくはダベルベポエチン投与前の透析患者におけ る腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。
- 20 17α -ヒドロキシプロジェステロン (D008 18) は、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- 21 ノルメタネフリン(D008 20)は, 褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のため行った場合に算定し, メタネフリン(D008 19)を併せて行った場合は, 主たるもののみ算定する。
- 22 PSA(D009 5)は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。 ただし、PSAの検査結果が4.0ng/ml以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3カ月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 フリーPSA/トータル PSA 比(D009 8)は、診療及び他の検査(PSA等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- 23 シアリル Le^x (CSLEX)抗原(D009 8)は, 診療及び他の 検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる 者に対して検査を行った場合に算定する。シアリル Le^x (CSLEX)抗原と CA15-3(D009 3)を併せて測定した場合に は, 主たるもののみ算定する。
- 24 血清中抗 p53 抗体(D009 8)は、食道癌,大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。
- 25 尿中遊離型フコース (D009 10), 癌胎児性抗原 (CEA) (D009 2), DUPAN-2 (D009 3) のうち2項目又は3 項目を併せ測定した場合は,主たるもの1つに限り算定する。
- 26 癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)(D009 10)は、内膜症性嚢胞を有する患者又は内膜症性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- 27 尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア($HCG\beta$ -CF)(D00911)は、診療及び他の検査結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
- 28 インターロイキン2受容体(IL-2R)(D009 14)は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合に算定できる。また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3 ロ)により算定する。
- 29 先天性代謝異常症検査(D010 8)は, 臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し, ガスクロマトグラフィー・マススペク

- トロメトリーを用いて診断を行った場合に算定する。当該医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する(注)。
- 30 赤血球不規則抗体検査(D011 4) は,輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し,第2章第10部手術第7款胸部手術,第8款心・脈管手術,第9款腹部手術又は子宮全摘術(K877),子宮悪性腫瘍手術(K879),子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)(K889),帝王切開術(K898)又は子宮外妊娠手術(K912)が行われた場合に,手術の当日に算定する。また,手術に際して輸血が行われた場合は,本検査又は輸血(K920)の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合,診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴,妊娠歴がある旨を記載する。輸血(K920)の「注6」:不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき所定点数に200点を加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として所定点数に200点を加算する。)
- 31 PAIgG(血小板関連 IgG) (D011 6) は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。
- 32 大腸菌 0 157LPS 抗原(D012 20), 大腸菌 0 157LPS 抗 体(D012 21) 及び細菌培養同定検査等の消化管からの検 体(D0182)によるもののうちいずれかを複数測定した場 合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査 (D012 21) は、細菌培養同定検査(D018)により大腸菌が 確認された後、血清抗体法により大腸菌の0抗原又はH 抗原の同定を行った場合に, 使用した血清の数, 菌種等 に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検 査(D018)等の費用は別には算定できない。 大腸菌ベロ トキシン検査(D023-24)は、大腸菌の抗原同定検査の 結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った 場合に算定する。大腸菌ベロトキシン検出検査のうち、 細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法に ついては, 臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感 染症が強く疑われる場合に限り,大腸菌抗原同定検査を 踏まえることなく行った場合にも算定できる。
- 33 カンジダ抗原 (D012 18) 又は D-アラビニトール (D012 19) はカンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断目的で行った場合に算定できる。 アスペルギルス抗原 (D012 20) は,侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。 $(1\rightarrow 3)$ β D-グルカン (D012 24) は,深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお, $(1\rightarrow 3)$ β D-グルカン,カンジダ抗原,D-アラビニトール,アスペルギルス抗原又はクリプトコックス・ネオフォルマンス抗原 (D012 22) と併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
- 34 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)(D012 23)は、喀痰又は 上咽頭ぬぐいを検体として、肺炎又は下気道感染症の診 断に用いた場合に算定する。尿中肺炎球菌莢膜抗原 (D012 23)と併せて実施した場合には、主たるもののみ 算定する。(平成 22 年 11 月 30 日保医発 1130 第 4 号)
- 35 尿中レジオネラ抗原(D012 26)は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して実施した場合に限り、1回を限度として算定する。
- 36 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定 検査(**D023 4**)は、クラミジア・トラコマチス感染症若

しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラ コマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であっ て, 臨床所見, 問診又はその他の検査によっては感染因 子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実 施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複 感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定で きる。ただし、淋菌抗原同定検査(D012 21), クラミジア トラコマチス抗原(D012 20), 淋菌核酸同定(D023 2), クラミジアトラコマチス核酸同定検査(D0232), 淋菌及 びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査を併 せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。淋菌及 びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査は, 泌 尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし, 男子尿は含み女子尿は含まない。なお、TMA 法の同時検 出法並びにHPA法の同時検出法及びDKA法の同時検出法 又は SDA 法においては、咽頭からの検体も算定できる。 淋菌核酸同定検査と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細 菌培養同定検査(D018)を併せて実施した場合は、主なも ののみ算定する。 クラミジアトラコマチス核酸同定検 査(D023 2)とクラミジアトラコマチス抗原(D012 20)を 併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。クラミ ジアトラコマチス核酸同定検査は, 泌尿器、生殖器又は 咽頭からの検体によるものである。なお、咽頭からの検 体も算定できる。 クラミジアトラコマチス抗原精密測 定(結膜または鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入 体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラ コマチス肺炎の診断の場合に実施した場合に算定でき る。 グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体 価(D012 24)はクラミジアトラコマチス抗原検出不能又 は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症, 卵管炎, 副睾 丸炎,新生児・乳児肺炎等)の診断に際し,IgG 抗体価又 は IgA 抗体価(D012 24)を測定した場合又は新生児・乳 幼児肺炎の診断に際し、IgM 抗体価を測定した場合に算 定する。 IgG, IgA 及び IgM 抗体価のうち2項目以上を 同時に測定した場合は主なもののみ算定する。

37 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)は、治療上必要な 場合に行うものとし, 次に掲げるものを当該検査の対象 とする。ア アデノウイルス、コクサッキーウイルス、 サイトメガロウイルス、EB ウイルス、エコーウイルス、 ヘルペスウイルス、インフルエンザウイルス A 型、イン フルエンザウイルス B型、ムンプスウイルス、パライン フルエンザウイルス I 型、パラインフルエンザウイルス Ⅱ型、パラインフルエンザウイルスⅢ型、ポリオウイル スⅠ型、ポリオウイルスⅡ型、ポリオウイルスⅢ型、RS ウイルス、風疹ウイルス、麻疹ウイルス、日本脳炎ウイ ルス、オーム病クラミジア。 ウイルス抗体価(半定 量) (D012 11) に当たって、同一検体について同一ウイル スに対する複数の測定方法を行った場合であっても, 所 定点数のみを算定する。単純ヘルペスウイルス及び水 痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ 算定できる。同一検体についてウイルス抗体価(半定量) の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する

サイトメガロウイルス抗体価(D012 24)をグロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)を行った場合は、2項目を限度として算定する(注)。 グロブリ

ンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)は、下記の項目のウイルスの IgG 型ウイルス抗体価又は IgM 型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウイルス B19 (D012 26)は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM 型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。水痘ウイルス、風疹ウイルス、サイトメガロウイルス、EB ウイルス、麻疹ウイルス、ムンプスウイルス、ヒトパルボウイルス B19。同一ウイルスについて IgG 型ウイルス抗体価及び IgM 型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21)は、ヘルペスウイルス型別確認を行った場合に算定できる。

- 38 抗アニサキス IgG・A 抗体価(D012 23)は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス 異所迷入例(肺アニサキス症等)における診断のために 実施した場合のみ算定できる。
- 39 リリウマトイド因子(D014 2), 抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8), マトリックスメタロプロテイナー ゼ 3(MMP-3)(D014 8), Clq 結合免疫複合体(D014 10), モノクローナル RF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG 型リ ウマチ因子(D014 14)及び C3d 結合免疫複合体(D014 14) のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるも の2つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価 は、リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主なも ののみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体) (D014 14) は、関節リウマチと確定診断できない者 に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則と して1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰 性の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。な お、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値 を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化 ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3 (MMP-3), Clq 結合免疫複合体,モノクローナル RF 結合免疫複合体、 IgG 型リウマチ因子及び C3d 結合免疫複合体のうち 2 項 目以上を併せて実施した場合には, 主たるもの1つに限 り算定する。
- 40 抗セントロメア抗体(D014 12)は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- 41 ループスアンチコアグラント(D01418) は, 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。
- 42 血清中抗デスモグレイン 3 抗体 (D014 17) 又は血清中 抗デスモグレイン 1 抗体 (D014 19) は、天疱瘡の鑑別診 断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定し た場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、 厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する 調査研突班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が 強く疑われる患者とする。 尋常性天疱瘡、又は、落葉 状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目 的で、血清中抗デスモグレイン 1 抗体と血清中抗デスモ グレイン 3 抗体を併せて測定した場合は、主たるものの み算定する。
- 43 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体

- (MPO-ANCA) (D014 18) は、急速進行性糸球体腎炎の診断 又は経過観察のために測定した場合に算定する。
- 44 抗糸球体基底膜抗体(D014 18)は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。
- 45 抗アセチルコリンレセプター抗体価(D014 23) は,重 症筋無力症の診断の目的で行った場合のみ算定できる。 但し、診断後の経過観察等の場合も従前通り算定できる。 (H18.4.28 医療課事務連絡)
- 46 抗 GM1IgG 抗体(D014 22)は、進行性筋力低下又は深部 腱反射低下等ギラン・バレー症候群が疑われる所見が見 られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経 過観察は算定できない。
- 47 抗 GQ1bIgG 抗体(D014 22)は、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- 48 グルタミン受容体自己抗体価(D014 24)は、ラスムッセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプソクローヌス・ミオクローヌス症候群の診断の補助として行った場合に、1月に1回に限り算定できる。
- 49 免疫グロブリン(D015 4)は、IgG、IgA, IgM 及び IgD を測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。 免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)(D015 21)によって IgA, IgM 及び IgG を同時に測定した場合は、1回の検査として免疫電気泳動法により算定する。 免疫グロブリン L 鎖 κ/λ 比(D015 23)は、高免疫グロブリン 血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。免疫グロブリン L 鎖 κ/λ 比(D015 23)と免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 50 細菌培養同定検査(D018)は、抗酸菌を除く一般細菌、 真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行う ことを原則とする。 同定検査を予定して培養したもの であれば、菌が陰性の場合であっても細菌培養同定検 査の口腔、気道又は呼吸器からの検体(D0181)からその 他の部位からの検体(D0185)の項により算定するが、あ らかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は, 検体の種類にかかわらず、簡単培養検査(D0186)により 算定する。細菌培養同定検査は、検体ごとに口腔、気道 又は呼吸器からの検体(D0181)からその他の部位からの 検体までの所定点数を算定できるが、同一検体を用い て簡単培養検査を併せて行った場合は, 簡単培養検査は 算定できない。 症状等から同一起因菌によると判断さ れる場合であって, 当該起因菌を検索する目的で異な った部位から, 又は同一の部位の数か所から検体を採 取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数 を算定する。各検体別の所定点数には、定量培養を行な った場合を含む。 細菌培養同定検査の穿刺液(D0183) とは,胸水,腹水,髄液及び関節液をいい,細菌培養同 定検査のその他の部位からの検体(D0185)とは、細菌培 養同定検査の口腔、気道又は呼吸器からの検体から泌尿 器又は生殖器課からの検体(D0184)までに掲げる部位に 含まれないすべての部位からの検体をいい, 例えば, 皮 下からの検体をいう。 ウロトレース, ウリグロックス ペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は, 尿中 一般物質定性半定量検査(D000)に含まれるものであり、 別に算定できない。口腔、気道又は呼吸器からの検体 (D018 1)から簡易培養検査(D018 6)については、同一検

体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、80点を加算する。嫌気性培養のみを行った場合は、口腔、気道又は呼吸器からの検体から簡易培養検査の所定点数のみを算定し、加算80点は算定できない。A 群 β 溶連菌迅速試験(D012 17)と細菌培養同定検査(D018)を同時に実施した場合は、A 群 β 溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A 群 β 溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A 群 β 溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。

大腸菌 0 157LPS 抗原(D012 20), 大腸菌 0 157LPS 抗体(D012 21) 及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体(D018 2)によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査(D012 21)は、細菌培養同定検査(D018)により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の 0 抗原又は H抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査(D018)等の費用は別には算定できない。 淋菌核酸同定検査(D018)等の費用は別には算定できない。 淋菌核酸同定検査(D013 2)と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細菌培養同定検査(D018)を併用した場合は、主なもののみ算定する。腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査(D023-23)は、細菌培養同定検査(D018)等によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。

51 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異な る場合であっても,同時に又は一連として検体を採取し た場合は、1回のみ所定点数を算定する。 培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、 患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算 定できる。 抗酸菌分離培養検査1(D020 1)は、液体培 地を用いて培養を行い、酵素感受性蛍光センサー、二酸 化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を 行った場合に算定する。 抗酸菌分離培養検査2(D020 2) は、抗酸菌分離培養検査1に掲げるもの以外について算 定する。抗酸菌同定検査(D021)(種目数にかかわらず一 連につき)は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ 所定点数を算定する。 抗酸菌薬剤感受性検査(D022) (培地数に関係なく)は、直接法、間接法等の方法及び培 地数にかかわらず, 感受性検査を行った薬剤が4種類以 上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査においても, 使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。抗酸 菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を 判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場 合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺激性遊離イ ンターフェロンγ (D015 24)は、診察又は画像診断等に より結核感染が強く疑われる患者を対象として測定し た場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核酸同定検査 (D023 7)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定 結核菌群核酸同定検査は、同時に結核菌を同定 した場合に限り算定する。また、結核菌群核酸同定検査 を併用した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群 核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結 核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏 まえ頻回に行われる場合においても算定できる。 コバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定検 査(D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性であること が確認された場合のみに算定できる。 抗酸菌同定検査

- (D021)が併せて実施された場合にあっては、主なものの み算定する。
- 52 末梢血管血行動態検査(D2154イ)は、慢性動脈閉塞症 の診断及び病態把握のために行った場合に算定する。
- 53 骨塩定量検査(D217)は、骨粗鬆症の診断及びその経過 観祭の際のみ算定できる。ただし、4カ月に1回を限度 とする。 MD法(D2172)による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、骨塩定量検査の「MD法(D2172)、SEXA法(D2172)等」の所定点数又は画像診断の手技料(写真診断(E001)及び撮影(E002))の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、フィルムの費用(E400)は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。同一日に DEXA 法による腰椎撮影(D2171)に大腿骨同時撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算(D217注)として、所定点数に90点を加算する。
- 54 分娩監視装置(D218)による諸検査は、胎児仮死、潜在 胎児仮死及び異常分娩の経過改善の目的で陣痛促進を 行う場合にのみ算定できるものであり、陣痛曲線、胎児 心電図及び胎児心音図を記録した場合も、所定点数に含 まれる。
- 55 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき) (D223-2)は、睡眠時呼吸障害の疑われる患者に対して 行った場合に算定し、数日間連続して測定した場合でも, 一連のものとして算定する。
- 56 胃・食道内 24 時間 pH 測定 (D234) は、胃・食道逆流症の診断及び治療方法の選択のために実施された場合に算定する。 胃・食道内 24 時間 pH 測定に用いる測定器、基準電極、pH カテーテル、ガラス電極、保護チューブ、電解液、電極用ゼリー、pH 緩衝液等の費用は、所定点数に含まれる。 胃・食道内 24 時間 pH 測定は、概ね 24時間以上連続して行われるものであり、これを1回として算定する。
- 57 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき) (D239-3)について,厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関であるが、施設基準に適合保険医療機関以外の場合には,所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注2)。中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D2393)については、多発性硬化症,運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を目的として,単発若しくは二連発磁気刺激法による。行った場合に算定する。検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず,一連として所定点数により算定する。
- 58 鼻腔通気度検査(D245)は、当検査に関連する手術日の前後3カ月以内に行った場合に限り算定する。 その場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該検査に関連する手術名及び手術日(手術前に当該検査を実施した場合においては手術予定日)を記載すること。なお、手術に関係なく、睡眠時無呼吸症候群又は神経性(心因性)鼻閉症の診断の目的で行った場合にも、所定点数を算定できる。
- 59 瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)(D281)は,視神経炎, 視神経症等の求心性疾患や動眼神経麻痺,ホルネル症候 群,アディー症候群,糖尿病による自律神経障害等の遠 心性疾患又は変性疾患及び中毒による疾患の診断を目 的として行った場合に算定できる。
- 60 中心フリッカー試験(D282)は、視神経疾患の診断のために行った場合に算定する。
- 61 ダーモスコピー(D282-4)は,悪性黒色種,基底細胞

- 癌,ボーエン病,色素性母斑,老人性色素斑, 脂漏性角 化症,エクリン汗孔腫,血管腫等の色素性皮膚病変の診 断の目的で行った場合に,初回の診断日に限り算定する。
- 62 内服・点滴誘発試験(D291-3)は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。 当該検査は貼付試験,皮内反応,リンパ球幼若化検査等で診断がつかない薬疹の診断を目的とした場合であって,入院中の患者に対して被疑薬を内服若しくは点滴・静注した場合に限り算定できる。検査を行うに当たっては,内服・点滴誘発試験の危険性,必要性,検査方法及びその他の留意事項について,患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに,その文書の写しを診療録に添付すること。
- 63 気管支ファイバースコピー(D302)は、気管支肺胞洗浄 法検査を同時に行った場合は、200点を加算する(注)。 気管支肺胞洗浄法検査加算は、肺胞タンパク症、サルコイドーシス等の診断のために気管支肺胞洗浄を行い、洗浄液を採取した場合に算定する。 経気管肺生検法 (D415)と同時に行われるエックス線透視に係る費用は、当該検査料に含まれる。また、写真診断を行った場合は、フィルム代のみ算定できるが、撮影料、診断料は算定できない。 経気管肺生検法は、採取部位の数にかかわらず、所定点数のみ算定する。気管支ファイバースコピー(D302)の点数は別に算定できない。超音波気管支鏡(コンベックス走査方式に限る。)を用いて検査した場合は、超音波検査(D215)の所定点数を合わせて算定する。
- 64 縦隔鏡検査(D304)は、主に胸部(肺及び縦隔)の疾病の鑑別、肺癌の転移の有無、手術適応の決定のために用いられるものをいう。
- 65 膀胱尿道ファイバースコピー(D317)は、軟性膀胱鏡を 用いた場合に算定する。膀胱尿道ファイバースコピー (D317)を必要とする場合において、膀胱結石等により疼 痛が甚しいとき, あるいは著しく患者の知覚過敏なとき 等にキシロカインゼリーを使用した場合における薬剤 料は、薬剤(D500)により算定する。膀胱尿道ファイバー スコピーにインジゴカルミンを使用した場合は, その他 の機能テスト(D289 2)の所定点数を併せて算定する。膀 胱尿道ファイバースコピーについては, 前部尿道から膀 胱までの一連の検査を含むものとする。 膀胱尿道鏡検 査(D317-2) は、硬性膀胱鏡を用いた場合に算定する。 膀胱尿道鏡検査を必要とする場合において,膀胱結石等 により疼痛が甚しいとき, あるいは著しく患者の知覚過 敏なとき等にキシロカインゼリーを使用した場合にお ける薬剤料は、薬剤(D500)により算定する。 にインジゴカルミンを使用した場合は、その他の機能テ ストの(D289 2)の所定点数を併せて算定する。 査については,前部尿道から膀胱までの一連の検査を含 むものとする。なお、膀胱のみ又は尿道のみの観察では 所定点数は算定できない。 尿管カテーテル法(D318)は, ファイバースコープを用いて尿管の通過障害, 結石. 腫 瘍等の検索を行った場合に算定できるもので,同時に行 う膀胱尿道ファイバースコピー(D317)及び膀胱尿道鏡 検査(D317-2)を含む(注)。腎盂尿管ファイバースコピ ー(片側)(D319)の所定点数には、ファイバースコープを 用いた前部尿道から腎盂までの一連の検査を含む。
- 66 神経・筋負荷テスト(D240)のテンシロンテスト (ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)(D2401)については、

Edrophonium Chloride を負荷して行う検査に伴うすべての検査(前後の観察及び精密眼圧測定を含む。)を含む。瞳孔薬物負荷テスト(D2402)は、ホルネル症候群又はアディー症候群について行った場合に,負荷する薬剤の種類にかかわらず,一連として所定点数により算定する。なお、使用した薬剤については,薬剤(D500)により算定する。乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)(D2403)ついては、血中乳酸、焦性ブドウ酸、カリウム、P等の測定検査の費用及び採血料を含む。

67 前房水採取(D4194)については、内眼炎等の診断を目 的に前房水を採取した場合に算定する。

Ⅱ-2.疾患、検査結果等を規制される検査

1 悪性腫瘍特異物質治療管理料(B0013)は、悪性腫瘍で あると既に確定診断がされた患者について, 腫瘍マーカ 一検査(D009)を行い、当該検査の結果に基づいて計画的 な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。悪 性腫瘍特異物質治療管理料には,腫瘍マーカー検査,当 該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管 理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以 上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に 算定できない。 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画 の要点を診療録に記載する。腫瘍マーカーにおいて,併 算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した 場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。悪 性腫瘍特異物質治療管理料の尿中 BTA にかかるもの (B0013イ)については、悪性腫瘍の患者に対して、尿中 BTA(D009 1)を行い、その結果に基づいて計画的な治療 管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治 療管理を行ったときに算定する(注1)。悪性腫瘍特異物 質治療管理料のその他のもの(B0013口)については,悪 性腫瘍の患者に対して、腫瘍マーカー検査(D009)(尿中 BTA を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結 果に基づいて計画的な治療管理を行ったときに算定す る(注2)。注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に 係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性 腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り, 悪性腫 瘍特異物質治療管理料のその他のもの(B001 3 ロ)の所 定点数に150点を加算する。ただし、当該月の前月に腫 瘍マーカーの所定点数を算定している場合は,この限り でない(注3)。「注3」に規定する初回月加算は、適切な 治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行 うことが予想される初回月に限って算定する。ただし, 悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の 前月において, D009 腫瘍マーカーを算定している場合は, 当該初回月加算は算定できない。注1に規定する検査及 び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同 一月に行った場合にあっては, ロの所定点数のみにより 算定する(注4)。腫瘍マーカーの検査に要する費用は所 定点数に含まれるものとする(注5)。当該月に悪性腫瘍 特異物質以外の検査(D009 腫瘍マーカーの通知に規定す る例外規定を含む。)を行った場合は、本管理料とは別 に、検査に係る判断料を算定できる。注1及び注2に規 定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療 管理であって特殊なものに要する費用は,注1又は注2 に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理の うち、最も近似するものの所定点数により算定する(注

- 6)。 特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理の うち、特に本項を準用する必要のあるものについては、 その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査 及び治療管理として準用が通知された算定方法により 算定する。
- 2 尿中マイクロトランスフェリン(D001 10), 尿中マイクロアルブミン (D001 10)及び尿中IV型コラーゲン (D001 14)は, 糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に, 3か月に1回を限度として算定できる。なお,これらを同時に測定した場合は主たるもののみ算定する。
- 3 マイクロバブルテスト(D004 10)は妊娠中の患者又は 新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。
- 4 ヘモグロビン A1c (HbA1c) (D005 9), グリコアルブミン (D007 18)、又は 1,5-アンヒドローD-グルシトール (1,5AG) (D007 22) のうちいずれかを同一月中に併せて 2回以上実施した場合は,月1回に限り主たるもののみ 算定する。ただし,妊娠中の患者,1型糖尿病患者,経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者,インスリン治療を開始して6月以内の患者等については,いずれか一項目を月1回に限り別に算定できる。
- 5 モノクローナル抗体による造血器悪性腫瘍細胞検査 (一連につき)(D005 15)はモノクローナル抗体を用いて 白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞 内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。 対象疾病は白血病,悪性リンパ腫等である。 検査に用いられるモノクローナル抗体は医薬品として 承認されたものであり、検査に当って用いたモノクローナル抗体の種類,回数にかかわらず,一連として所定点数を算定する。
- 6 UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型(D006-7)は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- 7 サイトケラチン(CK)19mRNA(**D006-7**)は、術前の画像 診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明 らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リン パ節中のサイトケラチン(CK)19mRNAの検出によるリン パ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場 合に、一連につき1回限り算定する。
- 8 凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)(D006 13) は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。凝固因子インヒビター(D006 17)は、第WII因子(D006 22)又は第IX因子(D006 22)の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- 9 PIVKA II (D006 16)は、出血・凝固検査として行った場合に算定する。
- 10 I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx) (D008 13) 及び尿中デオキシピリジノリン(D008 17) は,原発性副 甲状腺機能亢進症の手術適応の決定,副甲状腺機能亢進 症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針 の選択に際して実施された場合に算定する。なお,骨粗 鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回,その後6カ月以内

の薬剤効果判定時に1回に限り,また薬剤治療方針を変 更した時は変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) (D008 13) は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併 発ない肺癌、乳癌、前立腺に限る)の診断補助並びに治 療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以 内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際 には変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。 TRACP-5b を I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx), オステオカルシン (D008 14) 又は尿中デオキシピリジ ノリンを併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定 オステオカルシンは、 続発性副甲状腺機能亢進 症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺 機能亢進症による副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術 後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定でき る。 尿中βクロスラプス(D008 14)及びβクロスラプ ス (尿を除く。) (D008 14)は、骨粗鬆症におけるホルモ ン補充療法及びビスフォスフォネート療法等, 骨吸収抑 制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観 察を行った場合に算定できる。なお、尿中βクロスラプ スはβクロスラプス (尿を除く。) と併せ実施した場合 は、主たるもののみ算定する。低カルボキシ化オステオ カルシン(ucOC) (D008-13)は、骨粗鬆症におけるビタミ ン K2 剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察 を行った場合に算定できる。ただし、尿中βクロスラプ ス、βクロスラプス (尿を除く) 及び低カルボキシ化オ ステオカルシン(ucOC)は、治療開始前においては1回, その後は6カ月以内に1回に限り算定できる。 T 型プ ロコラーゲン-C-プロペプチド (D0098)、I 型コラーゲ ン架橋 N-テロペプチド(NTx)、TRACP-5b 又は尿中デオキ シピリジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既 に確定診断された患者について骨転移の診断のために 当該検査を行い, 当該検査の結果に基づいて計画的な治 療管理を行った場合に限り, 悪性腫瘍特異物質治療管理 料(B0013 ロ)を算定する。 I型コラーゲン Cテロペプ チド(D009 8) は前立腺癌患者の骨転移診断検査の場合に 限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する。

- 12 ヒアルロン酸(D007 34)は、慢性肝炎患者に対して、 慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場 合に算定できる。
- 13 トロンボモジュリン(D006 21)は、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるの MOF 観察のために実施した場合のみ算定できる。
- 14 WT1 mRNA 核酸増幅検査(**D006-7**)は、急性骨髄性白 血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月 に1回を限度として算定できる。
- 15 アルブミン非結合型ビリルビン(D007 30)は, 診察及

- び他の検査から,核黄疽に進展する恐れがある新生児に, 生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- 16 リポ蛋白リパーゼ (D007 37)は、高トリグリセライド 血症及びLPL 欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定 した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われ た場合、投与したヘパリンは薬剤 (D500) として算定できるが、注射料は算定できない。
- 17 2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性(D007 38)は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- 18 ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性 (D008 1) 及びヒト絨毛性ゴナドトロピン β (HCG β) 分画 (D008 12) は、免疫学的妊娠試験に該当する。ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) (D008 12) は、HCG・LH 検査 (試験管法) を含むものである。HCG β 分画は,HCG 産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。HCG β 分画,HCG 定性又は HCG を併せ実施した場合は、主たるもの 1 つに限り算定する。
- 19 ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP) (D008 11)は、及びヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N末端フラグメント(NT-proBNP) (D008 11)は、心不全の診断又は病態把握のため実施した場合に月1回に限り算定する。1週間以内にBNPとNT-proBNP及びヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)(D008 19)のうち2項目以上を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(BNP,NT-proBNP,HANPを併せて実施した場合は、併せて各検査の実施日)を記載する。(慢性維持透析患者外来医学管理料(B001 15)を算定している場合は、当該検査の所定点数を算定できない。)
- 20 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価 (D008 11) は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、1 型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる。 抗 IA-2 抗体精密測定 (D008 18) は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価の結果、陰性が確認された 30 歳未満の患者に対し、1 型糖尿病の診断に用いた場合に算定する。なお、当該検査を算定するにあたっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 21 インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3) (D008 21)は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)をソマトメジンC(D008 19)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 22 サイトケラチン 19 フラグメント(D009 9)は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3)を算定できる。
- 23 乳頭分泌液中 CEA (D009 13) は,乳頭異常分泌患者に非腫瘤性乳癌を強く疑って,乳頭分泌液中の CEA を測定した場合に算定する。乳頭分泌液中 HER 2 タンパク測定 (D009 13) は,乳頭異常分泌患者に対して非腫瘤性乳癌を強く疑って,乳頭分泌液中の HER 2 タンパクを測定し

た場合に限り算定する。乳頭分泌液中 HER 2 タンパク測 定及び乳頭分泌液中 CEA を併せて測定した場合は、主た るもののみ算定する。血清中 HER 2 タンパク測定(D009 13) は、乳癌であると既に確定診断され、かつ HER 2 タ ンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法 により、HER 2 タンパク過剰発現の有無が確認されてい ない再発乳癌患者に対して, 当該検査の結果に基づいて 計画的な治療管理を行った場合に限り, 悪性腫瘍特異物 質治療管理料(B001 3 ロ)を算定する。HER 2 タンパク (N002 3)は,免疫染色病理標本作製を行った場合に限り 算定する。 HER 2 遺伝子標本作製(N005)は、乳癌の術 後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対し て、抗 HER 2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の 投与の適応を判断することを目的として, 遺伝子増幅標 本作製を行なった場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針 の決定までの間に1回を限度として算定する。なお、HER 2遺伝子標本作製(N005)と HER 2 タンパク免疫染色病理 標本作製(N0023)を併せて実施した場合は、主たる点数 のみを算定する。治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患 者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。 (平 23.3.10 保医発 0310 1)

- 24 大腸菌 0 157LPS 抗原(D012 20), 大腸菌 0 157LPS 抗 体(D012 21) 及び細菌培養同定検査等の消化管からの検 体(D0182)によるもののうちいずれかを複数測定した場 合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査 (D012 21) は、細菌培養同定検査(D018)により大腸菌が 確認された後,血清抗体法により大腸菌の0抗原又はH 抗原の同定を行った場合に, 使用した血清の数, 菌種等 に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検 査(D018)等の費用は別には算定できない。 大腸菌べ ロトキシン検査(D023-24)は、大腸菌の抗原同定検 査の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行 った場合に算定する。大腸菌ベロトキシン検出検査のう ち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法 については, 臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌 感染症が強く疑われる場合に限り,大腸菌抗原同定検査 を踏まえることなく行った場合にも算定できる。
- 25 レプトスピラ抗体価(D012 23)は、秋疫 A、秋疫 B、秋 疫 C、ワイル病、カニコーラのそれぞれについて算定する。
- 26 ダニ特異 IgG 抗体価(D012 29)は、減感作療法実施中の 患者の場合に、必要な限度において算定できる。
- 27 白血球中サイトメガロウイルス pp 65 抗原 (D012 31) は,臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又は HIV 感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対して行った場合のみ算定できる。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、当該検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。(H22.4.1 医科点数表の解釈)
- 28 HCV 特異抗体価測定による群別判定(D013 8)は, C型 肝炎の診断が確定した患者に対し,C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に,患者1人につき1回に限り算定できる。 HCV 核酸同定検査(D023 6)又は HCV 核酸定量検査(D023 9)は,C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。治療方法の選択の場合においては,抗体陽性であり,かつ,HCV 核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし,治療経過の観察の場合にお

- いては、HCV 核酸同定検査とHCV 核酸定量検査を併せて 実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。
- 29 リウマトイド因子(D014 2), 抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8)、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)(D014 8), Clq 結合免疫複合体(D014 10),モノ クローナル RF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG 型リウマ チ因子(D014 14)及びC3d 結合免疫複合体(D014 14)のう ち3項目以上を併せて実施した場合には,主たるもの2 つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、 リウマトイド因子を併せて実施した場合は, 主なもの のみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗 体) (D014 14) は、関節リウマチと確定診断できない者に 対して診断の補助として検査を行った場合に、原則とし て1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性 の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、 当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診 療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプ チド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体 価、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3), Clq 結合免疫複合体、モノクローナル RF 結合免疫複合体、 IgG 型リウマチ因子及び C3d 結合免疫複合体のうち 2項 目以上を併せて実施した場合には, 主たるもの1つに限 り算定する。
- 30 細胞機能検査の顆粒球スクリーニング検査(D016 4) は、白血球墨粒食食試験、NBT 還元能検査を、顆粒球機能検査(D016 2)(種目数にかかわらず一連につき)は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、モノクローナル抗体法による T 細胞サブセット検査(D016 3)は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。 フローサイトメトリーの Two-color 分析法による赤血球検査(D016 5)は、発作性夜間血色素尿症(PHN)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。 リンパ球幼若化検査(D016 6)(一連につき)は、Con-A 又は PHA 又は薬診の被疑医薬品によるものである。
- 31 細菌薬剤感受性検査(D019)は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。1菌種140点、2菌種180点、3菌種以上230点。
- 32 酵母様真菌薬剤感受性検査(D019-2)は,深在性真菌症(カンジダ,クリプトコックスに限る)であり,原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。本検査は、医学的に必要があれば、細菌薬剤感受性検査(D019)と別に算定可能である。。(H18.3.31 医療課事務連絡)
- 33 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異な る場合であっても,同時に又は一連として検体を採取し た場合は,1回のみ所定点数を算定する。 抗酸菌分離 培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、 患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算 定できる。 抗酸菌分離培養検査1(D0201)は、液体培 地を用いて培養を行い、酵素感受性蛍光センサー、二酸 化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を 行った場合に算定する。 抗酸菌分離培養検査 2(D020 2)は、抗酸菌分離培養検査1に掲げるもの以外について 算定する。抗酸菌同定検査(D021)(種目数にかかわらず 一連につき)は、検査方法、培地数にかかわらず、1回の み所定点数を算定する。 抗酸菌薬剤感受性検査 (D022) (培地数に関係なく)は,直接法,間接法等の方

法及び培地数にかかわらず, 感受性検査を行った薬剤が 4種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査に おいても,使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定 する。抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退 院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に 行われる場合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺 激性遊離インターフェロンy (D015 24)は、診察又は画 像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象と して測定した場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核 酸同定検査(D0237)を併せて実施した場合は、主たるも ののみ算定する。 結核菌群核酸同定検査は、同時に結 核菌を同定した場合に限り算定する。また、結核菌群核 酸同定検査を併用した場合は, 主たるもののみ算定する。 結核菌群核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の 病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定でき マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー 核酸同定検査(D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性 であることが確認された場合のみに算定できる。抗酸菌 同定検査(D021)が併せて実施された場合にあっては、主 なもののみ算定する。

- 34 HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12)は、抗 HIV 治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1 回を限度として算定出来る。
- 35 残尿測定検査(D216-2)は、前立腺肥大症、神経因性 膀胱又は過活動膀胱の患者に対し、超音波若しくはカテ ーテルを用いて残尿を測定した場合に算定する。 超音 波検査(D216-21)によるものと導尿(D216-22)によ るものを同一日に行った場合は、主たるもののみ算定す る。残尿測定検査については、月2回を上限とし、2回 目も100分の100で算定する。(平22.4.30 医療課事務 連絡)
- 36 HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12)は、抗 HIV 治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1 回を限度として算定出来る。
- 37 ノンストレステスト(一連につき)(D219)は、「40歳以 上の初産婦, BMI が 35 以上の初産婦, 多胎妊娠, 子官内胎 児発育不全の認められる,子官収縮抑制剤を使用中,妊 娠高血圧症候群重症,常位胎盤早期剥離,前置胎盤(妊娠 22 週以降で出血等の症状を伴う場合に限る。), 胎盤機能 不全, 羊水異常症, 妊娠 30 週未満の切迫早産で、子宮収 縮,子宮出血,頚管の開大,短縮又は軟化のいずれかの 切迫早産の兆候を示し、かつ、以下のいずれかを満たす もの(前期破水を合併,経膣超音波検査で子宮頸管長が 20mm 未満, 切迫早産の診断で他の医療機関から搬送, 早 産指数(tocolvsis index)が3点以上,心疾患(治療中に 限る。),糖尿病(治療中に限る。),甲状腺疾患(治療中 に限る。),腎疾患(治療中に限る。),膠原病(治療中に 限る。),特発性血小枚減少性紫斑病(治療中に限る。), 白血病(治療中に限る。),血友病(治療中に限る。),出 血傾向(治療中に限る。), HIV 陽性, Rh 不適合, 当該妊娠 中に帝王切開術以外の開腹手術又手術予定)の患者に 対し行われた場合に算定する。ただし、治療中とは、対 象疾患について専門的治療が行われているものを指し, 単なる経過観察のために年に数回程度通院しているの みでは算定できない。ノンストレステストは入院中の患 者に対して行った場合は1週間につき3回に限り、入院 中の患者以外の患者に対して行った場合は1月につき1

38 経皮的血液ガス分圧測定(D222)は、循環不全及び呼吸不全があり、酸素療法を行う必要のある新生児についてのみ算定するものであり、測定するガス分圧の種類にかかわらず、所定点数により算定する。ただし、出生時体重が1,000g 未満又は1,000g 以上1,500g 未満の新生児

回に限り算定できる。なお、1週間の計算は歴週による。

- の場合は、それぞれ90日又は60日を限度として算定する。 血液ガス連続測定(D222)は、閉鎖循環式全身麻酔において分離肺換気を行う際に血中のP02,PC02及びpHの観血的連続測定を行った場合に算定できる。
- 39 終末呼気炭酸ガス濃度測定(一日につき)(D224)は、気管内挿管又は気管切開している患者であって、次ののいずれかに該当する患者に対して行った場合に算定する。ア人工呼吸器を装着している患者、イ自発呼吸が不十分な患者、ウ脳外傷等換気不全が生じる可能性が非常に高いと判断される患者 閉鎖式全身麻酔を実施した際にマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(L008)を算定した日と同一日には算定できない。
- 40 人工膵臓(D231)は、糖尿病患者の治療に際してインス リン抵抗性の評価, 至適インスリン用量の決定等を目的 として, 血管内に留置した二重腔カテーテルから吸引し た血中のグルコース値を連続して測定した場合に算定 できる。 算定の対象となる患者は、次の療養が必要な 糖尿病等の患者であって, 医師が人工膵臓以外による血 糖調整が困難であると認めた者である。ア高血糖時(糖 尿病性昏睡等)における救急的治療 イ手術,外傷及び 分娩時の血糖管理 ウ インスリン産生腫瘍摘出術の術 前, 術後の血糖管理 工糖尿病性腎症に対する透析時の 血糖管理 オ難治性低血糖症の治療のための血糖消費 量決定 カ インスリン抵抗性がみられる難治性糖尿病 に対するインスリン感受性テスト及び血糖管理。 以上にわたり連続して実施した場合においても,一連と して1回の算定とする。人工膵臓と同一日に行った血中 グルコース測定は、別に算定できない。 人工膵臓を行 うために必要な血液学的検査, 生化学的検査とは、次の 検査である。ア血液学的検査(赤血球沈降速度測定,赤 血球数、白血球数、血小板数、ヘマトクリット値、ヘモ グロビン Alc, 血液浸透圧測定) イ生化学的検査(グル コース,アンモニア,ケトン体,アミラーゼ,総窒素, 尿素窒素 (BUN),遊離脂肪酸,総コレステロール,イン スリン, グルカゴン, ナトリウム, クロール, カリウム, P, カルシウム)。 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及 び材料料は、別に算定できない。当該検査は、厚生労働 大臣が定める施設基準に適合の保険医療機関で行った 場合に限り算定する。
- 41 直腸肛門機能検査(D233)は、患者1人につき月1回に限り算定する。 直腸肛門機能検査とは、直腸肛門内圧測定、直腸感覚検査、直腸コンプライアンス検査、直腸肛門反射検査、排出能力検査をいう。 直腸肛門機能検査は、ヒルシュスプルング病、鎖肛、肛門括約不全、直腸肛門由来の排便障害等の直腸肛門疾患に対して行う検査をいう。 直腸肛門機能検査は、直腸肛門内圧検査用バルーン、マイクロチップ、インフューズドオープンチップ又はマイクロバルーン等を用いて実施されるものである。
- 42 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(**D235-2**)は、 難治性てんかんの患者に対し、硬膜下電極若しくは深部 電極を用いて脳波測定を行った場合、患者1人につき14

日間を限度として算定する。 当該検査は厚生大臣が定める施設基準検査である。 長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)(D235-3)は、難治性てんかんの患者に対し、てんかんの手術前後に行った場合、患者1人につきそれぞれ5日間を限度として算定する。

- 43 終夜睡眠ポリグラフィー1(携帯用装置を使用した場合)(D237 1)は、問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として使用した場合に算定する。なお、在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を算定している患者については、治療の効果を判定するため、6月に1回を限度として算定できる。瞳孔薬物負荷テスト(D240 2)は、ホルネル症候群又はアディー症候群について行った場合に、負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連として所定点数により算定する。なお、使用した薬剤については、薬剤(D500)により算定する。
- 44 音声言語医学的検査(D251)の音響分析(D251 2)は、種々の原因による音声障害及び発音、構音、話しことば等の障害がある患者に対して、音声パターン検査又は音声スペクトル定量検査のうちの一方又は両方を行った場合に算定する。 音声言語医学的検査の音声機能検査(D251 3)とは、嗄声等の音声障害について、発声状態の総合的分析を行う検査であり、音域検査、声の強さ測定、発声時呼吸流の測定、発声持続時間の測定を組み合わせて、それぞれ又は同時に測定するものをいい、種類及び回数にかかわらず、一連として1回算定する。
- 45 扁桃マッサージ法(D252)は、慢性扁桃炎に対する病巣 誘発試験として行われた場合に算定する。
- 46 網膜電位図 (ERG) (D258)は、前眼部又は中間透光体に混濁があって、眼底検査が不能の場合又は眼底疾患の場合に限り、誘導数にかかわらず、所定点数により算定する
- 47 前房隅角検査(D274)とは、隅角鏡を用いて行う前房隅 角検査であり、緑内障等の場合に行う。
- 48 レーザー前房蛋白細胞数検査(D280) は、レーザー前房タンパク細胞測定装置を用いて、前眼部炎症の程度を診断するために、前房内のタンパク濃度及び細胞数を測定するものである。
- 49 内服・点滴誘発試験(D291-3)は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。 当該検査は貼付試験,皮内反応,リンパ球幼若化検査等で診断がつかない薬疹の診断を目的とした場合であって,入院中の患者に対して被疑薬を内服若しくは点滴・静注した場合に限り算定できる。検査を行うに当たっては,内服・点滴誘発試験の危険性,必要性,検査方法及びその他の留意事項について,患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに,その文書の写しを診療録に添付すること。
- 50 尿失禁定量テスト(パッドテスト)(**D292-2**)は、尿失禁患者において、体動時の失禁等をパッドにより採取し、定量的な尿失禁の評価を行うものであり、1月につき1回に限り算定できる。ただし、使用される パッドの費用は、所定点数に含まれる。
- 51 内視鏡下嚥下機能検査(**D298-2**)は、嚥下機能が低下した患者に対して、喉頭内視鏡等を用いて直接観察下に着色水を嚥下させ、嚥下反射惹起のタイミング、着色水の咽頭残留及び誤嚥の程度を指標に嚥下機能を評価

- した場合に算定する。 内視鏡下嚥無下機能検査, 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー(D298)及び喉頭ファイバースコピー(D299)を2つ以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
- 52 センチネルリンパ節生検(**D409-2**)は、触診及び画 像診断の結果, 腋窩リンパ節への転移が認められない乳 がんに係る手術を予定している場合のみ算定する。 セ ンチネルリンパ節生検を乳房悪性腫瘍手術と同一日に 行う場合は、乳腺悪性腫瘍手術の(K476 注 1)又は(K476 注2)で算定する。 センチネルリンパ節生検に伴う放射 性同位元素の薬剤料は、薬剤(D500)として算定する。 放射性同位元素の検出に要する費用は、シンチグラム (画像を伴うもの)の「1」部分(静態28)(一連につき) (E100 1)により算定する。 摘出したセンチネルリンパ 節の病理診断に係る費用は,第 13 部病理診断の所定点 数を算定する。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適 合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療 機関において, 乳がんの患者に対して, センチネルリン パ節生検併用法(D409-2 1)については放射性同位元 素及び色素を用いて行った場合に、センチネルリンパ節 生検単独法(D409-2 2)については色素のみを用いて行 った場合に、それぞれ算定する。ただし、当該検査に用 いた色素の費用は, 算定しない。

Ⅱ-3. 期間などが規制されている検査

- 1 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ定性(D0047)又は 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ(D0048)は、絨毛羊 膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦 で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算 定する。
- 2 マイクロバブルテスト(D004 10)は妊娠中の患者又は 新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。
- 3 羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A)(D004 12)を 妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は 妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、 糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において 1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に 限りとして算定できる。
- 4 マンガン(D0079)は、1カ月以上(胆汁排泄能の抵下している患者については2週間以上)高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3カ月に1回に限り算定することができる。
- 5 アルブミン非結合型ビリルビン(D007 30)は、診察及 び他の検査から、核黄疽に進展する恐れがある新生児に、 生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- 6 腟分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白 1型 (IGFBP-1) (D007 34) は、破水の診断のために妊娠満 22 週以上満 37 週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。腟分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白 1型(IGFBP-1)と頸管腟分泌液中癌胎児性フィブロネクチン(D015 19)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 頸管腟分泌液中癌胎児性フィブロネクチンは、破水の診断のために妊娠満 22 週以上満 37 週未満の者を対象として測定した場合又は切迫流産の診断のために妊娠満 22 週以上満 33 週未満の者を対象とし実施した場合のみ算定する。
- 7 腟分泌液中α-フェトプロテイン(D007 38)は、破水の

診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象と して実施した場合に算定する。

- 8 ノイラミニダーゼ(D012 17)及びインフルエンザウイルス抗原(D012 18)は、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として、発症後 48 時間以内に実施した場合に限り算定することができる。インフルエンザウイルス抗原(D012 18)とインフルエンザウイルス A 若しくは B型抗体価(D012 11)又はノイラミニダーゼ(D012 17)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 9 経皮的血液ガス分圧測定(D222)は、循環不全及び呼吸不全があり、酸素療法を行う必要のある新生児についてのみ算定するものであり、測定するガス分圧の種類にかかわらず、所定点数により算定する。ただし、出生時体重が1,000g 未満又は1,000g 以上1,500g 未満の新生児の場合は、それぞれ90日又は60日を限度として算定する。血液ガス連続測定(D222)は、閉鎖循環式全身麻酔において分離肺換気を行う際に血中のP02,PC02及びpHの観血的連続測定を行った場合に算定できる。

Ⅱ-4. 他の検査・術時又は結果後などに本検査施行

1 尿中一般物質定性半定量検査(D000)または尿沈渣顕 微鏡検査(D002)は当該検査の対象患者の診療を行って いる保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できる ものであり, 委託契約等に基づき当該保険医療機関外で 実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定 できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機 関内で実施された検査について, その結果が当該保険医 療機関に対して速やかに報告されるような場合は, 所定 点数を算定できる。検体検査を行った場合は所定の判断 料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量 検査を実施した場合の判断料は算定できない。 尿中一 般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル又は錠剤 用いて検査をする場合又は試験紙等を比色計等の機器 を用いて判定をする場合をいい、検査項目、方法にかか わらず、一回につき所定点数につき算定する。尿中一般 物質定性半定量検査に含まれる定性半定量検査の検査 項目は、次のとおりである。ア比重, イpH, ウ蛋白, 工糖, オ ウロビリノゲン,カ ビリルビン,キ アセトン体(ケ トン体),ク潜血,コ試験紙による尿細菌検査,サ食塩検 査,シ試験紙による白血球検査,スアルブミン。 検体について尿沈渣顕微鏡検査(D002)と排泄物、滲出物 又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場 合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。 沈渣顕微鏡検査について、尿沈渣顕微鏡検査の所定点数 は,赤血球,白血球,上皮細胞,各種円柱,類円柱,粘 液系, リポイド, 寄生虫等の無染色標本検査のすべての 費用を含む。染色標本による検査を行った場合は、9点 を加算する(注3)。 尿沈渣顕微鏡検査は, 尿中一般物 質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査 (D001) において何らかの所見が認められ、又は診察の結 果からその実施が必要と認められて実施した場合に算 定する。 フローサイトメトリー法による尿中有形成分 測定(D002-2)は、尿中一般物質定性半定量検査 (D000) 若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001) にお いて、何らかの所見が認められ、又は診察の結果からそ の検査実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細 胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。同

- 一検体について排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡 検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点 数のみ算定する(注1)。当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する(注2)。
- 2 関節液中コンドロカルシン(D004 11)はエックス線所 見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診 断できる場合は算定できない。
- 3 サイトケラチン(CK)19mRNA(**D006-7**)は、術前の画像 診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明 らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リン パ節中のサイトケラチン(CK)19mRNAの検出によるリン パ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場 合に、一連につき1回限り算定する。
- 4 フィブリノゲン分解産物(D006 14)は、フィブリン分解産物(FDP)(D006 11)が異常値を示した場合に実施した時に算定できる。
- 5 MDA-LDL (D007 35) は、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中の MDA-LDL を測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。
- 6 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異な る場合であっても、同時に又は一連として検体を採取し た場合は、1回のみ所定点数を算定する。 抗酸菌分離 培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、 患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算 定できる。 抗酸菌分離培養検査1(D020 1)は、液体培 地を用いて培養を行い、酵素感受性蛍光センサー、二酸 化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を 行った場合に算定する。 抗酸菌分離培養検査2(D020 2) は、抗酸菌分離培養検査1に掲げるもの以外について算 定する。抗酸菌同定検査(D021)(種目数にかかわらず一 連につき)は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ 所定点数を算定する。 抗酸菌薬剤感受性検査(D022) (培地数に関係なく)は、直接法、間接法等の方法及び培 地数にかかわらず, 感受性検査を行った薬剤が4種類以 上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査においても, 使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。抗酸 菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を 判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場 合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺激性遊離イ ンターフェロンγ (D015 24)は、診察又は画像診断等に より結核感染が強く疑われる患者を対象として測定し た場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核酸同定検査 (D023 7)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定 結核菌群核酸同定検査は、同時に結核菌を同定 した場合に限り算定する。また, 結核菌群核酸同定検査 を併用した場合は、主たるもののみ算定する。結核菌群 核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結 核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏 まえ頻回に行われる場合においても算定できる。 コバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定検 査(D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性であること が確認された場合のみに算定できる。抗酸菌同定検査 (D021)が併せて実施された場合にあっては、主なものの み算定する。

- 7 腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査(**D023-23**) は、細菌培養同定検査(D018)等によって、腸炎ビブリオ 菌が確認された場合のみ算定できる。
- 8 単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21)は、ヘルペ スウイルス型別確認を行った場合に算定できる。
- 9 HTLV-I 抗体価(ウエスタンブロット法) (D012 32) は, HTLV-I 抗体価(半定量) (D012 12) 又は HTLV-I 抗体価 (D012 22) によって陽性が確認された症例について,確 認診断の目的で行われた場合にのみ算定する。
- 10 HPV核酸同定検査(D023 6)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、予め行われた細胞診の結果によりベセスダ分類がASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定する。当該検査はハイリスク型HPVG6、18、31、33、35、39、45、51、52、56、58、59、68型を指す。)が検出できる検査を行った場合に限り算定できる。
- 11 埋込型心電図検査(D210-3)は、30分又はその端数を 増すごとに算定する。解析に係る費用は, 所定点数に含 まれるものとする(注1)。理込型心口図検査については、 短期間に失神発作を繰り返し, その原因として不整脈が 強く疑われる患者であって,心臓超音波検査及び心臓電 気生理学的検査(心電図検査及びホルター心電図検査を 含む。)等によりその原因が特定できない者に対して, 原因究明を目的として使用した場合に限り算定できる。 埋込型心電図検査は, 患者の皮下に埋込まれた記録装置 を使って長時間連続して心電図記録を行った場合に算 定するものであり、所定点数には、単に記録を行うだけ ではなく, 再生及びコンピューターによる解析を行った 場合の費用を含む。埋込型心電図記録計を使用し診断を 行った場合は、当該機器が埋込まれた時間ではなく、心 電図が記録された時間に応じて算定する。厚生労働大臣 が定める施設塞準。◇厚生労働大臣が定める施設基準と は,「特掲診療料の施設基準等」(平成20年3月厚生労 働省告示第63号) に定められている施設基準である。
- 12 非観血的連続血圧測定(D225-2)は、トノメトリー法により麻酔に伴って実施した場合に限り算定できるものとし、また、観血的動脈圧測定(D225)と同一日に実施した場合は、主たるもののみ算定する。人工呼吸(J045)を同一日に行った場合は、非観血的連続血圧測定に係る費用は人工呼吸(J045)の所定点数に含まれる。
- 13 頭位及び頭位変換眼振検査(D2503)は、フレンツェル 眼鏡下における頭位眼振及び変換眼振検査をいい,一連 の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算 定する。 重心動揺計(D2505)は、荷重変動を測定する 検出器とこの荷重信号を記録・分析するデータ処理装置 から成る装置を用いて、めまい・平衡障害の病巣診断の ために行うものである。本検査は、当該装置を用いて、 重心動揺軌跡を記録し、その面積(外周・矩形・実効値 面積), 軌跡長 (総軌跡長・単位軌跡長・単位面積軌跡 長)、動揺中心変位、ロンベルグ率を全て計測した場合 に算定するものである。なお,本検査は,平衡検査の標 準検査(D2501)を行った上、実施の必要が認められたも のに限り算定するものである。 重心動揺計(D250 5)、 下肢加重検査(D250 5)、フォスプレート分析(D250 5)、 動作分析検査(D2505)について、パワー・ベクトル分析 を行った場合には200点、刺激又は負荷を加えた場合に は1種目につき120点を加算する。パワー・ベクトル分

- 析を行った場合の加算は、記録された重心動揺軌跡のコンピューター分析を行い、パワー・スペクトル、位置ベクトル、速度ベクトル、振幅確率密度分布をすべて算出した場合に算定する。 刺激又は負荷を加えた場合の加算は、電気刺激、視運動刺激、傾斜刺激、水平運動刺激、振動刺激等姿勢反射誘発を加えて本検査を行った場合に1種目ごとに算定する。
- 14 汎網膜硝子体検査(片側)(D255-2)は,患者1人に つき月1回に限り算定する。ただし,汎網膜硝子体検査 と併せて行った精密眼底検査(片側)(D255),細隙燈顕 微鏡検査(前眼部及び後眼部)(D257)又は細隙燈顕微鏡 検査(前眼部)(D273)に係る費用は所定点数に含まれる ものとする(注)。 当該検査は、増殖性網膜症,網膜硝 子体界面症候群又は硝子体混濁を伴うぶどう膜炎の患 者に対して,散瞳剤を使用し,細隙燈顕微鏡及び特殊レ ンズを用いて網膜,網膜硝子体界面及び硝子体の検査を 行った場合に限り算定する。
- 15 角膜内皮細胞顕微鏡検査(D279)は、眼内手術、角膜手 術における手術の適応の決定及び術後の経過観察の際 に算定する。
- 16 術中迅速病理組織標本作製(N003)は,手術の途中において迅速凍結切片等による標本作製と検鏡を完了した場合において,1手術につき1回算定する。なお,摘出した臓器について,術後に再確認のため精密な病理組織標本作製を行った場合は,病理組織標本作製(N000)の所定点数を別に算定する。テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製を行った場合は,送信側の保険医療機関において術中迅速病理組織標本作製及び病理診断料(N006)を算定できる。受信側の保険医療機関における診断等に係る費用は,受信側,送信側の医療機関における相互の合議に委ねるものとする。テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製は、厚生労働大臣が定める施設基準保険医療機関で行った場合に限り、当該患者について算定する。

II-5. 対象検体・臓器の種類,項目数、採取部位 包括など複合的規制

- 1 末梢血液像(D005 5)及び骨髄像(D005 14)の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。末梢血液像及び骨髄像の検査にあたって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。末梢血液像の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。末梢血液一、般検査(D005 6)は、赤血球数、白血球数、血色素(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- 2 血小板凝集能(D0068)を測定する際は、その過程で血 小板数を測定することから、末梢血液一般検査(D0056) の所定点数を別に算定することはできない。
- 3 染色体検査(すべての費用を含む。)(D006-5)の所定 点数には、フィルム代、引伸印画作製代を含む。 分染 法を行った場合は、400点を加算する。分染法加算につ いては、方法にかかわらず、1回の算定とする。
- 4 尿中 BTA (D009 1) は、膀胱癌であると既に確定診断が された患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、 当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った

場合に限り, 悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3 イ) を算定する。

- 5 尿中 NMP22 (D009 7) 及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量 (D009 7) は、尿沈渣顕微鏡検査 (D002) により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。 尿中 NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量は、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料 (B001 3) は算定できない。 尿中 NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- 6 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)は,治療上必要な 場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象 とする。ア アデノウイルス、コクサッキーウイルス、 サイトメガロウイルス、EB ウイルス、エコーウイルス、 ヘルペスウイルス、インフルエンザウイルス A型、イン フルエンザウイルスB型、ムンプスウイルス、パライン フルエンザウイルスⅠ型、パラインフルエンザウイルス Ⅱ型、パラインフルエンザウイルスⅢ型、ポリオウイル スⅠ型、ポリオウイルスⅡ型、ポリオウイルスⅢ型、RS ウイルス、風疹ウイルス、麻疹ウイルス、日本脳炎ウイ ルス、オーム病クラミジア。 ウイルス抗体価(半定 量) (D012 11) に当たって、同一検体について同一ウイル スに対する複数の測定方法を行った場合であっても, 所 定点数のみを算定する。単純ヘルペスウイルス及び水 痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ 算定できる。同一検体についてウイルス抗体価(半定量) の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する (注)。

サイトメガロウイルス抗体価(D012 24)をグロブリン クラス別ウイルス抗体価(D012 25)と併せて行った場合 は、主たるもののみを算定する。 同一検体について、 グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)を行った 場合は、2項目を限度として算定する(注)。 ンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)は、下記の項目の ウイルスの IgG 型ウイルス抗体価又は IgM 型ウイルス抗 体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウ イルス B19 (D012 26) は, 紅斑が出現している妊婦につい て,このウイルスによる感染症が強く疑われ, IgM 型ウ イルス抗体価を測定した場合に算定する。水痘ウイルス、 風疹ウイルス、サイトメガロウイルス、EB ウイルス、麻 疹ウイルス、ムンプスウイルス、ヒトパルボウイルス B19。 同一ウイルスについて IgG型ウイルス抗体価及び IgM型 ウイルス抗体価を測定した場合にあっては, いずれか一 方の点数を算定する。 ウイルス抗体価(半定量)(D012 11)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の 点数を算定する。単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21)は、ヘルペスウイルス型別確認を行った場合に算定 できる。

7 HIV-1 抗体価(D012 15)、HIV-1,2抗体価(D012 16)については、診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53~63年の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対して、HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価を実施した場合は、HIV 感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。 ただし、保険医療機関において採血

した検体の検査を保健所に委託した場合には算定しな い。 ア新生児出血症(新生児メレナ, ビタミン K 欠乏 症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受け た者、イ肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった 者、ウ食道静脈瘤の破裂,消化器系疾患により大量の吐 下血があった者、工大量に出血するような手術を受けた 者(出産時の大量出血も含む) なお, 間質性肺炎等後 天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認め られる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認め られる場合でHIV感染症が疑わせる自他覚症状がある場 合は,本検査を算定できる。 輪血料(K920)(自己血輪血 (K9204)を除く。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新 鮮液状血漿, 新鮮凍結人血漿等)の輪注を行った患者に 対して,一連として行われた当該輸血又は輪注の最終日 から起算して、概ね2か月後に HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価の測定が行われた場合は, HIV 感染症を 疑わせる自他覚症状の有無に関わらず, 当該輸血又は輸 注につき1回に限り、所定点数を算定できる。 他の保 険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の 輸注を行った場合であっても同様とする。上記輸血料算 定の場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該輪血又は輸 注が行われた最終日を記載する。 HIV-1 抗体価(ウエ スタンブロット法) (D012 28) 又は HIV-2 抗体価(ウエス タンブロット法) (D012 30) は、スクリーニング検査とし てのHIV-1 抗体価又はHIV-1,2 抗体価が陽性の場合の確 認診断用の検査である。

HIV 抗原(D012 33) は、HIV 感染者の経過観察又は HIV 感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。 HIV-I 核酸定量検査(D023 10)は、HIV 感染者の経過観察に用いた場合又は HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。HIV-1 核酸定量検査(D023 10)と HIV-1 抗体価(ウエスタンブロット法)(D012 28)を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

- 8 血清中抗 RNA ポリメラーゼⅢ抗体(D014 10 準)は、びまん性型強皮症の確定診断を目的として行った場合には、1 回を限度として算定できる。びまん性型強皮症の診断において陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。(H22.4.30 保医発0430 1)
- 9 抗 Jo-1 抗体(D014 9), 抗サイログロブリン抗体(D014 9), 抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体(D014 9), 抗 RNP 抗体(D014 9), 抗 Sm抗体(D014 10), 抗 SS-A/Ro 抗体(D014 10), 抗 SS-B/La 抗体(D014 10), 抗 Sc1-70 抗体(D014 10)及び C1q 結合免疫複合体(D014 10)等を 2 項目又は 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ 320点又は 490 点とする。
- 10 抗 LKM-1 抗体 (D014 15) は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。
- 11 細菌培養同定検査(D018)は、抗酸菌を除く一般細菌、 真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行う

ことを原則とする。 同定検査を予定して培養したもの であれば, 菌が陰性の場合であっても細菌培養同定検 査の口腔、気道又は呼吸器からの検体(D0181)からその 他の部位からの検体(D0185)の項により算定するが、あ らかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は, 検体の種類にかかわらず、簡単培養検査(D0186)により 算定する。細菌培養同定検査は、検体ごとに口腔、気道 又は呼吸器からの検体(D018 1)からその他の部位からの 検体までの所定点数を算定できるが、同一検体を用い て簡単培養検査を併せて行った場合は,簡単培養検査は 算定できない。 症状等から同一起因菌によると判断さ れる場合であって、当該起因菌を検索する目的で異な った部位から, 又は同一の部位の数か所から検体を採 取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数 を算定する。各検体別の所定点数には、定量培養を行な った場合を含む。 細菌培養同定検査の穿刺液(D0183) とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、細菌培養同 定検査のその他の部位からの検体(D0185)とは、細菌培 養同定検査の口腔、気道又は呼吸器からの検体から泌尿 器又は生殖器課からの検体(D0184)までに掲げる部位に 含まれないすべての部位からの検体をいい, 例えば, 皮 下からの検体をいう。 ウロトレース, ウリグロックス ペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は, 尿中 一般物質定性半定量検査(D000)に含まれるものであり, 別に算定できない。口腔、気道又は呼吸器からの検体 (D018 1)から簡易培養検査(D018 6)については、同一検 体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合 は、80点を加算する。嫌気性培養のみを行った場合は、 口腔、気道又は呼吸器からの検体から簡易培養検査の所 定点数のみを算定し、加算80点は算定できない。A群B 溶連菌迅速試験(D012 17)と細菌培養同定検査(D018)を 同時に実施した場合は, A 群 β 溶連菌迅速試験の所定点 数のみを算定する。この場合において, A 群 β 溶連菌迅 速試験の結果が陰性のため, 引き続き細菌培養同定検査 を実施した場合であっても、A 群 B 溶連菌迅速試験の所 定点数のみ算定する。

大腸菌 0 157LPS 抗原(D012 20), 大腸菌 0 157LPS 抗体(D012 21) 及び細菌培養同定検査等の消化管からの検体(D018 2)によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌抗原同定検査(D012 21)は、細菌培養同定検査(D018)により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の 0 抗原又は H抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査(D018)等の費用は別には算定できない。 淋菌核酸同定検査(D018)等の費用は別には算定できない。 淋菌核酸同定検査(D013 2)と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細菌培養同定検査(D018)を併用した場合は、主なもののみ算定する。腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査(D023-23)は、細菌培養同定検査(D018)等によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。

12 細胞機能検査の顆粒球スクリーニング検査(D016 4) は、白血球墨粒負食試験、NBT 還元能検査を、顆粒球機能検査(D016 2)(種目数にかかわらず一連につき)は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、モノクローナル抗体法による T 細胞サブセット検査(D016 3)は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。 フローサイトメトリーの Two-color 分析法による赤血球検査(D016

- 5) は、発作性夜間血色素尿症 (PHN) の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。 リンパ球幼若化検査 (D016 6) (一連につき) は、Con-A 又は PHA 又は薬診の被疑医薬品によるものである。
- 13 排泄物,滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)は, 尿,糞便,喀痰,穿刺液,胃液,十二指腸液,胆汁,膿, 眼分泌液,鼻腔液,咽喉液,口腔液,その他の滲出物等 について細菌,原虫等の検査を行った場合に該当する。 染色の有無及び方法の如何にかかわらず,また,これら 各種の方法を2以上用いた場合であっても,1回として 算定する。
- 14 細菌薬剤感受性検査(D019)は,結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。1菌種140点,2菌種180点,3菌種以上230点。
- 15 酵母様真菌薬剤感受性検査(D019-2)は,深在性真菌症(カンジダ,クリプトコックスに限る)であり,原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。本検査は、医学的に必要があれば、細菌薬剤感受性検査(D019)と別に算定可能である。。(H18.3.31 医療課事務連絡)
- 16 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異な る場合であっても,同時に又は一連として検体を採取し た場合は、1回のみ所定点数を算定する。 抗酸菌分離 培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、 患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算 定できる。 抗酸菌分離培養検査1(D0201)は、液体培 地を用いて培養を行い,酵素感受性蛍光センサー、二酸 化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を 行った場合に算定する。 抗酸菌同定検査 2 (D021 2) は, 抗酸菌分離培養検査1に掲げるもの以外について算定 する。抗酸菌同定検査(種目数にかかわらず一連につ き) (D021) は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ 所定点数を算定する。 抗酸菌薬剤感受性検査 (D022) は,直接法,間接法等の方法及び培地数にかかわらず, 感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算 定する。混合薬剤耐性検査においても, 使われた薬剤が 4種類以上の場合に限り算定する。
- 17 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定 検査(D023 4)は、クラミジア・トラコマチス感染症若 しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラ コマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であっ て, 臨床所見, 問診又はその他の検査によっては感染因 子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実 施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複 感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定で きる。ただし、淋菌抗原同定検査(D012 21), クラミジア トラコマチス抗原(D012 20), 淋菌核酸同定(D023 2), クラミジアトラコマチス核酸同定検査(D0232), 淋菌及 びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査を併 せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。淋菌及 びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査は, 泌 尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし, 男子尿は含み女子尿は含まない。なお、TMA 法の同時検 出法並びにHPA法の同時検出法及びDKA法の同時検出法 又は SDA 法においては、咽頭からの検体も算定できる。 淋菌核酸同定検査と淋菌抗原同定検査(D012 21)又は細 菌培養同定検査(D018)を併せて実施した場合は、主なも ののみ算定する。 クラミジアトラコマチス核酸同定検

査(D023 2)とクラミジアトラコマチス抗原(D012 20)を 併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。クラミ ジアトラコマチス核酸同定検査は, 泌尿器、生殖器又は 咽頭からの検体によるものである。なお、咽頭からの検 体も算定できる。 クラミジアトラコマチス抗原精密測 定(結膜または鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入 体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラ コマチス肺炎の診断の場合に実施した場合に算定でき る。 グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体 価(D012 24)はクラミジアトラコマチス抗原検出不能又 は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症,卵管炎,副睾 丸炎,新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG 抗体価又 は IgA 抗体価(D012 24)を測定した場合又は新生児・乳 幼児肺炎の診断に際し、IgM 抗体価を測定した場合に算 定する。 IgG, IgA 及び IgM 抗体価のうち2項目以上を 同時に測定した場合は主なもののみ算定する。

- 18 SARS コロナウイルス核酸増幅同定検査(D0239)は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。 本検査は、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第030811号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。
- 19 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2'(PBP2') (D023-21)又はブドウ球菌メチシリン耐性(MRSA)遺伝子同定検査(D0239)は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2'(PBP2')とブドウ球菌メチシリン耐性(MRSA)遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- 20 電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定(D207 2)は、皮弁形成術(K015)及び四肢の血行再建術(K610-4,5)後に、術後の血行状態を調べるために行った場合に算定する。ただし、術後1回を限度とする。なお、使用した電子授受式発消色性皮膚表面温度インジケーターの費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
- 21 リアルタイム解析型心電図(D212)とは,入院中の患者 以外の患者に対して8時間以上心電図をモニターしなが ら同時に波形を解析し,異常波形発現時にのみ記録を行 い得るものをいう。 リアルタイム解析型心電図を用い て8時間以上心電図をモニターした場合は,解析の費用 を含め,一連の使用について1回として算定する。 心 電図を2日間以上連続して記録することができる携帯型 発作時心電図記録計使用心電図(D212-2)を用いて,記 録スィッチ入力前を含む心電図を記録した場合に,解析 の費用を含め,一連の使用について1回として算定する。
- 22 経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき)(D223)は、次のいずれかに該当する患者に対して行った場合に算定する。ア呼吸不全若しくは循環不全又は術後の患者であって、酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を現に行っているもの又は酸素療法を行う必要があるもの、イ静脈麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を実施中の

- 患者に行った場合。 なお、閉鎖式全身麻酔を実施した際にマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 (L008)を算定した日と同一日には算定できない。人工呼吸 (J045)を同一日に行った場合は、経皮的動脈血酸素飽和度測定 (D223) に係る費用は人工呼吸の所定点数に含まれる。
- 23 皮弁血流検査(D207 2)は、1 有茎弁につき 2 回までを 限度として算定するものとし、使用薬剤及び注入手技料 は、所定点数に含まれ、別に算定しない。
- 24 トレッドミルによる負荷心肺機能検査(D211)、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査(D211)には、この検査を行うために一連として実施された心電図検査(D208)、スパイログラフィー等検査(D200)を含むものであり、負荷の種類及び回数にかかわらず、所定点数により算定する。呼吸器疾患に対して施行された場合にも、所定点数を算定出来る。 運動療法における運動療法の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を奥的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として。所定点数に100点を加算する
- 25 皮下連続式グルコース測定(一連につき)(D231-2) は、糖尿病患者の治療に際してインスリン低抗性の評価, 至適インスリン用量の決定等を目的として,皮下に留置 した電極から皮下組織中のグルコース値を連続して測 定した場合に算定できる。以下に掲げる患者に対し行わ れた場合に算定する。また, 算定した場合は, 以下(ア 治療方針策定のために血糖プロファイルを必要とする 1型糖尿病患者 イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な 有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2 型糖尿病患者であって, 医師の指示に従い血糖コントロ ールを行う意志のある者)のいずれに該当するか診療報 酬明細書の摘要欄に明記する。 2日以上にわたり連続 して実施した場合においても,一連として1回の算定と する。 皮下連続式グルコース測定と同一日に行った血 中グルコース測定に係る費用は所定点数に含まれる。 人工膵臓を同一日に行った場合は、主たるもののみ算定 する。 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は 別に算定できない。別に厚生労働大臣が定める施設基準 に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た 保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 26 神経磁気診断(D236-3)は、原発性及び続発性てんかん、中枢神経疾患に伴う感覚障害及び運動障害の患者に対する手術部位の診断や手術方法の選択を行う場合に限り、手術前に1回のみ算定できる。当該検査を算定するに当たっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する(注)。
- 27 電流知覚閾値測定(一連につき)(D239-2)は末梢神経障害の重症度及び治療効果の判定を目的として、神経線維を刺激することによりその電流知覚閾値を測定した場合に、検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連につき所定点数により算定する。
- 28 神経学的検査(**D239-3**)は、意識状態、言語、脳神経、 運動系、感覚系、反射、協調運動、髄膜刺激症状、起立

歩行等に関する総合的な検査及び診断を、成人においては、「別紙様式19」の神経学的検査チャートを、小児においては、「別紙様式19の2」の小児神経学的検査チャート用いて行った場合に一連につき1回に限り算定する。神経学的検査は、専ら神経系疾患(小児を対象とする場合もふくむ。)の診療を担当する医師(専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。)が当該諸検査を行った上で、その結果を患者及びその家族等に説明した場合に限り算定する。神経学的検査と一連のものとして実施された検査(眼振を検査した場合の平衡機能検査(D255)、眼底を検査した場合の精密眼底検査等を指す。)については、所定点数に含まれ、別に算定できない。厚生労働大臣の定める施設基準適合保険医療機関。

- 29 自覚的聴力検査(D244)の「ことばのききとり検査 (D244 2) 」は、難聴者の語音了解度を測定し、補聴器 及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。簡 易聴力検査(D244 3)とは,室内騒音が 30 ホーン以下の 防音室で行う検査である。 簡易聴力検査(D2443)の気 道純音聴力検査(D244 3 イ)は、日本工業規格選別用オー ジオメーターを使用して標準純音聴力検査時と同じ測 定周波数について気導聴力検査のみを行なった場合に 算定する。 簡易聴力検査のその他(種目にかかわらず 一連につき)(D244 3 ロ)は次に掲げるア及びイを一連と して行った場合に算定する。 ア音叉を用いる検査(ウ ェーバー法, リンネ法, ジュレ法を含む。) イ オージ オメーターを用いる検査 (閉鎖骨導試験 (耳栓骨導試 験), 日本工業規格選別用オージオメーターによる気導 検査を含む。) 後迷路機能検査(種目にかかわらず一連 につき) (D244 4) とは, 短音による検査, 方向感機能検査, ひずみ語音明瞭度検査及び一過性閾値上昇検査 (TTD) のうち、1種又は2種以上のものを組み合わせて行うも のをいい、2種以上行った場合においても、所定点数に より算定する。内耳機能検査(種目にかかわらず一連に つき) (D244 5) の所定点数は、レクルートメント検査 (ABLB法), 音の強さ及び周波数の弁別域検査, SISI テ スト等の内耳障害の鑑別に係るすべての検査の費用を 含むものであり、検査の数にかかわらず、所定点数によ り算定する。耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につ き)(D244 5)は、診断用オージオメータ、自記オージオ メータ又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索や ラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合 に算定する。 中耳機能検査(種目にかかわらず一連に つき) (D244 6) は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査 (パ ッチテスト), 気導聴力検査等のうち2種以上を組み合 わせて行った場合にのみ算定する。
- 30 耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定(D248)おいて音響耳管法,耳管鼓室気流動体法又は加圧減圧法のいずれか又は複数により測定した場合に算定する。
- 31 平衡機能検査の標準検査(D250 1)とは、上肢偏倚検査 (遮眼書字検査,指示検査,上肢偏倚反応検査,上肢緊 張検査等),下肢偏倚検査(歩行検査,足ぶみ検査等), 立ちなおり検査(ゴニオメーター検査,単脚起立検査, 両脚起立検査等),自発眼振検査(正面,右,左,上, 下の注視眼振検査,異常眼球運動検査,眼球運動の制限 の有無及び眼位検査を含む検査)をいい、一連の検査に つき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。 平衡機能検査の刺激又は負荷を加える特殊検査(D250 2)

- とは、「温度眼振検査 (温度による眼振検査)、視運動眼振検査 (電動式装置又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)、回転眼振検査 (電動式装置又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)、視標追跡検査、迷路瘻孔症状検査」のそれぞれ検査1回につき所定点数により算定する。 頭位及び頭位変換眼振検査 (D250 3) は、フレンツェル眼鏡下における頭位眼振及び変換眼振検査をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。電気眼振図 (D250 4)を眼球電位図 (EOG) (D278) と併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。
- 32 量的視野検査(D260)には、全視野にわたって検査する場合のほか、例えば、中心視野を特に重点的に検査する量的中心視野検査等、視野の一定部位を限定して検査する場合があるが、2つ以上の部位にわたって当該検査を同時に実施した場合においても、所定点数のみを算定する
- 33 調節検査(D262)は、近点計等による調節力の測定をいうものであり、両眼若しくは片眼又は検査方法(調節力検査及び調節時間検査等を含む。)の種類にかかわらず、所定点数により算定する。 負荷調節検査を行った場合であって、負荷の前後に調節検査を行った場合には、所定点数の100分の200の点数を限度として算定する。
- 34 精密眼圧測定(D264)は、ノンコンタクトトノメーター若しくはアプラネーショントノメーターを使用する場合又はディファレンシャル・トノメトリーにより眼内圧を測定する場合(眼球壁の硬性測定検査を行った場合を含む。)をいい、検査の種類にかかわらず、所定点数により算定する。 網膜中心血管圧測定(D276)に際しての精密眼圧測定は、別に算定できない。 水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、55点を加算する。 上記加算は、水分を多量に摂取させたり、薬剤の注射、点眼若しくは暗室試験等の負荷により眼圧の変化をみた場合又は眼圧計等を使用して前房水の流出率、産出量を測定した場合に、検査の種類、負荷回数にかかわらず、1回のみ所定点数により算定する。
- 35 角膜形状解析検査(D265-2)は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った角膜曲率半径計測(D265)は所定点数に含まれるものとする。角膜形状解析検査は、初期円錐角膜などの角膜変形患者、角膜移植後の患者又は高度角膜乱視(2ジオプトリー以上)を伴う白内障患者の手術前後に行われた場合に限り算定する。 角膜移植後の患者については2か月に1回を限度として算定し、高度角膜乱視を伴う自内障患者については手術の前後各1回に限り算定する。角膜変形患者に対して行われる場合は、コンタクトレンズ処方に伴う場合を除く。
- 36 PL(Preferential Looking)法(D282-2)は4歳未満の 乳幼児又は通常の視力検査で視力測定ができない患者 に対し, 粟屋—Mohindra 方式等の測定装置を用いて視力 測定を行った場合に算定する。 テラーカード等による 簡易測定は本検査には含まれない。 診療録に検査結果 の要点を記載する。
- 37 卵管通気・通水・通色素検査(D290)の所定点数は、両側についての点数であり、検査の種類及び回数にかかわらず、所定点数のみを算定する。
- 38 血液採取(1日につき)(D400)は,入院中の患者以外

- の患者についてのみ算定する(注1)。 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は,14点を加算する(注2)。 血液回路から採血した場合は算定しない(注3)。 血液採取に係る乳幼児加算は,静脈(D4001)及びその他(D4002)のそれぞれについて加算する。
- 39 臓器穿刺(D416)、組織採取(D416)の6歳未満の場合は、2,000点を加算する。開腹による臓器穿刺(D4162)、組織採取(D4162)については、穿刺回数、採取臓器数又は採取した組織の数にかかわらず、1回として算定する。
- 40 その他の検体採取の胃液・十二指腸液採取(D419 1) ついては、1回採取、分割採取二かかわらず、この項の所定点数により算定し、ゾンデ挿入に伴いエックス線透視を行った場合においても、エックス線透視料は、別に算定しない。 胸水・腹水採取(D419 2)の所定点数には、採取及び簡単な液検査(肉眼的正常観察、リバルタ反応、顕微鏡による細胞の数及び種類の検査)の費用が含まれる。なお、塗抹染色顕微鏡検査を行った場合は、排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)により、血液化学検査を行った場合は、穿刺液・採取液検査のその他(D004 18 により、細胞診検査を行った場合は、細胞診(N004)により算定する。人工腎臓、人工心肺等の回路から動脈血採取を行った場合の採血料は算定出来ない。
- 41 人工腎臓、人工心肺等の回路から動脈血採取(D4193) を行った場合の採血料は算定できない。
- 42 細胞診(N004)は、腟脂膏顕徴鏡標本作製,胃液,腹腔穿刺液等の癌細胞標本作製及び眼科プロヴァツェク小体標本作製並びに天疱瘡における Tzanck 細胞の標本作製は、細胞診により算定する。 同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合であっても、1回として算定する。

Ⅲ. 期間・回数・部位・臓器などの規制 Ⅲ-1. 同一日に2回以上の場合,1回のみ算定

1 心室筋ミオシン軽鎖 I (D007 34)は、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。

Ⅲ-2. 1カ月以内に2回以上行っても,1回のみ算定

- 1 涙液中総 IgE 定性(D0047)は、アレルギー性結膜炎の 診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算 定できる。
- 2 WT 1 mRNA 核酸増幅検査(D006-7)は、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。
- 3 ヘパリン(D007 26)の血中濃度測定は,同一の患者に 1カ月以内に2回以上行った場合には,第1回の測定の ときに算定する。
- 4 アセトアミノフェン(D007 34)は、同一の 患者につき1カ月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定のときに1回に限り算定する。
- 5 悪性腫瘍特異物質治療管理料(B0013)は、悪性腫瘍で あると既に確定診断がされた患者について, 腫瘍マーカ 一検査(D009)を行い、当該検査の結果に基づいて計画的 な治療管理を行った場合に, 月1回に限り算定する。悪 性腫瘍特異物質治療管理料には,腫瘍マーカー検査,当 該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管 理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以 上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に 算定できない。 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画 の要点を診療録に記載する。腫瘍マーカーにおいて、併 算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した 場合には,1項目とみなして,本管理料を算定する。悪 性腫瘍特異物質治療管理料の尿中 BTA にかかるもの (B0013イ)については、悪性腫瘍の患者に対して、尿中 BTA(D009 1)を行い、その結果に基づいて計画的な治療 管理を行った場合に,月1回に限り第1回の検査及び治 療管理を行ったときに算定する(注1)。悪性腫瘍特異物 質治療管理料のその他のもの(B0013口)については、悪 性腫瘍の患者に対して,腫瘍マーカー検査(D009)(尿中 BTA を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い, その結 果に基づいて計画的な治療管理を行ったときに算定す る(注2)。注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に 係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性 腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り, 悪性腫 瘍特異物質治療管理料のその他のもの(B001 3 ロ)の所 定点数に150点を加算する。ただし、当該月の前月に腫 瘍マーカーの所定点数を算定している場合は,この限り でない(注3)。「注3」に規定する初回月加算は、適切な 治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行 うことが予想される初回月に限って算定する。ただし, 悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の 前月において, 腫瘍マーカー(D009)を算定している場合 は、当該初回月加算は算定できない。注1に規定する検 査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理 を同一月に行った場合にあっては, ロの所定点数のみに より算定する(注4)。腫瘍マーカーの検査に要する費用 は所定点数に含まれるものとする(注 5)。当該月に悪性 腫瘍特異物質以外の検査腫瘍マーカー(D009)の通知に

規定する例外規定を含む。)を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する(注6)。特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。

- 6 グルタミン受容体自己抗体価(D014 24)は、ラスムッセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプソクローヌス・ミオクローヌス症候群の診断の補助として行った場合に、1月に1回に限り算定できる。
- 7 ヒト TARC (D015 18) は、血清中のヒト TARC 量を測定する場合に月1回に限り算定できる。
- 8 24 時間自由行動下血圧測定(1日につき)(**D225-3**) は、日本循環器学会、日本心臓病学会及び日本高血圧学会の承認を得た「24 時間血圧計の使用(ABPM)基準に関するガイドライン」に沿って行われた場合に、1月に1回に限り算定する。
- 9 直腸肛門機能検査(D233)は、患者1人につき月1回に限り算定する。 直腸肛門機能検査とは、直腸肛門内圧測定、直腸感覚検査、直腸コンプライアンス検査、直腸肛門反射検査、排出能力検査をいう。 直腸肛門機能検査は、ヒルシュスプルング病、鎖肛、肛門括約不全、直腸肛門由来の排便障害等の直腸肛門疾患に対して行う検査をいう。 直腸肛門機能検査は、直腸肛門内圧検査用バルーン、マイクロチップ、インフューズドオープンチップ又はマイクロバルーン等を用いて実施されるものである。
- 10 **尿失禁定量テスト(パッドテスト)(D290-2)**は、尿 失禁患者において、体動時失禁等をパッドにより採取し、 定量的な尿失禁の評価を行うものであり、1月につき1 回に限り算定できる。ただし、使用される パッドの費 用は、所定点数に含まれる。
- 11 血管内超音波法(D2155)の算定は次の方法による。ア 検査を実施した後の縫合に要する費用は所定点数に含 まれる。イ本検査を、左心カテーテル検査及び右心カテ ーテル検査と併せて行った場合は, 左心カテーテル検査 及び右心カテーテル検査の所定点数に含まれる。ウ エ ックス線撮影に用いられるフィルムの費用はフイルム (E400)の所定点数により算定する。エ 注 5 参照。 管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査 (D324)は所定点数に含まれるものとする(注 6)。血管内 視鏡検査(D324)は、患者1人につき月1回に限り算定す る(注 1)。血管内視鏡検査での呼吸心拍監視(D220),新 生児心拍・呼吸監視(D220), カルジオスコープ(ハート スコープ) (D220) 又はカルジオタコスコープ (D220)、血 液ガス分析,心拍出量測定,脈圧測定,造影剤注入手技 及びエックス線診断の費用(フィルムの費用は除く)は, 所定点数に含まれるものとする(注2)。
- 12 病理診断料(N006)の組織診断料(N006 1)については, 病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理 診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所であ る保険医療機関において,病理組織標本作製(N000),電 子顕徴鏡病理組織標本作製(N001),免疫染色(免疫抗体

法) 病理組織標本作製(N002) 若しくは術中迅速病理組織 標本作製(N003)により作製された組織標本に基づく診 断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療 機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合 に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に 限り算定する。 病理診断料(N006)の細胞診断料(N006 2) については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する 病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務す る診療所である保険医療機関において, 術中迅速細胞診 (N003-2) 若しくは細胞診の穿刺吸引細胞診, 体腔洗浄 等によるもの(N0042)により作製された標本に基づく診 断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療 機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に,こ れらの診断の別又は回数にかかわらず, 月1回に限り算 当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製 された標本に基づき診断を行った場合は, 病理組織標本 作製(N000), 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (N002), 術中迅速病理組織標本作製(N003), 術中迅速細 胞診(N003-2)又は細胞診(N004)までに掲げる病理標本 作製料は、別に算定できない。 病理診断料を算定でき る保険医療機関は, 病理診断を専ら担当する医師が勤務 する病院でなければならないが, 年間の剖検数・生検数 が十分にあること, 剖検室等の設備や必要な機器等を備 えていること, 病理部門の要員を備えていること等を満 たしている程度の保険医療機関であることが望ましい。 当該保険医療機関以外に勤務する病理診断を行う医師 が, 当該保険医療機関に出向いて病理診断を行った場合 等, 当該保険医療機関における勤務の実態がない場合に おいては、病理診断料は算定できない。 当該保険医療 機関以外の医療機関(衛生検査所等を含む。)で作製し た病理標本につき診断のみを行った場合には, 月1回に 限り所定点数を算定する。なお、患者が当該傷病につき 当該保険医療機関を受診していない場合(テレパソロジ ーによる術中迅速病理組織標本作製を行う場合を除く。) においては、療養の給付の対象とならない。 料(N006)が含まれない入院料を算定する病棟に入院中 の患者に対して,病理診断料を算定する場合は,同一月 内に当該患者が病理診断料が含まれる入院料を算定す る病棟に転棟した場合であっても, 当該病理診断料を算 定することができる。 病理判断料(N007)は、行われた 病理標本作製の種類又は回数にかかわらず, 月1回に限 り算定する。病理診断料(N006)を算定した場合には, 算定しない。 病理判断料が含まれない入院料を算定す る病棟に入院中の患者に対して, 病理判断料を算定した 場合は,同一月内に当該患者が病理判断料が含まれる入 院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病 理判断料を算定することができる。

Ⅲ-3.2カ月以内に2回以上行っても,1回のみ算定

1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌における EGFR 遺伝子検査又は K-ras 遺伝子検査, 膵癌における K-ras遺伝子検査, 悪性骨軟部組織腫瘍における EWS-Flil 遺伝子検査, TLS-CHOP 遺伝子検査又は SYT-SSX 遺伝子検査,消化管間葉系腫瘍における c-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけ

るマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫セ ンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者 1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を 算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治 療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺 伝子検査(D004-21), 血液細胞核酸增幅同定検査(造 血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺 伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併 せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関 連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病 又は慢性リンパ性自血病の診断の目的で検査を行った 場合に、6月に1回を限度として算定できる。 胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は, 別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして 地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於い て,2月に1回を限度として算定できる。

Ⅲ-4. 治療開始後1カ月以内は2回限度,その後は 3カ月に1回限度

1 1,25 ジヒドロキシビタミン D3(1,25(0H)2D3)(D007 43) は、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、以タミン D 依存症 I 型若しくは低リン血症性ビタミン D抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミン D3 剤による治療中に測定した場合のみ算定できる。なお、活性型ビタミン D3 剤による治療開始後 1 カ月以内は 2 回を限度とし、その後は3カ月に1回を限度として算定する。

Ⅲ-5. 3又は4カ月に1回のみ算定

- 1 尿中マイクロトランスフェリン(D001 10), 尿中アルブミン (D001 10)及び尿中IV型コラーゲン (D001 14)は,糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に,3か月に1回を限度として算定できる。なお,これらを同時に測定した場合は主たるもののみ算定する。
- 2 マンガン(D0079)は、1カ月以上(胆汁排泄能の抵下している患者については2週間以上)高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3カ月に1回に限り算定することができる。
- 3 リポ蛋白(a) (D007 26)は3カ月に1回を限度として 算定できる。
- 4 レムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロール(D007 35) は、3カ月に1回を限度として算定する。
- 5 シスタチン C(D007 28) 又はペントシジン (D007 27) は、尿素窒素 (BUN) (D007 1) 又はクレアチニン (D007 1) により腎機能低下 (ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く) が疑われた場合に 3 月に 1 回に限り算定できる。ただし、シスタチン C(D007 28) とペントシジン (D007 27) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。イヌリン(D007 27)は、尿素窒素 (BUN) (D007 1) 又はクレアチニン (D007 1) により腎機能低下 (ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く) が疑われた場合に、6 月に 1 回に限り算定できる。ただし、クレアチニン (腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主

たるもののみ算定する。

- 6 PSA(D009 5)は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。 ただし、PSAの検査結果が4.0ng/ml以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3カ月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 フリーPSA/トータル PSA 比(D009 8)は、診療及び他の検査(PSA等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- 7 リウマトイド因子(D014 2), 抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8), マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)(D014 8), Clq 結合免疫複合体(D014 10),モノ クローナル RF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG 型リウマ チ因子(D014 14)及びC3d結合免疫複合体(D014 14)のう ち3項目以上を併せて実施した場合には,主たるもの2 つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、 リウマトイド因子を併せて実施した場合は, 主なもの のみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗 体) (D014 14) は、関節リウマチと確定診断できない者に 対して診断の補助として検査を行った場合に、原則とし て1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性 の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、 当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診 療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプ チド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体 価、マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3), Clq 結合免疫複合体、モノクローナル RF 結合免疫複合体、 IgG型リウマチ因子及びC3d結合免疫複合体のうち2項 目以上を併せて実施した場合には, 主たるもの1つに限 り算定する。
- 8 血清中抗 RNA ポリメラーゼⅢ抗体(D014 10 準)は、びまん性型強皮症の確定診断を目的として行った場合には、1回を限度として算定できる。びまん性型強皮症の診断において陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。(H22.4.30 保医発0430 1)
- 9 HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12)は、抗 HIV 治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1 回を限度として算定出来る。
- 10 骨塩定量検査(D217)は、骨粗鬆症の診断及びその経過 観祭の際のみ算定できる。ただし、4カ月に1回を限度 とする。 MD法(D2172)による骨塩定量検査を行うこと を目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併 施する場合は、骨塩定量検査の「MD法(D2172)、SEXA 法(D2172)等」の所定点数又は画像診断の手技料(写真 診断(E001)及び撮影(E002))の所定点数のいずれか一方 により算定する。ただし、フィルムの費用(E400)は、い ずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。同一日に DEXA法による腰椎撮影(D2171)に大腿骨同時撮影を行 った場合には、大腿骨同時撮影加算(D217注)として、 所定点数に90点を加算する。

Ⅲ-6. 6か月に1回限り算定

- 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍 細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選 択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った,肺癌及 び大腸癌における EGFR 遺伝子検査又は K-ras 遺伝子検 查, 膵癌における K-ras 遺伝子検査, 悪性骨軟部組織腫瘍 における EWS-Fli1 遺伝子検査, TLS-CHOP 遺伝子検査又 は SYT-SSX 遺伝子検査,消化管間葉系腫瘍における c-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけ るマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫セ ンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者 1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を 算定するにあたっては, その目的、結果及び選択した治 療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺 伝子検査(D004-21), 血液細胞核酸增幅同定検査(造 血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺 伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併 せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関 連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病 又は慢性リンパ性自血病の診断の目的で検査を行った 場合に、6月に1回を限度として算定できる。 胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は, 別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして 地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於い て、2月に1回を限度として算定できる。
- 2 イヌリン(D007 27)は、尿素窒素(BUN)(D007-1)又はクレアチニン(D007 1)により腎機能低下(ペントシジンは糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、クレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx)(D008 13) 及び尿中デオキシピリジノリン(D008 17) は,原発性副 甲状腺機能亢進症の手術適応の決定, 副甲状腺機能亢進 症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針 の選択に際して実施された場合に算定する。なお, 骨粗 鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回,その後6カ月以内 の薬剤効果判定時に1回に限り,また薬剤治療方針を変 更した時は変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) (D008 13) は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併 発ない肺癌、乳癌、前立腺に限る)の診断補助並びに治 療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以 内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際 には変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。 TRACP-5b を I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx), オステオカルシン (D008 14) 又は尿中デオキシピリジ ノリンを併せて実施した場合は,いずれか1つのみ算定 する。 オステオカルシンは、続発性副甲状腺機能亢進 症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺 機能亢進症による副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術 後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定でき る。 \mathbb{R} 中 β クロスラプス(D008 14)及び β クロスラプ ス (尿を除く。) (D008 14)は、骨粗鬆症におけるホルモ ン補充療法及びビスフォスフォネート療法等, 骨吸収抑 制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観 察を行った場合に算定できる。なお、尿中 β クロスラプ

スはβクロスラプス (尿を除く。) と併せ実施した場合 は、主たるもののみ算定する。低カルボキシ化オステオ カルシン(ucOC) (D008-13) は、骨粗鬆症におけるビタミ ン K2 剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察 を行った場合に算定できる。ただし、尿中βクロスラプ ス、βクロスラプス(尿を除く)及び低カルボキシ化オ ステオカルシン(ucOC)は、治療開始前においては1回, その後は6カ月以内に1回に限り算定できる。 ロコラーゲン-C-プロペプチド (D0098)、I 型コラーゲ ン架橋 N-テロペプチド(NTx)、TRACP-5b 又は尿中デオキ シピリジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既 に確定診断された患者について骨転移の診断のために 当該検査を行い, 当該検査の結果に基づいて計画的な治 療管理を行った場合に限り, 悪性腫瘍特異物質治療管理 料(B0013 ロ)を算定する。 I型コラーゲン Cテロペプ チド(D009 8)は前立腺癌患者の骨転移診断検査の場合に 限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する。

Ⅲ-7. 患者1人につき1回限り算定

- 1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍 細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選 択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った, 肺癌及 び大腸癌における EGFR 遺伝子検査又は K-ras 遺伝子検 査, 膵癌における K-ras 遺伝子検査, 悪性骨軟部組織腫瘍 における EWS-Fli1 遺伝子検査, TLS-CHOP 遺伝子検査又 は SYT-SSX 遺伝子検査,消化管間葉系腫瘍における c-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけ るマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫セ ンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者 1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を 算定するにあたっては, その目的、結果及び選択した治 療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺 伝子検査(D004-21), 血液細胞核酸增幅同定検査(造 血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺 伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併 せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関 連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病 又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った 場合に、6月に1回を限度として算定できる。 血液細 胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は, 別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして 地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於い て,2月に1回を限度として算定できる。
- 2 抗悪性腫瘍剤感受性検査(D004-22) は、胃悪性腫瘍に対する胃切除術(K655),腹腔鏡下胃切除術(K655-2),噴門側胃切除術(K655-4),胃全摘術(K657)又は腹腔鏡下胃全摘術(K657-2)であって、日本胃癌学会の胃癌取扱い規約により根治度Cの結果であったものにおいて採取された摘出腫瘍組織を検体とし、胃悪性腫瘍の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。当該検査の対象となる抗悪性腫瘍剤は、細胞毒性を有する薬剤であって胃悪性腫瘍に適応を有するものに限る。また、当該検査に係る薬剤の費用は、所定点数に含まれる。
- 3 遺伝病学的検査 (D006-4) は以下の遺伝子疾患が疑 われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定で

きる。 ア デュシェンヌ型筋ジストロフィー,イ ベッカー型筋ジストロフィー,ウ福山型先天性筋ジストロフィー、工栄養障害型表皮水疱症、オ家族性アミロイドーシス、力先天性QT延長症候群、キ脊髄性筋萎縮症、ク中枢神経白質形成異常症、ケ ムコ多糖症 I型、コ ムコ多糖症 I型、サ ゴーシェ病、シ ファブリ病、ス ポンペ病、セハッチントン舞踏病 ソ球脊髄性筋萎縮症 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラィン」(平成 16 年 12 月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成 15 年 8 月)を遵守する。

4 HBc 抗体価(D013 6)と IgM-HBc 抗体価(D013 6)を同時

- に測定した場合は,一方の所定点数を算定する。 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺 伝子同定検査(D0239)は、B型急性肝炎患者に対しては、 劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算 定できる。また、B型慢性肝炎患者に対しては、経過観 察中に ALT 異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、 抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択 のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査 実施以降は、肝炎ウイルス関連検査(D013)のうちB型肝 炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療 薬の治療効果判定に用いる検査を除く。)は、算定でき ない。 B 型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)(D0139) は、B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の 判定の目的で,血清または血漿中のB型肝炎ウイルスコ ア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り 算定する。なお、HBV 核酸定量検査(D023 3)又は DNA ポ リメラーゼ(D023 5)を同時に測定した場合は、主たるも ののみ算定する。 DNA ポリメラーゼは、H24.3.31 まで の間に限り、算定できるものとする。
- 5 HCV 特異抗体価測定による群別判定(D013 8)は、C型 肝炎の診断が確定した患者に対し、C型肝炎の治療法の 選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限 り算定できる。 HCV 核酸同定検査(D023 6)又は HCV 核酸定量検査(D023 9)は、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、HCV 核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、HCV 核酸同定検査と HCV 核酸定量検査を併せて 実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。

Ⅲ-8. その他期間,回数などに規制

- 1 尿中ミオイノシトール (D001 11) は,空腹時血糖が 110mg/d1 以上 126mg/d1 未満の患者に対し,耐糖能診断 の補助として,尿中ミオイノシトールを測定した場合に 1年に1回に限り算定できる。ただし,既に糖尿病と診断されている場合は,算定できない。
- 2 マイクロバブルテスト(D004 10)は妊娠中の患者又は 新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。
- 3 羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A)(D004 12) を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合 は妊娠満 33 週より前の時期において1回に限り算定で き、糖尿病を合併する場合は満 32 週より前の時期にお いて1回に限り算定でき、満 32 週以降においては週1 回に限りとして算定できる。

- 4 サイトケラチン (CK) 19mRNA (**D006-7**)は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン (CK) 19mRNA の検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA (One Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき1回限り算定する。
- 5 UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型 (D006-7)は, 塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して,その 投与量等を判断することを目的として,インベーダー法 により測定を行った場合,当該抗悪性腫瘍剤の投与方針 の決定までの間に1回を限度として算定する。
- 6 MDA-LDL (D007 35) は、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中の MDA-LDL を測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。
- I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx)(D008 13) 及び尿中デオキシピリジノリン(D008 17) は、原発性副 甲状腺機能亢進症の手術適応の決定, 副甲状腺機能亢進 症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針 の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗 鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回,その後6カ月以内 の薬剤効果判定時に1回に限り,また薬剤治療方針を変 更した時は変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) (D008 13) は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併 発ない肺癌、乳癌、前立腺に限る)の診断補助並びに治 療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以 内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際 には変更後6カ月以内に1回に限り算定できる。 TRACP-5b を I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx), オステオカルシン (D008 14) 又は尿中デオキシピリジ ノリンを併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定 オステオカルシンは、 続発性副甲状腺機能亢進 症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺 機能亢進症による副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術 後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定でき る。 $R + \beta / D = \lambda + \beta / D =$ ス (尿を除く。) (D008 14)は、骨粗鬆症におけるホルモ ン補充療法及びビスフォスフォネート療法等, 骨吸収抑 制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観 察を行った場合に算定できる。なお、尿中βクロスラプ スはβクロスラプス (尿を除く。) と併せ実施した場合 は、主たるもののみ算定する。低カルボキシ化オステオ カルシン(ucOC)(D008-13)は、骨粗鬆症におけるビタミ ン K2 剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察 を行った場合に算定できる。ただし、尿中βクロスラプ ス、βクロスラプス(尿を除く)及び低カルボキシ化オ ステオカルシン(ucOC)は、治療開始前においては1回、 その後は6カ月以内に1回に限り算定できる。 T 型プ ロコラーゲン-C-プロペプチド (D0098)、I 型コラーゲ ン架橋 N-テロペプチド(NTx)、TRACP-5b 又は尿中デオキ シピリジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既 に確定診断された患者について骨転移の診断のために 当該検査を行い, 当該検査の結果に基づいて計画的な治 療管理を行った場合に限り, 悪性腫瘍特異物質治療管理

- 料(B001 3 ロ)を算定する。 I 型コラーゲン C テロペプチド(D009 8)は前立腺癌患者の骨転移診断検査の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する。
- 8 各種ホルモンの日内変動検査は、内分泌学的検査 (D008)の該当する項目の測定回数により算定するが、その回数については妥当適切な範囲であること。
- 9 ヘリコバクター・ピロリ(以下 H・ピロリに略す)抗体(定性・半定量)(D0129)検査を含む H・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正(平成 22 年 06 月 18 日保医発 0618 第 1 号)に即して行うこと。

「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」 A 対象患者 H・ピロリ感染症に係る検査については、いか に掲げる患者のうち、H・ピロリ感染が疑われる患者に限 り算定出来る。①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍 又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者 ②胃 MALT リンパ種の患者 ③特発性血小板減少性紫斑病の患者 ④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者 B 除菌前の 感染診断 (1)除菌前の感染診断については、次の6項目 の検査のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目の み算定出 来る。ただし、検査の結果、H・ピロリ陰性とな った患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施し た場合に限り、さらに1項目に限り算定出来る。①迅速ウ レアーゼ試験(D012 7)、② 鏡検法、③培養法、④ 抗体測 定(D0129)·抗体(D01211)、⑤ 尿素呼気試験(D023-22)、 ⑥糞便中抗原測定(D012 18) (2) (1) に掲げる①及び② の検査を同時に実施した場合又は④、⑤及び⑥のうちいず れか2つの検査を同時に実施した場合にあっては、(1)の 規程にかかわらずそれぞれの所定点数(①+②、④+⑤、④ +⑥、⑤+⑥)を初回実施に限り算定することができる。 除菌の実施 Bの感染診断により、H・ピロリ陽性であるこ とが確認された対象患者に対しては、H・ピロリ除菌及び 除菌の補助が薬事法上効能として承認されている薬剤を 薬事法承認事項に従い、3 剤併用・7 日間投与し除菌治療 を行うこと。

- D 除菌後の潰瘍治療 除菌終了後の抗潰瘍剤投与については、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。
- E 除菌後の感染診断(除菌判定)(1)除菌後の感染診断については、Cの除菌終了後4週間以上経過した患者に対し、H・ピロリの除菌判定のためにBに掲げる検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、検査の結果H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。
- (2) B に掲げる④から⑥の検査を同時に実施した場合は、(1) にかかわらず主たる 2 つの所定点数を初回実施に限り算定することができる。 (3) 除菌後の感染診断の結果,H・ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した場合は,1 回に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感染診断に係る費用を算定することができる。 F 感染診断実施上の留意事項 (1) 静菌作用を有する薬剤について ランソプラゾール等,H・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので,除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては,当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後 2 週間以上経過していることが必要である。 (2) 抗体測定について 除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実施する場合については,C の除菌終了後 6 ヵ

月以上経過した患者に対し実施し,かつ,除菌前の抗体測 定結果との定量的な比較が可能である場合に限り算定で きる。G 診療報酬明細書への記載につて (1)Bの除菌前感 染診断及び5の除菌後感染診断において、検査の結果 H・ ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合 は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果 について記載すること。(2)Eの除菌後感染診断を算定した 場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記 載すること。(3)F(1)により静菌作用を有する薬剤を投与 していた患者に対し、Bの除菌前感染診断及び5の除菌後 感染診断を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当 該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載 すること。(4)F(2)により抗体測定を実施した場合には, 除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果 を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。H その他 H・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会より ガイドラインガ示されているので参考とすること。

- 10 尿中レジオネラ抗原(D012 26)は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して実施した場合に限り、1回を限度として算定する。
- 11 HBc 抗体価(D013 6)と IgM-HBc 抗体価(D013 6)を同時 に測定した場合は,一方の所定点数を算定する。 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺 伝子同定検査(D0239)は、B型急性肝炎患者に対しては、 劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算 定できる。また、B型慢性肝炎患者に対しては、経過観 察中に ALT 異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、 抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択 のために行われた場合に限り算定できる。なお,本検査 実施以降は、肝炎ウイルス関連検査(D013)のうちB型肝 炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療 薬の治療効果判定に用いる検査を除く。)は、算定でき ない。B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)(D0139) は、B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の 判定の目的で,血清または血漿中のB型肝炎ウイルスコ ア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り 算定する。なお、HBV 核酸定量検査(D023 3)又は DNA ポ リメラーゼ(D023 5)を同時に測定した場合は、主たるも ののみ算定する。DNA ポリメラーゼは、H24.3.31 までの 間に限り、算定できるものとする。
- 12 リウマトイド因子(D014 2), 抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8), マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)(D014 8), Clq 結合免疫複合体(D014 10),モノ クローナル RF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG 型リウマ チ因子(D014 14)及びC3d結合免疫複合体(D014 14)のう ち3項目以上を併せて実施した場合には,主たるもの2 つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、 リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主なもの のみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗 体) (D014 14) は、関節リウマチと確定診断できない者に 対して診断の補助として検査を行った場合に、原則とし て1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性 の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、 当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診 療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプ チド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体 価、マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3), Clq 結合免疫複合体,モノクローナル RF 結合免疫複合体、

- IgG 型リウマチ因子及び C3d 結合免疫複合体のうち 2 項目以上を併せて実施した場合には,主たるもの 1 つに限り算定する。
- 13 抗酸菌分離培養検査(D020)は、検体の採取部位が異な る場合であっても,同時に又は一連として検体を採取し た場合は,1回のみ所定点数を算定する。 培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、 患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算 定できる。 抗酸菌分離培養検査1(D0201)は、液体培 地を用いて培養を行い, 酵素感受性蛍光センサー、二酸 化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を 行った場合に算定する。 抗酸菌分離培養検査 2(D020 2)は、抗酸菌分離培養検査1に掲げるもの以外について 算定する。抗酸菌同定検査(D021)(種目数にかかわらず 一連につき)は、検査方法、培地数にかかわらず、1回の み所定点数を算定する。 抗酸菌薬剤感受性検査 (D022) (培地数に関係なく)は、直接法、間接法等の方 法及び培地数にかかわらず, 感受性検査を行った薬剤が 4種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査に おいても,使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定 する。抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退 院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に 行われる場合においても算定できる。結核菌特異蛋白刺 激性遊離インターフェロンγ (D015 24)は、診察又は画 像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象と して測定した場合のみ算定できる。ただし、結核菌群核 酸同定検査(D0237)を併せて実施した場合は、主たるも ののみ算定する。 結核菌群核酸同定検査は、同時に結 核菌を同定した場合に限り算定する。また, 結核菌群核 酸同定検査を併用した場合は, 主たるもののみ算定する。 結核菌群核酸同定検査又は抗酸菌群核酸同定検査(D23 7)は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の 病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定でき る。 マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー 核酸同定検査(D023 8)は、他の検査により結核菌が陰性 であることが確認された場合のみに算定できる。抗酸菌 同定検査(D021)が併せて実施された場合にあっては、主 なもののみ算定する。
- 14 SARS コロナウイルス核酸増幅同定検査(D0239)は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。 本検査は、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第030811号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。
- 15 スパイログラフィー等検査(D200)から基礎代謝測定 (D204)までに掲げる呼吸機能検査等については,各所定点数及び呼吸機能検査等判断料(D205)の所定点数を合算した点数により算定し,心臓カテーテル法による諸検査(D206)からエレクトロキモグラフ(D214-2)までに掲げる呼吸循環機能検査等については,特に規定する場合を除き,同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は,所定点数の100分の90で算定する場合の「同算にする。2回目以降100分の90で算定する場合の「同

ーの検査」とは、心電図検査(D208 1~5),負荷心電図検査(D209 1, 2),ホルター型心電図検査(D210 1, 2)については、それぞれ同一の検査として扱う。 また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

呼吸循環機能検査等に係る一般事項として、当該以外の保険医療機関で描写した心電図又は負荷心電図について診断を行った場合は、1回 70 点とする。 スパイログラフィー等検査(D200)から肺胞機能検査(D203)までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げるところにによる。ア実測値から算出される検査値については算定できない。イ測定方法及び測定機器は限定しない。ウ負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ 1回のみ所定点数を算定する。工使用したガス(CO, CO2, N2, He等)は、購入価格を 10 円で除して得た点数を別に算定できる。オ喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。肺活量計による肺活量の測定は、別に算定できない。

肺気量分画測定(安静換気量及び最大換気量を含 む。)(D200 1)には、予備吸気量、1回換気量及び予備 吸気量のすべての実測及び実測値から算出される最大 吸気量の測定のほか, 安静換気量及び最大換気量の測 定が含まれる。 肺気量分画測定と肺内ガス分布の指標 ガス洗い出し検査(D2021)とを同時に実施した場合には、 機能的残気量測定(D2003)は算定出来ない。フローボリ ュームカーブ(D2002)は、曲線を描写し記録した場合に のみ算定し、強制呼出曲線の描出に係る費用を含む。ま た, フローボリュームカーブから計算によって求めら れる努力肺活量, 1秒量, 1秒率, MMF, PFR 等は, 別に 算定できない。体プレスチモグラフを用いる諸検査 (D200 3)は、別に定めの無い限り、機能的残気量測定 (D200 3)により算定する。左右別肺機能検査(D200 5)の 所定点数には,カテーテル挿入並びにスパイログラフィ 一等検査(D200 1~4)及び換気力学的検査(D201)の費用 を含む。コンプライアンス測定(D2012)の所定点数には, 動肺コンプライアンス測定及び静肺コンプライアンス 測定の双方を含む。

- 15 喘息運動負荷試験(D211-2)は、喘息の気道反応性の評価、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。当該検査は運動負荷前後での換気機能の変化を観察した場合に算定できる。 喘息運動負荷試験には、この検査を行うために一連として実施された心電図検査(D208)、スパイログラフィー(D200)等検査を含むものであり、負荷の種類及び回数にかかわらず、所定点数により算定する。
- 16 残尿測定検査(D216-2)は、前立腺肥大症、神経因性 膀胱又は過活動膀胱の患者に対し、超音波若しくはカテ ーテルを用いて残尿を測定した場合に算定する。 超音 波検査(D216-21)によるものと導尿(D216-22)による ものを同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。 残尿測定検査については、月2回を上限とし、2回目も 100分の100で算定する。(平22.4.30 医療課事務連絡)
- 17 ノンストレステスト(一連につき)(D219)は、「40歳以上の初産婦,BMIが35以上の初産婦,多胎妊娠,子官内胎児発育不全の認められる,子官収縮抑制剤を使用中,妊娠高血圧症候群重症,常位胎盤早期剥離,前置胎盤(妊娠22週以降で出血等の症状を伴う場合に限る。),胎盤機能

不全, 羊水異常症, 妊娠 30 週未満の切迫早産で、子宮収 縮,子宮出血,頚管の開大,短縮又は軟化のいずれかの 切迫早産の兆候を示し、かつ、以下のいずれかを満たす もの(前期破水を合併,経膣超音波検査で子宮頸管長が 20mm 未満, 切迫早産の診断で他の医療機関から搬送, 早 産指数 (tocolysis index)が 3 点以上,心疾患 (治療中 に限る。),糖尿病(治療中に限る。),甲状腺疾患(治療 中に限る。),腎疾患(治療中に限る。),膠原病(治療中 に限る。),特発性血小枚減少性紫斑病(治療中に限る。), 白血病(治療中に限る。),血友病(治療中に限る。),出 血傾向(治療中に限る。), HIV 陽性, Rh 不適合, 当該妊娠 中に帝王切開術以外の開腹手術又手術予定)の患者に 対し行われた場合に算定する。ただし、治療中とは、対 象疾患について専門的治療が行われているものを指し, 単なる経過観察のために年に数回程度通院しているの みでは算定できない。ノンストレステストは入院中の患 者に対して行った場合は1週間につき3回に限り、入院 中の患者以外の患者に対して行った場合は1月につき1 回に限り算定できる。なお、1週間の計算は歴週による。

- 18 経皮的血液ガス分圧測定(D222)は、循環不全及び呼吸不全があり、酸素療法を行う必要のある新生児についてのみ算定するものであり、測定するガス分圧の種類にかかわらず、所定点数により算定する。ただし、出生時体重が1,000g 未満又は1,000g 以上1,500g 未満の新生児の場合は、それぞれ90日又は60日を限度として算定する。血液ガス連続測定(D222)は、閉鎖循環式全身麻酔において分離肺換気を行う際に血中のP02,PC02及びpHの観血的連続測定を行った場合に算定できる。
- 19 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき) (D223-2)は、睡眠時呼吸障害の疑われる患者に対して行った場合に算定し、数日間連続して測定した場合でも、一連のものとして算定する。
- 20 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(**D235-2**)は、 難治性てんかんの患者に対し、硬膜下電極若しくは深部 電極を用いて脳波測定を行った場合、患者1人につき14 日間を限度として算定する。 当該検査は厚生大臣が定 める施設基準検査である。 長期脳波ビデオ同時記録検 査(1日につき)(**D235-3**)は、難治性てんかんの患者 に対し、てんかんの手術前後に行った場合、患者1人に つきそれぞれ5日間を限度として算定する
- 21 光トポグラフィー(D236-2)は以下のア又はイの場合に限り、算定できる。ア言語野関連病変(側頭葉腫瘍等)又は正中病変における脳外科手術に当たり言語優位半球を同定する必要がある場合。イ難治性てんかんの外科的手術に当たりてんかん焦点計測を目的に行われた場合。当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関。上記適合保険医療機関以外の場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注)。
- 22 終夜睡眠ポリグラフィー1(携帯用装置を使用した場合)(D237 1)は、問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として使用した場合に算定する。なお、在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を算定している患者については、治療の効果を判定するた

め,6月に1回を限度として算定できる。鼻呼吸センサー, 気道音センサーによる呼吸状態及び経皮的センサーに よる動脈血酸素飽和状態を終夜連続して測定した場合 に算定する。この場合の経皮的動脈血酸素飽和度測定 (D223)の費用は所定点数に含まれる。数日間連続して測 定した場合でも,一連のものとして算定する。 眠ポリグラフィー1及び2は診療録に検査結果の要点を 記載する。 終夜睡眠ポリグラフィー2(1以外の場 合) (D237 2) は、他の検査により睡眠中無呼吸発作の明 らか患者に対して睡眠時無呼吸症候群の診断を目的と して行った場合及び睡眠中多発するてんかん発作の患 者又はうつ病若しくはナルコレプシーであって、 重篤な 睡眠、覚醒リズムの障害を伴うものの患者に対して行っ た場合に、1月に1回を限度として算定する。なお、在 宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を算定し ている患者については、治療の効果を判定するため、初 回月に限り2回、翌月以降は1月に1回を限度として算定 できる。当該検査を実施するにあたっては、下記アから エに掲げる検査の全て(睡眠時呼吸障害の疑われない患 者についてはアのみ)を当該患者の睡眠中8時間以上連 続して測定し、記録する。ア脳波, 眼球運動及びおとが い筋筋電図、イ鼻又は口における気流の検知、ウ胸壁及 び腹壁の換気運動記録、エ パルスオキシメーターによ る動脈血酸素飽和度連続測定。脳波等の記録速度は、毎 秒1.5センチメートル以上のものを標準とする。 同時 に行った検査のうち、スパイログラフィー等検査(D200) から終夜睡眠ポリグラフィー(携帯用装置を使用した場 合)までに掲げるもの及び筋電図検査(D239)については、 併せて算定できない。 測定を開始した後, 患者の覚醒 等やむを得ない事情により、当該検査を途中で中絶した 場合には、当該中絶までに施行した検査に類似する検査 項目によって算定する。 多点感圧センサーを有する睡 眠評価装置及びパルスオキシメーターモジュールを組 み合わせて行う終夜睡眠ポリグラフィー3(D237 3)につ いては、問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼 吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群 の診断を目的として使用し、解析を行った場合に算定す る。なお、当該検査の点数については、呼吸心拍監視、 新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコ ープ)、カルジオタコスコープ(D220 2イ)及び終夜経皮 的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)(D223-2)の所 定点数を併せて算定し、脳波検査判断料(D238)は別に算 定できない。(平22.9.10 保医発 0910 2)

- 23 電流知覚閾値測定(一連につき)(D239-2)は末梢神経障害の重症度及び治療効果の判定を目的として、神経線維を刺激することによりその電流知覚閾値を測定した場合に、検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連につき所定点数により算定する。
- 24 自覚的聴力検査 (D244) の「ことばのききとり検査 (D244 2)」は、難聴者の語音了解度を測定し、補聴器 及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。簡 易聴力検査 (D244 3) とは、室内騒音が 30 ホーン以下の 防音室で行う検査である。 簡易聴力検査 (D244 3) の気 道純音聴力検査 (D244 3 イ) は、日本工業規格選別用オージオメーターを使用して標準純音聴力検査時と同じ測 定周波数について気導聴力検査のみを行なった場合に 算定する。 簡易聴力検査のその他 (種目にかかわらず一連につき) (D244 3 ロ) は次に掲げるア及びイを一連と

して行った場合に算定する。 ア音叉を用いる検査(ウ ェーバー法, リンネ法, ジュレ法を含む。) イ オージ オメーターを用いる検査 (閉鎖骨導試験 (耳栓骨導試 験)、日本工業規格選別用オージオメーターによる気導 検査を含む。) 後迷路機能検査(種目にかかわらず一連 につき) (D2444) とは, 短音による検査, 方向感機能検査, ひずみ語音明瞭度検査及び一過性閾値上昇検査(TTD) のうち、1種又は2種以上のものを組み合わせて行うも のをいい、2種以上行った場合においても、所定点数に より算定する。内耳機能検査(種目にかかわらず一連に つき) (D244 5) の所定点数は、レクルートメント検査 (ABLB法), 音の強さ及び周波数の弁別域検査, SISI テ スト等の内耳障害の鑑別に係るすべての検査の費用を 含むものであり、検査の数にかかわらず、所定点数によ り算定する。耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につ き)(D244 5)は、診断用オージオメータ、自記オージオ メータ又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索や ラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合 に算定する。 中耳機能検査(種目にかかわらず一連に つき) (D244 6) は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査 (パ ッチテスト), 気導聴力検査等のうち2種以上を組み合 わせて行った場合にのみ算定する。

- 25 補聴器適合検査(D244-2)は, 聴力像に対し電気音響的に適応と思われる補聴器を選択の上, 音場での補聴器装着実耳検査を実施した場合に算定する。 補聴器適合検査は, 別に厚生大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、患者1人につき月2回に限り算定する。
- 26 鼻腔通気度検査(D245)は、当検査に関連する手術日の 前後3カ月以内に行った場合に限り算定する。 その場 合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該検査に関連する手 術名及び手術日(手術前に当該検査を実施した場合にお いては手術予定日)を記載すること。なお、手術に関係 なく、睡眠時無呼吸症候群又は神経性(心因性)鼻閉症 の診断の目的で行った場合にも、所定点数を算定できる。
- 27 頭位及び頭位変換眼振検査(D2503)は、フレンツェル 眼鏡下における頭位眼振及び変換眼振検査をいい, 一連 の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算 定する。 重心動揺計(D2505)は,荷重変動を測定する 検出器とこの荷重信号を記録・分析するデータ処理装置 から成る装置を用いて、めまい・平衡障害の病巣診断の ために行うものである。本検査は、当該装置を用いて、 重心動揺軌跡を記録し、その面積(外周・矩形・実効値 面積), 軌跡長 (総軌跡長・単位軌跡長・単位面積軌跡 長),動揺中心変位,ロンベルグ率を全て計測した場合 に算定するものである。なお、本検査は、平衡検査の標 準検査(D2501)を行った上、実施の必要が認められたも のに限り算定するものである。 重心動揺計(D250 5)、 下肢加重検査(D250 5)、フォスプレート分析(D250 5)、 動作分析検査(D250 5)について、パワー・ベクトル分析 を行った場合には200点、刺激又は負荷を加えた場合に は1種目につき120点を加算する。パワー・ベクトル分 析を行った場合の加算は、記録された重心動揺軌跡のコ ンピューター分析を行い、パワー・スペクトル、位置べ クトル,速度ベクトル,振幅確率密度分布をすべて算出 した場合に算定する。 刺激又は負荷を加えた場合の加 算は,電気刺激,視運動刺激,傾斜刺激,水平運動刺激, 振動刺激等姿勢反射誘発を加えて本検査を行った場合

に1種目ごとに算定する。

- 28 細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)(D257)は,散瞳剤を使用し,前眼部,透光体及び網膜に対して細隙燈顕微鏡検査を行った場合には,検査の回数にかかわらず,1回に限り所定点数を算定する。 細隙燈を用いた場合であって写真診断を必要として撮影を行った場合は,使用したフィルム代等については,眼底カメラ撮影(D256)の例により算定する。 細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)を行った後,更に必要があって生体染色を施して再検査を行った場合は,再検査1回に限り細隙燈顕微鏡検査(前限部)(D273)により算定する。
- 29 網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)(D258-2)は網膜電位図(ERG)(D258)では十分な情報が得られないと医師が認めるものであって,以下に掲げる場合において算定できる。ア 前眼部又は中間透光体に混濁があって,眼底検査が不能な黄斑疾患が疑われる患者に対して診断を目的として行う場合(初回診断時1回,以降3月に1回に限る。)イ 黄斑ジストロフィーの診断を目的とした場合(初回診断時1回,以降3月に1回に限る。)ウ 網膜手術の前後(それぞれ1回ずつに限る。)
- 23 屈折検査(D261)は、検眼レンズ等による自覚的屈折検定法又は検影法、レフラクトメーターによる他覚的屈折検定法をいい、両眼若しくは片眼又は検査方法の種類にかかわらず、所定点数により算定し、裸眼視力検査のみでは算定できない。 散瞳剤又は調節麻痺剤を使用してその前後の屈折の変化を検査した場合には、前後各1回を限度として所定点数を算定する。 屈折検査と矯正視力検査(D263)を併施した場合は、屈折異常の疑いがあるとして初めて検査を行った場合又は眼鏡処方せんを交付した場合に限り併せて算定できる。眼鏡を処方する前後のレンズメーターによる眼鏡検査は、矯正視力検査に含むものとする。
- 31 角膜形状解析検査(D265-2)は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った角膜曲率半径計測(D265)は所定点数に含まれるものとする。角膜形状解析検査は、初期円錐角膜などの角膜変形患者、角膜移植後の患者又は高度角膜乱視(2ジオプトリー以上)を伴う白内障患者の手術前後に行われた場合に限り算定する。 角膜移植後の患者については2か月に1回を限度として算定し、高度角膜乱視を伴う自内障患者については手術の前後各1回に限り算定する。角膜変形患者に対して行われる場合は、コンタクトレンズ処方に伴う場合を除く。
- 32 臨床心理・神経心理検査について、発達及び知能検査 (D283)から認知機能検査その他の心理検査 (D285)までの各検査については、次による。ア検査を行うに当っては、個人検査用として標準化され、かつ、確立された検査方法により行う。イ各区分の操作が容易なもの(D283 1)とは、検査及び結果処理に概ね 40 分以上を要するもの、操作が複雑なもの(D283 2)とは、検査及び結果処理に概ね1時間以上を要するもの、操作と処理が極めて複雑なもの(D283 3)とは、検査及び結果処理に1時間30分以上要するものをいう。 なお、臨床心理・神経心理検査は、医師が自ら検査及び結果処理を行い、かつ、その結果に基づき医師が自ら結果を分析した場合にのみ算定する。ウ医師は診療録に分析結果を記載する。 改訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いた検査及び国

- 立精研式認知症スクリーニングテストの費用は、基本診療料に含まれており、別に算定できない。同一日に複数の検査を行った場合であっても1種類のみの所定点数により算定する(注)。
- 33 各内分泌負荷試験(D287)については、測定回数及び負 荷する薬剤の種類にかかわらず、一連のものとして月1 回に限り所定点数を算定する。なお、下垂体前葉負荷試 験(D287 1)及び副腎皮貿負荷試験(D287 5)以外のものに ついては、測定するホルモンの種類にかかわらず、一連 のものとして算定する。 内分泌負荷試験(D287)におい て、負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に 際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連の ものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するもの であり、検体検査実施科における生化学的検査(I)又は 生化学的検査(Ⅱ)の項では算定できない。 下垂体前葉 負荷試験(D287 1)には、成長ホルモン(一連とし て)(GH)(D287 1 イ)(患者1人につき月2回に限り算定 する。)[インスリン負荷、アルギニン負荷、L-DOPA 負荷、 クロニジン負荷、グルカゴン負荷、プロプラノロール負 荷、ブロモクリプチン負荷、睡眠負荷等]、ゴナドトロ ピン(一連として月1回)(LH 及び FSH)(D287 1 ロ) [LH-RH 負荷、クロミフェン負荷等]、甲状腺刺激ホルモ ン(TSH)(D2871ハ)(一連として月1回)[TRH 負荷等]、 プロラクチン(PRL)(D287 1 ニ)(一連として月 1 回) [TRH 負荷、ブロモクリプチン負荷等]及び副腎皮質刺激ホル モン(ACTH)(D2871ホ)(一連として月1回)[インスリン 負荷、メトピロン負荷、デキサメサゾン負荷、CRH 負荷 等]が含まれる。下垂体後葉負荷試験(D2872)(一連とし て月1回)の抗利尿ホルモン(ADH)については、水制限、 高張食塩水負荷(カーター・ロビンステスト)等が含ま れる。甲状腺負荷試験(D2873)(一連として月1回)の甲 状腺ホルモンには、T3 抑制等が含まれる。 副甲状腺負 荷試験(D2874)(一連として月1回)の副甲状腺ホルモン (PTH)には、カルシウム負荷、PTH 負荷(エルスワースハ ワードテスト)、EDTA 負荷等が含まれる。副腎皮質負荷 試験(D287 5)(一連として月1回)には、アンギオテンシ ン負荷等がある。 糖質コルチコイド(コルチゾール、 DHEA 及び DHEAS) (D287 5 ロ) (一連として月1回)には、 ACTH 負荷、デキサメサゾン負荷、メトピロン負荷等が含 まれる。 性腺負荷試験(D2876)(一連として月1回)に、 テストステロン HCG 負荷等]、エストラジオール [HMG 負荷等]が含まれる。 負荷試験に伴って行った注射手技, 採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にか かわらず、所定点数に含まれる。施用した薬剤の費用は、 別途算定する。各内分泌負荷試験(D287)は、1カ月に 3,600点を限度として算定する。
- 34 糖負荷試験(D288)の注射,採血及び検体測定の費用は,採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料おける生化学的検査(I)生化学的検査(I)の項では算定できない。乳糖を服用させて行う耐糖試験は、糖負荷試験により算定する。ずに、使用した薬剤は、薬剤(D500)により算定する。ずじウ糖等を1回負荷し、負荷前後の血糖値等の変動を把握する検査は、糖負荷試験の所定点数により算定する。耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中 C-ペプタイド測定を行った場合)

(D288 2)は、常用負荷試験及び負荷前後の血中インスリン測定又は血中 C-ペプタイド測定を行った場合に算定する。 C-ペプタイド(CPR) (D008 10)は、血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。

- 35 その他の機能テスト(D289)の検査に伴って行った注 射,検体採取,検体測定及びエックス線透視の費用は, すべて所定点数に含まれるものとする。 胆道機能テス ト(D2893)は、十二指腸ゾンデを十二指腸乳頭部まで挿 入し, 胆道刺激物を投与して十二指腸液を分画採取した 場合に算定する。胃液分泌刺激テスト(D2893)は、生体 に分泌刺激物質を投与し、胃液もしくは血液採取,分析 することにより胃液分泌機能を検査するものであり、胃 液分泌刺激テスト(D2893)に該当するものは、ガストリ ン刺激テスト、ヒスタログ刺激試験、Katsh-kalk 法、ヒ スタミン法等である。 セクレチン試験(D2894)は、十 二指腸液採取用二重管を十二指腸まで挿入し, 膵外分泌 刺激ホルモンであるセクレチンを静脈注射し,刺激後の 膵液量, 重炭酸濃度及びアミラーゼ排出量を測定した場 合に算定する。ただし、セクレチン注射手技料、測定に 要する費用, 血清酵素逸脱誘発試験の費用等は所定点数
- 36 皮内反応検査(D291)とは、ツベルクリン反応、各種アレルゲンの皮膚貼布試験(皮内テスト、スクラッチテストを含む。)等であり、ツベルクリン、アレルゲン等検査に使用した薬剤に係る費用は、薬剤(D500)により算定する。 数種のアレルゲン又は濃度の異なったアレルゲンを用いて皮内反応検査を行った場合は、それぞれにつき1箇所として所定点数を算定するものである。 薬物投与に当たり、あらかじめ皮内反応、注射等による過敏性検査を行った場合にあっては、皮内反応検査の所定点数は算定できない。 薬物光線貼布試験(D291)、最小紅斑量(MED)測定(D291)は、1照射を単位として算定する。
- 37 小児食物アレルギー負荷検査(D291-2)は、別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関におい て、問診及び血液検査等から、食物アレルギーが強く疑 われる9歳未満の患者に対して、原因抗原の特定、耐性 獲得の確認のために、食物負荷検査を実施した場合に、 12月に2回を限度として算定する。 検査を行うに当た っては、食物アレルギー負荷検査の危険性、必要性、検 査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家 族等に対して文書により説明の上交付するとともに、そ の文書の写しを診療録に添付すること。 小児食物アレ ルギー負荷検査に係る投薬、注射、処置及び負荷試験食 の費用は所定点数に含まれる。注射に施用した薬剤の費 用は、別途算定する。小児食物アレルギーの診療にあた っては、「厚生労働科学研究班による食物アレルギーの 診療の手引き2005(平成15~17年度厚生労働科学研究)」 を参考とすること。
- 38 内服・点滴誘発試験(D291-3)は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。 当該検査は貼付試験,皮内反応,リンパ球幼若化検査等で診断がつかない薬疹の診断を目的とした場合であって、入院中の患者に対して被疑薬を内服若しくは点滴・静注した場合に限り算定できる。検査を行うに当たっては、内服・点滴誘発試験の危険性,

- 必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者 又はその家族等に対して文書により説明の上交付する とともに、その文書の写しを診療録に添付すること。
- 39 ラジオアイソトープを用いた諸検査で、体外からの計 測によらない緒検査(D292)及びシンチグラム(画像を伴 わないもの) (D293) に掲げるラジオアイソトープを用い た諸検査については、各所定点数及びラジオアイソトー プ検査判断料(D294)の所定点数を合算した点数により 算定する(通則)。同一のラジオアイソトープを用いて循 環血液量測定(D292 1),血漿量測定(D292 1),血球量測定 (D292 2), 吸収機能測定(D292 3), 赤血球寿命測定(D292 3), 造血機能検査(D292 4), 血小板寿命測定(D292 4) 若し くはシンチグラム(画像を伴わないもの)の甲状腺ラジ オアイソトープ摂取率(一連につき)(D293 1),レノグラ ム (D293 2), 肝血流量(D293 2), 心機能検査(心拍出量測 定を含む) (D293 3), 肺局所機能検査 (D293 4), 脳局所機 能検査(D293 4) 又はシンチグラム(画像を伴うも の) (E100) からポジトロン断層・コンピュータ断層複合 撮影 (D101-3)までに掲げる各医学診断のうちいずれ か2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主 たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数の みにより算定する(注 1)。検査に数日を要した場合であ っても同一のラジオアイソトープを用いた検査は,一連 として1回の算定とする(注2)。 シンチグラム(画像を 伴わないもの)は、核種が異なる場合であっても同一の 検査とみなすものとする(注 3)。シンチグラム(画像を 伴わないもの) (D293)は、核種が異なる場合であっても 同一の検査とみなすものとする(注)。シンチグラム(画 像を伴わないもの)の肺局所機能検査(D293 4), 脳局所 血流検査(D293 4)については、炭酸ガス等を用いて検査 を行った場合であっても, 所定点数のみを算定する。た だし, 使用した炭酸ガスの費用は, 別に算定する。 ジオアイソトープ検査判断料(D294)は、ラジオアイソト ープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回 に限り算定する(注)。

Ⅳ. 施設基準のある検査

Ⅳ-1. 厚生大臣施設基準

- 1 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定 検査(D006-2)は、別に厚生大臣の定める基準に適合し ているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保 険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定でき る。
- 2 HPV 核酸同定検査(D023 6)については、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方 厚生局長等に届け出た保険医療機関において、予め行わ れた細胞診の結果によりベセスダ分類が ASC-US(意義不 明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合 に限り算定する。当該検査はハイリスク型 HPVG6, 18, 31, 33, 35, 39, 45, 51, 52, 56, 58, 59, 68 型を指す。) が検出できる検査を行った場合に限り算定できる。
- 3 検体検査管理加算 (Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ) (D026 ロ, ハ, ニ)
- 4 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査加算 (D206)
- 5 胎児心エコー法(D215 3 二)は、胎児の心疾患が強く 疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人 科の経験を 5 年以上有する医師(胎児心エコー法を 20 症例以上経験している者に限る。)が診断を行う場合に 算定する。その際、当該検査で得られた主な所見を診療 録に記載すること。また、胎児心音観察(D215 4 イ)に係 る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。 厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関算 定。

6 人工膵臓(D231)

- 皮下連続式グルコース測定(一連につき)(D231-2) は、糖尿病患者の治療に際してインスリン低抗性の評価, 至適インスリン用量の決定等を目的として,皮下に留置 した電極から皮下組織中のグルコース値を連続して測 定した場合に算定できる。以下に掲げる患者に対し行わ れた場合に算定する。また, 算定した場合は, 以下(ア 治療方針策定のために血糖プロファイルを必要とする 1型糖尿病患者 イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な 有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2 型糖尿病患者であって, 医師の指示に従い血糖コントロ ールを行う意志のある者)のいずれに該当するか診療報 酬明細書の摘要欄に明記する。 2日以上にわたり連続 して実施した場合においても、一連として1回の算定と する。 皮下連続式グルコース測定と同一日に行った血 中グルコース測定に係る費用は所定点数に含まれる。 人工膵臓を同一日に行った場合は, 主たるもののみ算定 する。 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は 別に算定できない。別に厚生労働大臣が定める施設基準 に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た 保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 8 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(D235-2)
- 9 光トポグラフィー(D236-2)は以下のア又はイの場合に限り、算定できる。ア言語野関連病変(側頭葉腫瘍等)又は正中病変における脳外科手術に当たり言語優位半球を同定する必要がある場合。イ難治性てんかんの外科的手術に当たりてんかん焦点計測を目的に行われた場合。当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。厚生労働大臣

が定める施設基準に適合保険医療機関。上記適合保険医療機関以外の場合は、所定点数の 100 分の 80 に相当する点数により算定する(注)。

- 10 神経磁気診断(**D236-3**)
- 11 筋電図検査(D239)の中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D2393)について,厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関であるが、施設基準に適合保険医療機関以外の場合には,所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注2)。中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D2393)については、多発性硬化症,運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を目的として,単発若しくは二連発磁気刺激法による。行った場合に算定する。検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず,一連として所定点数により算定する。
- 12 神経学的検査(**D239-3**)
- 13 埋込型心電図検査(D210-3)
- 14 補聴器適合検査(**D244-2**)
- 15 コンタクトレンズ検査料 (**D282-31**,2)
- 16 小児食物アレルギー負荷検査(**D291-2**)
- 17 内服・点滴誘発試験(**D291-3**)
- 18 センチネルリンパ節生検(**D409-2**)
- 19 テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡 検査 (N003)
- 20 術中迅速細胞診(N003-2)
- 21 遺伝カウンセリング加算(D006-4)(D026 注 4)

Ⅳ-2 その他の施設基準規制

- 1 光トポグラフィー(D236-2)は以下のア又はイの場合に限り、算定できる。ア言語野関連病変(側頭葉腫瘍等)又は正中病変における脳外科手術に当たり言語優位半球を同定する必要がある場合。イ難治性てんかんの外科的手術に当たりてんかん焦点計測を目的に行われた場合。当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関。上記適合保険医療機関以外の場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注)。
- 2 筋電図検査(D239)の中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)(D2393)について,厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関であるが、施設基準に適合保険医療機関以外の場合には,所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注2)。
- 3 病理診断料(N006)の組織診断料(N006 1)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、病理組織標本作製(N000),電子顕徴鏡病理組織標本作製(N001),免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(N003)により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。 病理診断料(N006)の細胞診断料(N006 2)については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務す

る診療所である保険医療機関において, 術中迅速細胞診 (N003-2)若しくは細胞診(N004)の2により作製された 標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関 以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を 行った場合に,これらの診断の別又は回数にかかわらず, 月1回に限り算定する。 当該保険医療機関以外の保険 医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合 は, 病理組織標本作製(N000), 免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製(N002), 術中迅速病理組織標本作製 (N003), 術中迅速細胞診 (N003-2) 又は細胞診 (N004) ま でに掲げる病理標本作製料は、別に算定できない。 病 理診断料を算定できる保険医療機関は、病理診断を専ら 担当する医師が勤務する病院でなければならないが, 年 間の剖検数・生検数が十分にあること, 剖検室等の設備 や必要な機器等を備えていること, 病理部門の要員を備 えていること等を満たしている程度の保険医療機関で あることが望ましい。 当該保険医療機関以外に勤務す る病理診断を行う医師が, 当該保険医療機関に出向いて 病理診断を行った場合等, 当該保険医療機関における勤 務の実態がない場合においては、病理診断料は算定でき 当該保険医療機関以外の医療機関(衛生検査所 等を含む。) で作製した病理標本につき診断のみを行っ た場合には,月1回に限り所定点数を算定する。なお, 患者が当該傷病につき当該保険医療機関を受診してい ない場合(テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本 作製を行う場合を除く。) においては、療養の給付の対 象とならない。 病理診断料(N006)が含まれない入院料 を算定する病棟に入院中の患者に対して, 病理診断料を 算定する場合は,同一月内に当該患者が病理診断料が含 まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であって も, 当該病理診断料を算定することができる。 病理判 断料(N007)は、行われた病理標本作製の種類又は回数に かかわらず,月1回に限り算定する。病理診断料(N006) を算定した場合には、算定しない。 病理判断料が含ま れない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して, 病理判断料を算定した場合は,同一月内に当該患者が病 理判断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した 場合であっても、当該病理判断料を算定することができ る。

V. その他複合規制又は規定など

V-1. 保険医療機関以外の検査算定に規制

- 尿中一般物質定性半定量検査(D000) または尿沈渣顕 微鏡検査(D002)は当該検査の対象患者の診療を行って いる保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できる ものであり,委託契約等に基づき当該保険医療機関外で 実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定 できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機 関内で実施された検査について, その結果が当該保険医 療機関に対して速やかに報告されるような場合は, 所定 点数を算定できる。検体検査を行った場合は所定の判断 料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量 検査を実施した場合の判断料は算定できない。 尿中一 般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル又は錠剤 用いて検査をする場合又は試験紙等を比色計等の機器 を用いて判定をする場合をいい、検査項目、方法にかか わらず、一回につき所定点数につき算定する。尿中一般 物質定性半定量検査に含まれる定性半定量検査の検査 項目は、次のとおりである。ア比重, イpH, ウ蛋白, 工糖, オ ウロビリノゲン,カ ビリルビン,キ アセトン体(ケ トン体), ク潜血, コ試験紙による尿細菌検査, サ食塩検 査,シ試験紙による白血球検査,スアルブミン。 検体について尿沈渣顕微鏡検査(D002)と排泄物、滲出物 又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場 合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。 尿 沈渣顕微鏡検査について、尿沈渣顕微鏡検査の所定点数 は,赤血球,白血球,上皮細胞,各種円柱,類円柱,粘 液系, リポイド, 寄生虫等の無染色標本検査のすべての 費用を含む。染色標本による検査を行った場合は、9点 を加算する(注3)。 尿沈渣顕微鏡検査は, 尿中一般物 質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査 (D001)において何らかの所見が認められ,又は診察の結 果からその実施が必要と認められて実施した場合に算 定する。 フローサイトメトリー法による尿中有形成分 測定(D002-2)は、尿中一般物質定性半定量検査 (D000)若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001)にお いて、何らかの所見が認められ、又は診察の結果からそ の検査実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細 胞, 円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。同 一検体について排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡 検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点 数のみ算定する(注1)。当該保険医療機関内で検査を行 った場合に算定する(注 2)。
- 2 赤血球沈降速度測定(D005 1)は当該検査の対象患者の 診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にの み算定できるものであり、委託契約等に基づき当該医療 機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場 合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保 険医療機関内で実施された検査について、その結果が当 該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所 定点数により算定する。
- 3 同一検体について重炭酸塩(D007 15)及び血液ガス分析(D007 30)の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。血液ガス分析の所定点数には、ナトリウム、カリウム、クロール、pH, P02, PC02, HC03⁻ を含むものであり、測定項目数に関わらず、所定点数により算定する。なを同時に行ったヘモグロビン測定(D005 6)は算定しない。血液ガス分析(D007 30)は

当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関 内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契 約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果 報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託 契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査 について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告 されるような場合は、所定点数により算定する。なお、 在宅酸素療法を実施している収容施設を有しない診療 所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設 を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行 う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査 結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあって は算定できるものとする。

V-2. 診療報酬明細書の摘要欄に注記

- 1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍 細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選 択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った, 肺癌及 び大腸癌における EGFR 遺伝子検査又は K-ras 遺伝子検 查, 膵癌における K-ras 遺伝子検査, 悪性骨軟部組織腫瘍 における EWS-Fli1 遺伝子検査, TLS-CHOP 遺伝子検査又 は SYT-SSX 遺伝子検査,消化管間葉系腫瘍における c-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけ るマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫セ ンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者 1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を 算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治 療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺 伝子検査(D004-21), 血液細胞核酸增幅同定検査(造 血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺 伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併 せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関 連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病 又は慢性リンパ性自血病の診断の目的で検査を行った 場合に、6月に1回を限度として算定できる。 胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は, 別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして 地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於い て,2月に1回を限度として算定できる。
- 2 ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP) (D008 11)は、及びヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N末端フラグメント(NT-proBNP) (D008 11)は、心不全の診断又は病態把握のため実施した場合に月1回に限り算定する。1週間以内にBNPとNT-proBNP及びヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP) (D008 19)のうち2項目以上を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(BNP, NT-proBNP, HANPを併せて実施した場合は,併せて各検査の実施日)を記載する。(慢性維持透析患者外来医学管理料(B001 15)を算定している場合は,当該検査の所定点数を算定できない。)
- 3 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価 (D008 11)は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、1型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる。 抗 IA-2 抗体精密測定(D008 18)は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、

- 1 型糖尿病の診断に用いた場合に算定する。なお、当該 検査を算定するにあたっては、その理由及び医学的根拠 を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 4 PSA (D009 5) は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1 回を限度として算定する。 ただし、PSA の検査結果が 4.0ng/ml 以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3カ月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 フリーPSA/トータル PSA 比 (D009 8) は、診療及び他の検査 (PSA 等) の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- 5 手術に際して輸血が行われた場合は,赤血球不規則抗体 検査(D011 4)又は輸血(K920)の「注 6」に定める不規則抗 体検査加算のいずれかを算定する。この場合,診療報酬明 細書の摘要欄に輸血歴,妊娠歴がある旨を記載する。
- 「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについ て」 A 対象患者 H・ピロリ感染症に係る検査については、 いかに掲げる患者のうち、H・ピロリ感染が疑われる患者 に限り算定出来る。①内視鏡検査又は造影検査において胃 潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者 ②胃 MALT リンパ種の患者 ③特発性血小板減少性紫斑病の患 者 ④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者 B 除菌 前の感染診断 (1)除菌前の感染診断については、次の6 項目の検査のうちいずれかの方法を実施した場合に1項 目のみ算定出 来る。ただし、検査の結果、H・ピロリ陰性 となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実 施した場合に限り、さらに1項目に限り算定出来る。①迅 速ウレアーゼ試験(D012 7)、② 鏡検法、③培養法、④ 抗 体測定(D0129)・抗体(D01211)、⑤ 尿素呼気試験(D023-2 2)、⑥糞便中抗原測定(D012 18) (2)(1)に掲げる①及 び②の検査を同時に実施した場合又は④、⑤及び⑥のうち いずれか2つの検査を同時に実施した場合にあっては、 (1) の規程にかかわらずそれぞれの所定点数 (①+②、④+ ⑤、④+⑥、⑤+⑥) を初回実施に限り算定することができ る。 C 除菌の実施 B の感染診断により、H・ピロリ陽 性であることが確認された対象患者に対しては、H・ピロ リ除菌及び除菌の補助が薬事法上効能として承認されて いる薬剤を薬事法承認事項に従い、3剤併用・7日間投与 し除菌治療を行うこと。
- D 除菌後の潰瘍治療 除菌終了後の抗潰瘍剤投与については、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。
- E 除菌後の感染診断(除菌判定)(1)除菌後の感染診断については、Cの除菌終了後4週間以上経過した患者に対し、H・ピロリの除菌判定のためにBに掲げる検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、検査の結果H・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。
- (2) B に掲げる④から⑥の検査を同時に実施した場合は、(1) にかかわらず主たる 2 つの所定点数を初回実施に限り算定することができる。 (3) 除菌後の感染診断の結果, H・ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した場合は, 1 回に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感染診断に係る

費用を算定することができる。 F 感染診断実施上の留意 事項 (1)静菌作用を有する薬剤について ランソプラゾ ール等、H・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬 剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽 陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診 断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中 止又は終了後2週間以上経過していることが必要である。 (2) 抗体測定について 除菌後の感染診断を目的として 抗体測定を実施する場合については、Cの除菌終了後6ヵ 月以上経過した患者に対し実施し,かつ,除菌前の抗体測 定結果との定量的な比較が可能である場合に限り算定で きる。G 診療報酬明細書への記載につて (1)Bの除菌前感 染診断及び5の除菌後感染診断において、検査の結果 H・ ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合 は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果 について記載すること。(2)Eの除菌後感染診断を算定した 場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記 載すること。(3)F(1)により静菌作用を有する薬剤を投与 していた患者に対し、Bの除菌前感染診断及び5の除菌後 感染診断を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当 該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載 すること。(4)F(2)により抗体測定を実施した場合には, 除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果 を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。H その他 H・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会より ガイドラインガ示されているので参考とすること。

7 HIV-1 抗体価(D012 15)、HIV-1,2 抗体価(D012 16)に ついては、診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与 歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液 凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和 53~63 年 の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対して、 HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価を実施した場合は, HIV 感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず所定 点数を算定する。 ただし、保険医療機関において採血 した検体の検査を保健所に委託した場合には算定しな ア新生児出血症(新生児メレナ, ビタミン K 欠乏 症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受け た者、イ肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった 者、ウ食道静脈瘤の破裂,消化器系疾患により大量の吐 下血があった者、工大量に出血するような手術を受けた 者(出産時の大量出血も含む) なお, 間質性肺炎等後 天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認め られる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認め られる場合でHIV感染症が疑わせる自他覚症状がある場 合は,本検査を算定できる。 輪血料(K920)(自己血輪血 (K9204)を除く。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新 鮮液状血漿,新鮮凍結人血漿等)の輪注を行った患者に 対して,一連として行われた当該輸血又は輪注の最終日 から起算して、概ね2か月後に HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価の測定が行われた場合は、HIV 感染症を 疑わせる自他覚症状の有無に関わらず、 当該輸血又は輸 注につき1回に限り、所定点数を算定できる。 他の保 険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の 輸注を行った場合であっても同様とする。上記輸血料算 定の場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該輪血又は輸 注が行われた最終日を記載する。 HIV-1 抗体価(ウエ スタンブロット法) (D012 28) 又は HIV-2 抗体価(ウエス タンブロット法) (D012 30) は、スクリーニング検査とし

てのHIV-1 抗体価又はHIV-1,2 抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。

HIV 抗原(D012 33) は、HIV 感染者の経過観察又は HIV 感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。 HIV-I 核酸定量検査(D023 10)は、HIV 感染者の経過観察に用いた場合又は HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。HIV-1 核酸定量検査(D023 10)と HIV-1 抗体価(ウエスタンブロット法)(D012 28)を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

- 8 白血球中サイトメガロウイルス pp 65 抗原(D012 31) は、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又は HIV 感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対して行っ た場合のみ算定できる。ただし、高度細胞性免疫不全の 患者については、当該検査が必要であった理由について、 診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。(H22.4.1 医科 点数表の解釈)
- リウマトイド因子(D014 2), 抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価(D014 8), マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3)(D014 8), Clq 結合免疫複合体(D014 10),モノ クローナル RF 結合免疫複合体(D014 13)、IgG 型リウマ チ因子(D014 14)及びC3d結合免疫複合体(D014 14)のう ち3項目以上を併せて実施した場合には, 主たるもの2 つに限り算定する。抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価は、 リウマトイド因子を併せて実施した場合は, 主なもの のみ算定する。抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗 体) (D014 14) は、関節リウマチと確定診断できない者に 対して診断の補助として検査を行った場合に、原則とし て1回を限度として算定する。ただし、当該検査が陰性 の場合においては、3月に1回に限り算定出来る。なお、 当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診 療報酬明細書の摘要欄に記載する。抗シトルリン化ペプ チド抗体(抗 CCP 抗体)は、抗ガラクトース欠損 IgG 抗体 価、マトリックスメタロプロテイナーゼ 3(MMP-3), Clq 結合免疫複合体、モノクローナル RF 結合免疫複合体、 IgG 型リウマチ因子及び C3d 結合免疫複合体のうち 2 項 目以上を併せて実施した場合には, 主たるもの1つに限 り算定する。
- 10 抗 LKM-1 抗体 (D014 15) は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。
- 11 診療報酬明細書の摘要欄に呼吸心拍監視(D220)、新生 児心拍・呼吸監視装置(D220),カルジオスコープ (ハートスコープ) (D220)又はカルジオタコスコープ(D220)の 算定開始日を記載する。
- 12 皮下連続式グルコース測定(一連につき)(D231-2) は、糖尿病患者の治療に際してインスリン低抗性の評価, 至適インスリン用量の決定等を目的として,皮下に留置 した電極から皮下組織中のグルコース値を連続して測 定した場合に算定できる。以下に掲げる患者に対し行わ れた場合に算定する。また,算定した場合は,以下(ア 治療方針策定のために血糖プロファイルを必要とする 1型糖尿病患者 イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な 有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2

型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある者)のいずれに該当するか診療報酬明細書の摘要欄に明記する。 2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。 皮下連続式グルコース測定と同一日に行った血中グルコース測定に係る費用は所定点数に含まれる。人工膵臓を同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 13 光トポグラフィー(D236-2)は以下のア又はイの場合に限り、算定できる。ア言語野関連病変(側頭葉腫瘍等)又は正中病変における脳外科手術に当たり言語優位半球を同定する必要がある場合。イ難治性てんかんの外科的手術に当たりてんかん焦点計測を目的に行われた場合。当該検査を算定するにあたっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。厚生労働大臣が定める施設基準に適合保険医療機関。上記適合保険医療機関以外の場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する(注)。
- 14 神経磁気診断(D236-3)は、原発性及び続発性てんかん、中枢神経疾患に伴う感覚障害及び運動障害の患者に対する手術部位の診断や手術方法の選択を行う場合に限り、手術前に1回のみ算定できる。当該検査を算定するに当たっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する(注)。
- 15 鼻腔通気度検査(D245)は、当検査に関連する手術日の 前後3カ月以内に行った場合に限り算定する。 合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該検査に関連する手 術名及び手術日(手術前に当該検査を実施した場合にお いては手術予定日)を記載すること。なお、手術に関係 なく、睡眠時無呼吸症候群又は神経性(心因性)鼻閉症 の診断の目的で行った場合にも, 所定点数を算定できる。 16 小腸ファイバースコピーのカプセル型内視鏡による もの(D310 2)は、次の場合に算定する、ア小腸ファイバ ースコピー(D310)のカプセル型内視鏡によるもの(D310 2) は消化器系の内科又は外科の経験5年以上有する常 勤の医師が1人以上配置されている場合に限り算定す る。なお、カプセル型内視鏡の滞留に適切に対処できる 体制が整っている保険医療機関において実施すること。 イ事前に上部消化管検査及び下部消化管検査を実施し、 原因不明の消化管出血を伴う小腸疾患の診断を行うた めに使用した場合に算定する。ウ カプセル型内視鏡を 使用した患者については診療報酬請求にあたって、診療 報酬明細書に症状詳記を貼付する。 小腸ファイバース コピーは、2種類以上行った場合は、主たるもののみ算 定する。ただし、小腸ファイバースコピーカプセル型内 視鏡を行った後に、診断の確定又は治療の目的としてダ ブルバルーン内視鏡 (D310 1)を行った場合においては、 いずれの点数も算定する。粘膜点墨法とは、治療範囲の

決定,治療後の部位の追跡等を目的として,内視鏡直視下に無菌の墨汁を消化管壁に極少量注射して点状の目印を入れるものである。ただし,染色に使用されるヨードの費用は,所定点数に含まれる。粘膜点墨法を行った場合は,60点を加算する。

V-3. 検査などの要点を診療録に記載

1 超音波検査(記録に要する費用を含む。)(D215)につい ては、超音波検査を同一の部位に同時に2以上の方法を 併用する場合は、主たる検査方法により1回として算定 する。また、同一の方法による場合は、部位数にかかわ らず、1回のみの算定とする。超音波検査の記録に要し た費用(フィルム代, 印画紙代, 記録紙代, テープ代等) は, 所定点数に含まれる。超音波検査に関する季務連絡) 超音波検査断層法の胸腹部(D2152イ)は、切迫流早産の 臨床症状である粘液性血性帯下,子官出血,不規則また は規則的子官収縮の出現と増加、また子官口開大や頸管 展退, あるいは頸管熟化の所見, 若しくは前期破水が認 められた患者に対し施行した場合に限り算定する。なお, 切迫流早産に伴う症状及び所見について、診療録に記載 しておくこと。(平 20.7.10 医療課事務連絡)。胎児心エ コー法について, 当該保険医療機関が, 産婦人科ではな く産科を標榜している場合であっても算定できる。(平 22.3.29 医療課事務連絡)。

胎児心エコー法(D215 3 二)は、胎児の心疾患が強く 疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人 科の経験を 5 年以上有する医師(胎児心エコー法を 20 症例以上経験している者に限る。)が診断を行う場合に 算定する。その際、当該検査で得られた主な所見を診療 録に記載すること。また、胎児心音観察(D215 4 イ)に係 る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。 厚生労働大臣が定める施設基準適合保険医療機関。

- 2 呼吸心拍監視(D220),新生児心拍・呼吸監視装置 (D220),カルジオスコープ,ハートスコープ)(D220)又はカルジオタコスコープ(D220)は,観察結果の要点を診療録に記載した場合に算定できる。
- 3 終夜睡眠ポリグラフィー (D237 1,2)は,診療録に検査結果の要点を記載する。
- 4 アコースティックオトスコープを用いて鼓膜音響反射率検査(D246)と耳鏡検査及び鼓膜可動性検査を併せて行い、リコーダーで記録を診療録に残した場合のみ算定できる。なお、この場合の耳鏡検査及び鼓膜可動性検査の手技料は、当該所定点数に含まれ、別に算定できない
- 5 神経学的検査(D239-3)は、意識状態、言語、脳神経、運動系、感覚系、反射、協調運動、髄膜刺激症状、起立歩行等に関する総合的な検査及び診断を、成人においては「別紙様式19」の神経学的検査チャートを、小児においては「別紙様式19の2」の小児神経学的検査チャートを用いて行った場合に一連につき1回に限り算定する。神経学的検査は、専ら神経系疾息(小児を対象とする場合も含む。)の診療を担当する医師(専ら神経系疾息の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。)が当該検査を行った上で、その結果を患者及びその家族に説明した場合に限り算定する。神経学的検査と一連のものとして実施された検査(眼振を検査した場合の平衡機能検査(D250)、眼底を検査した場合の精密眼底検査

- (D255)等を指す。)については、所定点数に含まれ、別に算定できない。厚生労働大臣が定める施設塞準。
- 6 PL(Preferential Looking)法(**D282-2**)は、 診療録 に検査結果の要点を記載する。
- 7 コンタクトレンズ検査料(D282-3)について、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において, コ ンタクトレンズの装用を目的に受診した患者 (既装用者 の場合を含む。以下同じ。) に対して眼科学的検査を行 った場合は、コンタクトンズ検査料 1(D282-31)を算定 し、当該保険医療機関以外であって、別に厚生労働大臣 が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタ クトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科 学的検査を行った場合は、コンタクトンズ検査料 2(D282-32)を算定する(注1)。別に厚生労働大臣が定 める施設基準を満たさない保険医療機関において, コン タクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼 科学的検査を行った場合は, コンタクトンズ検査料 1(D282-31)又はコンタクトンズ検査料 2(D282-32) の他, 精密眼底検査(D255)から PL(Preferential Looking) 法 (D282-2) までに掲げる眼科学的検査につ いても算定できない。 コンタクトレンズ検査料を算定 する場合においては、初診料(A000)及び再診料(A001) に規定する夜間・早朝等加算(注5)は、算定できない。 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係 にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ 検査料(D282-3)を算定した患者に対してコンタクトレ ンズ検査料を算定する場合は、初診料(A000)は算定せず、 再診料(A001)又は外来診療料(A002)を算定する。 コン タクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼 科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 1(D282-31)又はコンタクトレンズ検査料 2(D282-3 2)の所定点数を算定し、別に精密眼底検査(D255)から PL(Preferen-tial Looking)法(D282-2)までに掲げる 眼科学的検査は別に算定できない。ただし、新たな疾患 の発生(屈折異常以外の疾患の急性増悪を含む。)によ りコンクトレンズの装用を中止しコンタクトレンズの 処方を行わない場合, 円錐角膜, 角膜変形若しくは高度 不正乱視の治療を目的としてハードコンタクトレンズ の処方を行った場合,9歳未満の小児に対して弱視,斜 視若しくは不同視の治療を目的としてコンタクトレン ズの処方を行った場合,緑内障又は高眼圧症の患者(治 療計画を作成し診療録に記載するとともに、アプラネー ショントノメーターによる精密眼圧測定及び精密眼底 検査を実施し, 視神経乳頭の所見を詳細に診療録に記載 した場合に限る。),網膜硝子体疾患若しくは視神経疾患 の患者(治療計画を作成し診療録に記載するとともに, 散瞳剤を使用し, 汎網膜硝子体検査又は精密眼底検査, 細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)並びに眼底カメ ラ撮影を実施し、網膜硝子体又は視神経乳頭の所見を図 示して詳細に診療録に記載した場合に限る。), 度数のな い治療用コンタクトレンズを装用する患者又は眼内の 手術(角膜移植術を含む。)前後の患者等にあっては当 該点数を算定せず、精密眼底検査から PL (Preferential Looking)法までに掲げる眼科学的検査により算定する。 なお, この場合においても, 初診料(A000)は算定せず, 再診料(A001)又は外来診療料(A002)を算定する。
- 8 内服・点滴誘発試験(D291-3)は、別に厚生労働大臣

- が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。 当該検査は貼付試験,皮内反応、リンパ球幼若化検査等で診断がつかない薬疹の診断を目的とした場合であって、入院中の患者に対して被疑薬を内服若しくは点滴・静注した場合に限り算定できる。検査を行うに当たっては、内服・点滴誘発試験の危険性、必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに、その文書の写しを診療録に添付すること。
- 9 臨床心理・神経心理検査について、発達及び知能検査 (D283)から認知機能検査その他の心理検査(D285)まで の各検査については, 次による。ア検査を行うに当って は、個人検査用として標準化され、かつ、確立された検 査方法により行う。イ各区分の操作が容易なもの(D283 1)とは、検査及び結果処理に概ね 40 分以上を要するも の,操作が複雑なもの(D283 2)とは,検査及び結果処理 に概ね1時間以上を要するもの、操作と処理が極めて複 雑なもの(D283 3)とは、検査及び結果処理に 1 時間 30 分以上要するものをいう。 なお, 臨床心理・神経心理 検査は、医師が自ら検査及び結果処理を行い、かつ、そ の結果に基づき医師が自ら結果を分析した場合にのみ 算定する。ウ医師は診療録に分析結果を記載する。 訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いた検査及び国 立精研式認知症スクリーニングテストの費用は、基本診 療料に含まれており、別に算定できない。同一日に複数 の検査を行った場合であっても1種類のみの所定点数に より算定する(注)。
- 10 小児食物アレルギー負荷検査(D291-2)は、別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関におい て、問診及び血液検査等から、食物アレルギーが強く疑 われる9歳未満の患者に対して、原因抗原の特定、耐性 獲得の確認のために、食物負荷検査を実施した場合に、 12月に2回を限度として算定する。 検査を行うに当た っては、食物アレルギー負荷検査の危険性、必要性、検 査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家 族等に対して文書により説明の上交付するとともに、そ の文書の写しを診療録に添付すること。 小児食物アレ ルギー負荷検査に係る投薬、注射, 処置及び負荷試験食 の費用は所定点数に含まれる。注射に施用した薬剤の費 用は、別途算定する。小児食物アレルギーの診療にあた っては、「厚生労働科学研究班による食物アレルギーの 診療の手引き 2005(平成 15~17 年度厚生労働科学研究)」 を参考とすること。

V-4. 特殊検査方法、悪性腫瘍手術組織、抗悪性腫瘍 剤及び根治度等を規定

1 悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21)は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌における EGFR 遺伝子検査又は K-ras 遺伝子検査、膵癌における K-ras 遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍における EWS-Fli1 遺伝子検査、TLS-CHOP 遺伝子検査又は SYT-SSX 遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍における c-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫セ

ンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者 1人につき1回に限り算定する。悪性腫瘍遺伝子検査を 算定するにあたっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。悪性腫瘍遺 伝子検査(D004-21),血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)(D006-2)又は免疫関連遺伝子再構成(D006-6)のうちのいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。免疫関連遺伝子再構成は、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病 又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査は、別に厚生大臣の定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に於いて、2月に1回を限度として算定できる。

- 2 サイトケラチン(CK)19mRNA(**D006-7**)は、術前の画像 診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明 らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リン パ節中のサイトケラチン(CK)19mRNAの検出によるリン パ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場 合に、一連につき1回限り算定する。
- 3 UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型(D006-7)は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- 4 HPV核酸同定検査(D023 6)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、予め行われた細胞診の結果によりベセスダ分類がASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定する。当該検査はハイリスク型HPVG6、18、31、33、35、39、45、51、52、56、58、59、68型を指す。)が検出できる検査を行った場合に限り算定できる。
- 5 HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12)は、抗 HIV 治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1 回を限度として算定出来る。

V-5. その他複合規制又は規定のあるもの

1 尿中一般物質定性半定量検査(D000)または尿沈渣顕 微鏡検査(D002)は当該検査の対象患者の診療を行って いる保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できる ものであり,委託契約等に基づき当該保険医療機関外で 実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定 できない。ただし,委託契約等に基づき当該保険医療機 関内で実施された検査について, その結果が当該保険医 療機関に対して速やかに報告されるような場合は, 所定 点数を算定できる。検体検査を行った場合は所定の判断 料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量 検査を実施した場合の判断料は算定できない。 尿中一 般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル又は錠剤 用いて検査をする場合又は試験紙等を比色計等の機器 を用いて判定をする場合をいい、検査項目、方法にかか わらず、一回につき所定点数につき算定する。尿中一般 物質定性半定量検査に含まれる定性半定量検査の検査 項目は、次のとおりである。ア比重, イpH, ウ蛋白, 工糖,

オ ウロビリノゲン,カ ビリルビン,キ アセトン体(ケ トン体), ク潜血, コ試験紙による尿細菌検査, サ食塩検 査,シ試験紙による白血球検査,スアルブミン。 同一 検体について尿沈渣顕微鏡検査(D002)と排泄物、滲出物 又は分泌物の細菌顕微鏡検査(D017)を併せて行った場 合は、主たる検査の所定点数のみ算定する(注1)。 沈渣顕微鏡検査について、尿沈渣顕微鏡検査の所定点数 は,赤血球,白血球,上皮細胞,各種円柱,類円柱,粘 液系, リポイド, 寄生虫等の無染色標本検査のすべての 費用を含む。染色標本による検査を行った場合は、9点 を加算する(注3)。 尿沈渣顕微鏡検査は、尿中一般物 質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査 (D001)において何らかの所見が認められ、又は診察の結 果からその実施が必要と認められて実施した場合に算 定する。 フローサイトメトリー法による尿中有形成分 測定(D002-2)は, 尿中一般物質定性半定量検査 (D000) 若しくは尿中特殊物質定性定量検査(D001) にお いて、何らかの所見が認められ,又は診察の結果からそ の検査実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細 胞, 円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。同 一検体について排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡 検査(D017)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点 数のみ算定する(注1)。当該保険医療機関内で検査を行 った場合に算定する(注 2)。

- 2 先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト (D001 5) は、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査を言う。 ア塩化第 2 鉄反応 (フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む。)、イ酸性ムコ多糖類、ウシステイン、シスチン等の SH 化合物、エ ヒスチジン、オメチルマロン酸、カ ミロン反応、キ イサチン反応、クベネディクト反応。
- 3 尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト(D0016)として,Watson-Schwartz 反応, Rimington 反応又は Deanand Barnes 反応を行った場合は,それぞれ所定点数を算定する。
- 4 腟分泌液中乳酸脱水素酵素(LD)半定量(D0049)のためのタンポンによる検体採取に係る費用は,所定点数に含まれる。
- 5 出血時間測定(D006 1)時の耳朶採血料は、出血時間測 定の所定点数に含まれる。
- 6 有機モノカルボン酸 (0007~15) については,グルタチオン,乳酸,ピルビン酸及び α -ケトグルタール酸の各物質の測定を行った場合に,それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- 7 アポリポ蛋白(D007 24) は, AI, AII, B, CII, CIII及 び E のうち 3 項目以上測定した場合に, 所定点数を算定 する。
- 8 フェニール・アラニン又はヒスチジンを服用させ血清 又は尿中のフェニール・アラニン又はヒスチジンの定量 検査を行った場合は、それぞれ1回の測定につきアミノ 酸(D0105)により算定し、使用した薬剤(D500)により算 定する。
- 9 ヘリコバクター・ピロリ(以下 H・ピロリに略す)抗体(定性・半定量)(D0129)検査を含む H・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正(平成22年06月18日保医発0618第1号)に即して行うこと。

「H・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」

A 対象患者 H・ピロリ感染症に係る検査については、いか に掲げる患者のうち、H・ピロリ感染が疑われる患者に限 り算定出来る。①内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍 又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者 ②胃 MALT リンパ種の患者 ③特発性血小板減少性紫斑病の患者 ④早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者 B 除菌前の (1)除菌前の感染診断については、次の6項目 の検査のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目の み算定出 来る。ただし、検査の結果、H・ピロリ陰性とな った患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施し た場合に限り、さらに1項目に限り算定出来る。①迅速ウ レアーゼ試験(D012 7)、② 鏡検法、③培養法、④ 抗体測 定(D0129)·抗体(D01211)、⑤ 尿素呼気試験(D023-22)、 ⑥糞便中抗原測定(D012 18) (2) (1)に掲げる①及び② の検査を同時に実施した場合又は④、⑤及び⑥のうちいず れか2つの検査を同時に実施した場合にあっては、(1)の 規程にかかわらずそれぞれの所定点数(①+②、④+⑤、④ +⑥、⑤+⑥)を初回実施に限り算定することができる。 除菌の実施 Bの感染診断により、H・ピロリ陽性であるこ とが確認された対象患者に対しては、H・ピロリ除菌及び 除菌の補助が薬事法上効能として承認されている薬剤を 薬事法承認事項に従い、3 剤併用・7 日間投与し除菌治療 を行うこと。

- ては,薬事法承認事項に従い適切に行うこと。
- E 除菌後の感染診断(除菌判定) (1)除菌後の感染診断に ついては、Cの除菌終了後4週間以上経過した患者に対し、 H・ピロリの除菌判定のために B に掲げる検査法のうちい ずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。た だし、検査の結果 H・ピロリ陰性となった患者に対して、 異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り, さら に1項目に限り算定できる。

(2)Bに掲げる④から⑥の検査を同時に実施した場合は、(1) にかかわらず主たる2つの所定点数を初回実施に限り算 定することができる。 (3)除菌後の感染診断の結果, H・ ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した場合は,1回 に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感染診断に係る 費用を算定することができる。 F 感染診断実施上の留意 事項 (1)静菌作用を有する薬剤について ランソプラゾ ール等、H・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬 剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽 陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診 断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中 止又は終了後2週間以上経過していることが必要である。 (2) 抗体測定について 除菌後の感染診断を目的として 抗体測定を実施する場合については、Cの除菌終了後6ヵ 月以上経過した患者に対し実施し、かつ、除菌前の抗体測 定結果との定量的な比較が可能である場合に限り算定で きる。G 診療報酬明細書への記載につて (1)Bの除菌前感 染診断及び5の除菌後感染診断において、検査の結果 H・ ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合 は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果 について記載すること。(2)Eの除菌後感染診断を算定した 場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記 載すること。(3)F(1)により静菌作用を有する薬剤を投与 していた患者に対し、Bの除菌前感染診断及び5の除菌後 感染診断を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当 該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載 すること。(4)F(2)により抗体測定を実施した場合には, 除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果 を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。H その他 H・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会より ガイドラインガ示されているので参考とすること。

- 10 ツツガムシ抗体価(D012 24)は、各株ごとに算定する。
- 11 ワイルフェリックス反応(D012 29)は、菌株ごとにそ れぞれ所定点数を算定する。
- 12 特異的 IgE(D015 11) は,特異抗原の種類ごとに所定 点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液 を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算 定する。 アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)(D015 16)は、細胞反応測定法により実施され、特異的 IgE と 同時に行った場合であっても, 特異抗原の種類ごとに所 定点数を算定し、併せて1,430点を限度として算定する。 アトピー鑑別試験(D015 18)は、12 種類の吸入性アレル ゲン(ヤケヒョウヒダニ, コナヒョウヒダニ, ネコ皮屑, イヌ皮屑, ギョウギシバ, カモガヤ, ブタクサ, ヨモギ, シラカンバ(属),スギ,カンジダ,アルテルナリア) に対する特異的 IgE を測定した場合に算定する。
- 13 血中 APR スコア (D015 18) は, α 1-酸性糖蛋白 (α 1-AG), ハプトグロビン (D015 14) 及び C 反応性蛋白 (CRP) (D015 1)の3つの検査を併せて実施した場合に算定する。
- D 除菌後の潰瘍治療 除菌終了後の抗潰瘍剤投与につい 14 従前、動物使用検査(D024)、妊娠動物検査(D024)、 トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用 いて行う検査として認められていたものについては,動 物使用検査(D024)により算定する。 注 使用した動物 の費用として動物の購入価格を 10 円で除して得た点数 を加算する。
 - 15 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について) (D206), 右心カテーテル(D206 1)及び左心カテーテル (D206 2)は、新生児又は3歳未満の乳児(新生児を除 く。) に対して当該検査を行った場合は、右心カテーテ ルについては 10,800 点又は 3,600 点, 左心カテーテル については12,000点又は4,000点,それぞれ所定点数を 加算する(注1)。 当該検査に当たって, 卵円孔又は欠 損孔を通しての左心カテーテル検査,経中隔左心カテー テル検査 (ブロッケンブロー), 伝導機能検査, ヒス東 心電図,診断ペーシング,期外(早期)刺激法による測 定・誘発試験, 冠動脈造影又は心筋採取を行った場合は, それぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点,600 点、1,400点を加算する(注2)。 血管内超音波検査(D215 5)、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を 実施した場合は、所定点数に300点を加算する(注3)。 厚生労働大臣の定める施設基準を満たす保険医療機関 において血管内視鏡検査(D324)を実施した場合は所定 点数に300点を加算する(注4)。 同一月中に血管内超 音波検査(D2155)と血管内視鏡検査(D324)の両方を実施 した場合は主たる検査の点数を算定する(注5)。 カテ ーテルの種類, 挿入回数によらず一連として算定し, 諸 監視,血液ガス分析,心拍出量測定,脈圧測定,肺血流 量測定,透視,造影剤注入手技,造影剤使用撮影及びエ ックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものと する(注6)。 エックス線撮影に用いられたフィルムの 費用は、フィルム(E400)の所定点数により算定する(注 7)。 心臓カテーテル検査により大動脈造影,肺動脈造 影及び肺動脈閉塞試験を行った場合においても,心臓力 テーテル法による諸検査(D206)により算定するものと

し、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。 心臓カテーテル法による諸検査のようなカテーテルを用いた検査を実施した後の縫合に要する費用は、所定点数に含まれる。 右心カテーテル(D206 1)及び左心カテーテル(D206 2)を同時に行った場合であっても、「注 1, 2, 3」の加算は 1 回のみに限られる。 「注 3 及び 4」に掲げる加算は主たる加算を患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。心筋生検を行った場合は、組織試験採取(D417)、切採法の所定点数を併せて算定する。心臓カテーテル法による諸検査において、右心・左心カテーテルを同時に行い、その際心筋生検を行った場合、ディスポーザブルの鉗子を用いた場合に限り、1 回を限度として算定する。左右別には算定できない。

- 16 ホルター型心電図検査(D210) (解析料を含む。) は, 患者携帯用の記録装置を使って長時間連続して心電図 記録を行った場合に算定するものであり,所定点数には, 単に記録を行うだけではなく,再生及びコンピューター による解析を行った場合の費用を含む。 やむを得ず不 連続に記録した場合においては,記録した時間を合算し た時間により算定する。また,24時間を超えて連続して 記録した場合であっても,ホルター型心電図検査8時間 超えた場合(D210 2)により算定する。
- 17 亜硝酸アミル吸入心音図検査(D213)の点数算定は,薬 剤負荷の前後の検査をそれぞれ 1 回として心音図検査 (D213)により算定し,亜硝酸アミルについては,薬剤 (D500)により算定する。
- 18 脈波図(D214), 心機図(D214), ポリグラフ検査(D214) は、数種目を行った場合でも同時記録を行った最高誘導 数により算定する(注1)。 脈波図、心機図、ポリグラ フ検査の一部として記録した心電図は, 誘導数に数えな い(注2)。 検査の実施ごとに2検査から7検査以上ま でに掲げる所定点数を算定する(注 3)。 脈波図(D214 1)については、心及び肝拍動図、動脈波、静脈波、容 積脈波、指尖脈波、心尖(窩)拍動図の検査を2以上行 った場合であり,脈波曲線を描写し記録した場合に算定 する。また,心機図とは各種脈波図と心電図,心音図検 査等の2以上を同時に記録し、循環機能の解析を行う検 査である。 2~7検査以上の誘導数については、種目 又は部位を順次変えて検査した場合であっても,一連の 検査のうちの最高誘導数による。 運動又は薬剤の負荷 による検査を行った場合には, 負荷前後の検査をそれぞ れ1回の検査として算定し、複数の負荷を行った場合で あっても,負荷の種類及び回数にかかわらず,所定点数 の 100 分の 200 を限度として算定する。 脈波図,心機 図,ポリグラフ検査において、心及び肝拍動図、動脈 波、静脈波、容積脈波、指尖脈波、心尖(窩) 拍動図の 検査を1つのみ行った場合は、体液量等測定(D2071)に より算定する。
- 19 体液量等測定の所定点数には、注射又は採血を伴うものにいては注射実施料及び血液採取(D400)を含む。
- 20 超音波検査(D215)及びサーモグラフィー検査(D216) に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月 において同一検査を2回以上実施した場合における2回 目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に 相当する点数により算定する(通則)。超音波検査のAモード法(D2151)、断層撮影法(D2152)、UCG(D2153)、ドプラ法(D2154),血管内超音波法(D2155)までに掲げる 検査のうち2以上のものを同一月内に同一の部位につい

て行った場合,同一月内に2回以上行った場合の算定方 法の適用においては、同一の検査として扱う。 超音波 検査を同一の部位に同時に2以上の方法を併用する場合 は、主たる検査方法により1回として算定する。また、 同一の方法による場合は、部位数にかかわらず、1回の みの算定とする。 超音波検査の記録に要した費用(フ ィルム代、印画紙代、記録紙代、テープ代等)は、所定 点数に含まれる。 心臓超音波検査(D2153)以外で、断 層撮影法と M モード法を併用した場合の点数算定は、断 層撮影法(心臓超音波検査を除く)(D215 2 イ)により算 定する。 その他体表(D2152口)には肛門, 甲状腺, 乳 腺、表在リンパ節等を含む。 断層撮影法(D2152)又は 心臓超音波検査(D2153)について,造影剤を使用した場 合は、所定点数に150点を加算する。この場合において、 造影剤注入手技料及び麻酔料(L008 に掲げる閉鎖循環式 全身麻酔に係るものを除く。)は、加算点数に含まれる ものとする(注 1)。心臓超音波検査(D215 3)においては、 心筋虚血の診断を目的とした場合に算定できる。この場 合、心筋シンチグラフィーを同一月に実施した場合には 主たるもののみ算定する。断層撮影法(D2152)について、 パルスドプラ法を行った場合は, 所定点数に 200 点を加 算する(注 2)。断層撮影法(心臓超音波検査を除く)(D215 2 イ)において血管の血流診断を目的としてパルスドプ ラ法を併せて行った場合には、「注 2」 に掲げる加算を算 定できる。心臓超音波検査(D2153)に伴って同時に記録 した心電図、心音図,脈波図及び心機図の検査の費用は 所定点数に含まれる(注3)。 心臓超音波検査の所定点 数にはパルスドプラ法の費用が含まれており、別に算定 できない。Mモード法(D2153口)はMモード法のみで検 査を行った場合に算定する。心臓超音波検査以外で、M モード法のみで検査を行った場合は M モード法(D215 3 ロ)で算定する。 胎児心エコー法(D215 3 ハ)は、胎児 の心疾患が強く疑われた症例に対して、循環器内科、小 児科又は産婦人科の経験を5年以上有する医師(胎児心 エコー法を20症例以上経験しているものに限る。)が診 断を行う場合に算定する。その際、当該検査で得られた 主な所見を診療録に記載すること。また、胎児心音図観 察(D2154イ)に係る費用は所定点数に含まれており、別 に算定できない。 胎児心エコー法(D2153ハ)は厚生労 働大臣が定める施設基準を届けた保険医療機関に限り 算定する。ドプラ法について、脳動脈血流速度連続測定 (D2154口)及び脳動脈血流速度マッピング法(D2154ハ) を併せて、行った場合は、主たるものの所定点数のみに より算定する(注4)。末梢血管血行動態検査(D2154イ) は、慢性動脈閉塞症の診断及び病態把握のために行った 場合に算定する。 脳動脈血流速度連続測定(D2154ロ) とは、経頭蓋骨的に連続波又はパルスドプラを用いて, ソノグラムを記録して血流の分析を行う場合をいう。脳 動脈血流速度マッピング法(D2154ハ)とは,パルスドプ ラにより脳内動脈の描出を行う場合をいう。血管内超音 波法(D2155)について、呼吸心拍監視(D220)、新生児心 拍・呼吸監視(D220), カルジオスコープ(ハートスコー プ) (D220) 又はカルジオタコスコープ (D220)、血液ガス 分析, 心拍出量測定, 脈圧測定, 透視, 造影剤注入手技, 造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は, 所定点数 に含まれるものとする(注5)。血管内超音波法の算定は 次の方法による。ア検査を実施した後の縫合に要する費 用は所定点数に含まれる。イ本検査を、左心カテーテル

検査及び右心カテーテル検査と併せて行った場合は、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査の所定点数に含まれる。ウェックス線撮影に用いられるフィルムの費用はフイルム(E400)の所定点数により算定する。エ注5参照。 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査(D324)は、患者1人につき月1回に限り算定する(注1)。血管内視鏡検査での呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍・呼吸監視(D220)、カルジオスコープ(D220)、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用(フィルムの費用は除く)は、所定点数に含まれるものとする(注2)。

21 呼吸心拍監視(D220)、新生児心拍·呼吸監視装置 (D220), カルジオスコープ (ハートスコープ) (D220)又 はカルジオタコスコープ(D220)は、心電曲線及び心拍数 のいずれをも観祭した場合に算定する(注1)。 線を同時に観察した場合の費用は, 所定点数に含まれる ものとする(注2)。同一の患者につき、マスク又は気管 内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(L008)と同一日に行 われた場合における当該検査(D220)の費用は、当該麻酔 の費用に含まれる(注4)。呼吸心拍監視は、重篤な心機 能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのお それのある患者に対して、常時監視を行っている場合に 算定されるものである。この際, 呼吸曲線の観察の有無 に関わらず,心電曲線,心拍数の観察を行った場合は, 所定点数を算定する。 呼吸心拍監視,新生児心拍・呼 吸監視装置,カルジオスコープ(ハートスコープ)又はカ ルジオタコスコープは、観察した呼吸曲線、心電曲線、 心拍数のそれぞれの観察結果の要点を診療録に記載し た場合に算定できる。 新生児心拍・呼吸監視装置, カ ルジオスコープ(ハートスコープ)又はカルジオタコス コープは, 重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有 する患者又はそのおそれのある患者に対し, 心電曲線 及び心拍数の観察を行っている場合に算定する。この際, 呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は所定点数に含 まれる。診療報酬明細書の摘要欄に呼吸心拍監視、新生 児心拍・呼吸監視装置、カルジオスコープ (ハートスコ ープ) 又はカルジオタコスコープの算定開始日を記載す る。 呼吸心拍監視装置等の装着を中止した後 30 日以内 に再装着が必要となった場合の日数の起算日は, 最初に 呼吸心拍監視を算定した日とする。特定入院料を算定し た患者が引き続き呼吸心拍監視,新生児心拍・呼吸監視 装置,カルジオスコープ(ハートスコープ)又はカルジ オタコスコープを行う場合の日数の起算日についても 同様とする。なお、当該検査を中止している期間につい ても実施日数の計算に含める。7日を超えた場合は、検 査に要した時間にかかわらず呼吸心拍監視(D220 2 ロ) 又は呼吸心拍監視(D2202ハ)を上限として算定する。呼 吸心拍監視(D220), カルジオスコープ (ハートスコープ) (D220) 又はカルジオタコスコープ (D220) を同一日に行 った場合は、主たるもののみ算定する。人工呼吸(J045) を同一日に行った場合は、呼吸心拍監視(D220),新生児 心拍・呼吸監視装置(D220), カルジオスコープ (ハート スコープ) 又はカルジオタコスコープに係る費用は人工 呼吸の所定点数に含まれる。一酸化窒素吸入療法 (J045-2)を同一日に行った場合は、呼吸心拍監視 (D220), 新生児心拍・呼吸監視装置(D220), カルジオスコ

ープ (ハートスコープ) 又はカルジオタコスコープに係る費用は一酸化窒素吸入療法の所定点数に含まれる。

22 人工膵臓(D231)は、糖尿病患者の治療に際してインス リン抵抗性の評価, 至適インスリン用量の決定等を目的 として,血管内に留置した二重腔カテーテルから吸引し た血中のグルコース値を連続して測定した場合に算定 できる。 算定の対象となる患者は、次の療養が必要な 糖尿病等の患者であって, 医師が人工膵臓以外による血 糖調整が困難であると認めた者である。ア高血糖時(糖 尿病性昏睡等)における救急的治療 イ手術,外傷及び 分娩時の血糖管理 ウインスリン産生腫瘍摘出術の術 前, 術後の血糖管理 工糖尿病性腎症に対する透析時の 血糖管理 オ難治性低血糖症の治療のための血糖消費 量決定 カ インスリン抵抗性がみられる難治性糖尿病 に対するインスリン感受性テスト及び血糖管理。 以上にわたり連続して実施した場合においても,一連と して1回の算定とする。人工膵臓と同一日に行った血中 グルコース測定は、別に算定できない。 人工膵臓を行 うために必要な血液学的検査, 生化学的検査とは、次の 検査である。ア血液学的検査(赤血球沈降速度測定,赤 血球数, 白血球数, 血小板数, ヘマトクリット値, ヘモ グロビン Alc, 血液浸透圧測定) イ生化学的検査(グル コース,アンモニア,ケトン体,アミラーゼ,総窒素, 尿素窒素 (BUN), 遊離脂肪酸, 総コレステロール, イン スリン, グルカゴン, ナトリウム, クロール, カリウム, P, カルシウム)。 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及 び材料料は、別に算定できない。当該検査は、厚生労働 大臣が定める施設基準に適合の保険医療機関で行った 場合に限り算定する。

23 脳波検査(D235)から反復睡眠潜時試験(MSLT)

(D237-2)までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び脳波検査判断料(D238)の所定点数を合算した点数により算定する。 脳波検査 (D235)を算定するものは、同時に8誘導以上の記録を行った場合である。8誘導未満の誘導数により脳波を測定した場合は、誘導数に応じて脈波図(D214)、心機図(D214)、ポリグラフ検査(D214)の所定点数により算定するものとし、種々の賦活検査(睡眠、薬物を含む。)を行った場合も、脈波図、心機図、ポリグラフ検査の所定点数のみにより算定する。心臓及び脳手術中における脳波検査は、8誘導以上の場合は脳波検査により、それ以外の場合は誘導数に応じて脈波図、心機図、ポリグラフ検査により算定する。

長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(D235-2)は、 難治性てんかんの患者に対し、硬膜下電極若しくは深部 電極を用いて脳波測定を行った場合、患者1人につき14 日間を限度として算定する。 当該検査は厚生大臣が定 める施設基準検査である。

長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)(D235-3)は、難治性てんかんの患者に対し、てんかんの手術前後に行った場合、患者1人につきそれぞれ5日間を限度として算定する。

脳誘発電位検査(脳波検査を含む)(D236)は、刺激又は 負荷を加えながら脳活動電位を記録し、コンピューター 等により解析を行うものであり、同時に記録した脳波検 査については、別に算定できない。 聴性誘発反応検査 (D236 3)、脳波聴力検査(D236 3)、脳幹反応聴力検査 (D236 3)及び中間潜時反応聴力検査は(D236 3)のいずれ の検査も脳誘発電位検査(D236 3)により算定するもので

- あり、2種類以上行った場合であっても、1回のみ算定する。脳誘発電位検査(D236 3)と聴性定常反応(D236 4)を両方行った場合は、主たるもののみ算定する。
- 24 終夜睡眠ポリグラフィー1(携帯用装置を使用した場 合)(D237 1)は、問診、身体所見又は他の検査所見から 睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し, 睡眠時無呼 吸症候群の診断を目的として使用した場合に算定する。 なお, 在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を 算定している患者については, 治療の効果を判定するた め,6月に1回を限度として算定できる。鼻呼吸センサ 一,気道音センサーによる呼吸状態及び経皮的センサー による動脈血酸素飽和状態を終夜連続して測定した場 合に算定する。この場合の経皮的動脈血酸素飽和度測定 (D223)の費用は所定点数に含まれる。数日間連続して測 定した場合でも,一連のものとして算定する。 終夜睡 眠ポリグラフィー1及び2は診療録に検査結果の要点を 記載する。 終夜睡眠ポリグラフィー2(1 以外の場 合)(D237 2)は、他の検査により睡眠中無呼吸発作の明 らか患者に対して睡眠時無呼吸症候群の診断を目的と して行った場合及び睡眠中多発するてんかん発作の患 者又はうつ病若しくはナルコレプシーであって, 重篤な 睡眠, 覚醒リズムの障害を伴うものの患者に対して行っ た場合に、1月に1回を限度として算定する。なお、在 宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料(C107-2)を算定し ている患者については、治療の効果を判定するため、初 回月に限り2回、翌月以降は1月に1回を限度として算 定できる。当該検査を実施するにあたっては、下記アか らエに掲げる検査の全て(睡眠時呼吸障害の疑われない 患者についてはアのみ)を当該患者の睡眠中8時間以上 連続して測定し、記録する。ア脳波, 眼球運動及びおと がい筋筋電図、イ鼻又は口における気流の検知、ウ胸壁 及び腹壁の換気運動記録、エ パルスオキシメーターに よる動脈血酸素飽和度連続測定。脳波等の記録速度は, 毎秒1.5センチメートル以上のものを標準とする。終 夜睡眠ポリグラフィー2(1 以外の場合)(D237 2)と同時 に行った検査のうち, スパイログラフィー等検査(D200) から終夜睡眠ポリグラフィー(携帯用装置を使用した場 合)までに掲げるもの及び筋電図検査(D239)については、 併せて算定できない。 測定を開始した後, 患者の覚醒 等やむを得ない事情により, 当該検査を途中で中絶した 場合には, 当該中絶までに施行した検査に類似する検査 項目によって算定する。
- 25 筋電図検査(1肢につき(針電極にあっては1筋)) (D239 1)において、顔面及び躯幹は、左右、腹背を問わ ずそれぞれ 1 肢として扱う。筋電図検査(D239 1)は左上 肢、右上肢をそれぞれ「1肢」として、200 点×2で算 定する。 誘発筋電図(神経伝達速度測定を含む。)(一 連につき) (D239 2) について、2神経以上に対して行う 場合には、1神経を増すごとに所定点数に150点を加算 する。ただし、加算点数は450点を超えないものとする (注1)。 感覚神経及び運動神経を別々に1神経として数 える。中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき) (D239 3) について、厚生労働大臣が定める施設基準に適 合保険医療機関であるが、施設基準に適合保険医療機関 以外の場合には、所定点数の 100 分の 80 に相当する点 数により算定する(注2)。 中枢神経磁気刺激による誘発 筋電図 (一連につき) (D239 3) については、多発性硬化 症,運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を

- 目的として、単発若しくは二連発磁気刺激法による。行った場合に算定する。検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連として所定点数により算定する。
- 26 神経・筋負荷テスト(D240)のテンシロンテスト(ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)(D2401)については、Edrophonium Chloride を負荷して行う検査に伴うすべての検査(前後の観察及び精密眼圧測定を含む。)を含む。瞳孔薬物負荷テスト(D2402)は、ホルネル症候群又はアディー症候群について行った場合に,負荷する薬剤の種類にかかわらず,一連として所定点数により算定する。なお、使用した薬剤については,薬剤(D500)により算定する。乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)(D2403)ついては、血中乳酸、焦性ブドウ酸、カリウム、P等の測定検査の費用及び採血料を含む。
- 27 自覚的聴力検査(D244)の「ことばのききとり検査 (D244 2) 」は、難聴者の語音了解度を測定し、補聴器 及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。簡 易聴力検査(D244 3)とは,室内騒音が 30 ホーン以下の 防音室で行う検査である。 簡易聴力検査(D244 3)の気 道純音聴力検査(D244 3 イ)は、日本工業規格選別用オー ジオメーターを使用して標準純音聴力検査時と同じ測 定周波数について気導聴力検査のみを行なった場合に 算定する。 簡易聴力検査のその他(種目にかかわらず 一連につき)(D244 3 ロ)は次に掲げるア及びイを一連と して行った場合に算定する。 ア音叉を用いる検査(ウ ェーバー法, リンネ法, ジュレ法を含む。) イ オージ オメーターを用いる検査 (閉鎖骨導試験 (耳栓骨導試 験), 日本工業規格選別用オージオメーターによる気導 検査を含む。) 後迷路機能検査(種目にかかわらず一連 につき) (D244 4) とは, 短音による検査, 方向感機能検査, ひずみ語音明瞭度検査及び一過性閾値上昇検査(TTD) のうち、1種又は2種以上のものを組み合わせて行うも のをいい、2種以上行った場合においても、所定点数に より算定する。内耳機能検査(種目にかかわらず一連に つき) (D244 5) の所定点数は、レクルートメント検査 (ABLB法), 音の強さ及び周波数の弁別域検査, SISI テ スト等の内耳障害の鑑別に係るすべての検査の費用を 含むものであり、検査の数にかかわらず、所定点数によ り算定する。耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につ き)(D244 5)は、診断用オージオメータ、自記オージオ メータ又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索や ラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合 中耳機能検査(種目にかかわらず一連に に算定する。 つき) (D244 6) は, 骨導ノイズ法, 鼓膜穿孔閉鎖検査 (パ ッチテスト), 気導聴力検査等のうち2種以上を組み合 わせて行った場合にのみ算定する。
- 28 平衡機能検査(D250)の標準検査(D2501)とは、上肢偏 倚検査(遮眼書字検査,指示検査,上肢偏倚反応検査, 上肢緊張検査等),下肢偏倚検査(歩行検査,足ぶみ検 査等),立ちなおり検査(ゴニオメーター検査,単脚起 立検査,両脚起立検査等),自発眼振検査(正面,右, 左,上,下の注視眼振検査,異常眼球運動検査,眼球運動の制限の有無及び眼位検査を含む検査)をいい、一連 の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算 定する。 平衡機能検査の刺激又は負荷を加える特殊検 査(D2502)とは、「温度眼振検査(温度による眼振検査)、 視運動眼振検査(電動式装置又はそれに準じた定量的方 法により刺激を行う検査)、回転眼振検査(電動式装置

又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)、 視標追跡検査、迷路瘻孔症状検査」のそれぞれ検査1回 につき所定点数により算定する。 頭位及び頭位変換眼 振検査(D2503)は、フレンツェル眼鏡下における頭位眼 振及び変換眼振検査をいい,一連の検査につき,その数 にかかわらず, 所定点数により算定する。 重心動揺計 (D250 5)は、荷重変動を測定する検出器とこの荷重信号 を記録・分析するデータ処理装置から成る装置を用いて, めまい・平衡障害の病巣診断のために行うものである。 本検査は, 当該装置を用いて, 重心動揺軌跡を記録し, その面積(外周・矩形・実効値面積), 軌跡長(総軌跡 長・単位軌跡長・単位面積軌跡長), 動揺中心変位, ロ ンベルグ率を全て計測した場合に算定するものである。 なお,本検査は,平衡検査の標準検査(D2501)を行った 上,実施の必要が認められたものに限り算定するもので ある。 重心動揺計(D250 5)、下肢加重検査(D250 5)、 フォスプレート分析(D250 5)、動作分析検査(D250 5)に ついて、パワー・ベクトル分析を行った場合には200点、 刺激又は負荷を加えた場合には1種目につき120点を加 算する。パワー・ベクトル分析を行った場合の加算は, 記録された重心動揺軌跡のコンピューター分析を行い, パワー・スペクトル、位置ベクトル、速度ベクトル、振 幅確率密度分布をすべて算出した場合に算定する。 激又は負荷を加えた場合の加算は、電気刺激、視運動刺 激, 傾斜刺激, 水平運動刺激, 振動刺激等姿勢反射誘発 を加えて本検査を行った場合に1種目ごとに算定する。

- 29 汎網膜硝子体検査(片側)(D255-2)は,患者1人につき月1回に限り算定する。ただし,汎網膜硝子体検査と併せて行った精密眼底検査(片側)(D255),細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)(D257)又は細隙燈顕微鏡検査(前眼部)(D273)に係る費用は所定点数に含まれるものとする(注)。 当該検査は、増殖性網膜症,網膜硝子体界面症候群又は硝子体混濁を伴うぶどう膜炎の患者に対して,散瞳剤を使用し,細隙燈顕微鏡及び特殊レンズを用いて網膜,網膜硝子体界面及び硝子体の検査を行った場合に限り算定する。
- 30 肝及び腎のクリアランステスト(D286)の検査に当た って尿管カテーテル法、は膀胱尿道ファイバースコピー 又は膀胱尿道鏡検査(D317-2)を行った場合は, 肝及び 腎のクリアランステストの所定点数に尿管カテーテル 法(D318)又は膀胱尿道ファィバースコピー(D317)又は 膀胱尿道鏡検査(D317-2)の所定点数を併せて算定す 検査に伴って行った注射手技, 採血及び検体測定 の費用は, 所定点数に含まれる。 肝及び腎のクリアラン ステストとは、負荷後に検体採取及び検体分析を経時的 若しくは連続的に行う検査である。肝クリアランスに該 当するものは、ICG 等を用いた検査であり、腎クリアラ ンスに該当するものは、PSP, チオ硫酸等を負荷して行う クリアランステスト、腎血漿流量測定、糸球体濾過値測 定である。肝及び腎のクリアランステストは肝クリアラ ンステスト又は腎クリアランステストのいずれかを実 施した場合に算定できる。
- 31 ラジオアイソトープを用いた諸検査で、体外からの計測によらない緒検査(D292)及びシンチグラム(画像を伴わないもの)(D293)に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各所定点数及びラジオアイソトープ検査判断料(D294)の所定点数を合算した点数により算定する(通則)。同一のラジオアイソトープを用いて循

環血液量測定(D292 1),血漿量測定(D292 1),血球量測定 (D292 2), 吸収機能測定(D292 3), 赤血球寿命測定(D292 3), 造血機能検査(D292 4), 血小板寿命測定(D292 4) 若し くはシンチグラム(画像を伴わないもの)の甲状腺ラジ オアイソトープ摂取率(一連につき)(D293 1),レノグラ ム (D293 2), 肝血流量(D293 2), 心機能検査(心拍出量測 定を含む) (D293 3), 肺局所機能検査 (D293 4), 脳局所機 能検査(D293 4)又はシンチグラム(画像を伴うも の) (E100) からポジトロン断層・コンピュータ断層複合 撮影 (D101-3)までに掲げる各医学診断のうちいずれ か2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主 たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数の みにより算定する(注 1)。検査に数日を要した場合であ っても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連 として1回の算定とする(注2)。 シンチグラム(画像を 伴わないもの)は、核種が異なる場合であっても同一の 検査とみなすものとする(注3)。シンチグラム(画像を 伴わないもの) (D293)は、核種が異なる場合であっても 同一の検査とみなすものとする(注)。シンチグラム(画 像を伴わないもの)の肺局所機能検査(D293 4), 脳局所 血流検査(D293 4)については、炭酸ガス等を用いて検査 を行った場合であっても, 所定点数のみを算定する。 た だし,使用した炭酸ガスの費用は,別に算定する。 ジオアイソトープ検査判断料(D294)は、ラジオアイソト ープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回 に限り算定する(注)。

32 内視鏡検査に際して, 麻酔(第2章第11部)を行った 場合は、麻酔の費用を別に算定する。 内視鏡検査で麻 酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤 料は,薬剤(D500)により算定する。 処置又は手術と 同時に行った内視鏡検査は、別に算定できない。 鏡検査当日に,検査に関連して行う注射手技料は別に算 定出来ない。 内視鏡検査において、超音波内視鏡検査 を実施した場合は,所定点数に300点を加算する(通1)。 関節鏡検査(D295)から乳管鏡検査(D323)まで及び肺臓 カテーテル法(D325), 肝臓カテーテル法(D325), 膵臓カ テーテル法(D325)に掲げる内視鏡検査について,同一の 患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した 場合における2回目以降の当該検査の費用は所定点数の 100 分の 90 に相当する点数により算定する(通 2)。当該 保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真に ついて診断を行った場合は、1回につき70点とする(通 3)。写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用 として、購入価格を 10 円で除して得た点数を加算する (通4)。本節の通則による新生児加算又は乳幼児加算を 行う場合には、超音波内視鏡検査実施加算は、所定点数 に含まない。関節鏡検査(D295)から肺臓カテーテル法 (D325), 肝臓カテーテル法 (D325), 膵臓カテーテル法 (D325)に掲げる内視鏡検査は、次により算定する。ア生 検用ファイバースコピーを使用して組織の採取を行っ た場合は、採取した組織の個数にかかわらず、1回の内 視鏡検査について内視鏡下生検法(D414)に掲げる所定 点数を別に算定する。イ互いに近接する部位の2以上の ファイバースコピー検査を連続的に行った場合には,主 たる検査の所定点数のみにより算定する。ウ内視鏡検査 をエックス線透視下において行った場合にあっても,透 視診断料(E000)は算定しない。エ写真診断を行った場合 は、使用フィルム代(現像料及び郵送料を含むが、書留

代等は除く。)を10円で除して得た点数を加算して算定 するが、撮影(E002)及び写真診断(E001)並びにデジタル 映像化処理加算は算定しない。オ当該保険医療機関以外 の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断のみを 行った場合は、診断料として1回につき所定点数を算定 できるが, 患者が当該傷病につき当該医療機関で受診し ていない場合は算定できない。 肺臓カテーテル法 (D325), 肝臓カテーテル (D325)及び膵臓カテーテル法 (D325)は、新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。) に対して当該検査を行った場合は、それぞれ所定点数に 10,800 点又は 3,600 点を加算する(注 1)。カテーテルの 種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血 液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、 透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線 診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする(注 2)。 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、 フィルム(E400)所定点数により算定する(注 3)。 造影剤 を使用した場合においても、血管造影等のエックス線診 断の費用は、別に算定しない。検査を実施した後の縫合 に用する費用は、所定点数に含まれる。 食道ファイバ ースコピー(D306), 胃・十二指腸ファイバースコピー (D308), 小腸ファイバースコピー(D310), 直腸ファイバ ースコピー(D312)又は大腸ファイバースコピー(D313) を行う際に、インジゴカルミン、メチレンブルー、トル イジンブルー, コンゴーレッド等による色素内視鏡法を 行った場合は、粘膜点墨法(60点)に準じて算定する。た だし, 使用される色素の費用は所定点数に含まれる。

33 食道ファイバースコピー(D306), 胃・十二指腸ファイ バースコピー(D308)、小腸ファイバースコピー及び大腸 ファイバースコピー(D313)検査 について、粘膜点墨法 を行った場合は、60点を加算する。粘膜点墨法とは、治 療範囲の決定,治療後の部位の追跡等を目的として,内 視鏡直視下に無菌の墨汁を消化管壁に極少量注射して 点状の目印を入れるものである。ただし, 染色に使用さ れるヨードの費用は, 所定点数に含まれる。表在性食道 がんの診断のための食道ヨード染色法は、粘膜点墨法に 準ずる。ただし、染色に使用されるヨードの費用は, 所 定点数に含まれる。胃鏡検査(D307)とガストロカメラ (D307)は併せて算定出来ない。食道ファイバースコピー (D306)の狭帯域光強調加算(D306 注 2), 胃・十二指腸フ ァイバースコピー(D308)狭帯域光強調加算(D308 注 4) 及び大腸ファイバースコピー(D313) 狭帯域光強調加算 (D313 注 2)は、拡大内視鏡を用いた場合であって、狭い 波長帯による画像を利用した観察を行った場合に算定 できる。拡大内視鏡を用いて,狭帯域光による観察を行 った場合には,狭帯域光強調加算として,所定点数に200 点を加算する。 胃・十二指腸ファイバースコピー検査 で胆管・膵管造影法を行った場合は、600点を加算する。 ただし、諸検査、造影剤注入手技及びエックス線診断の 費用(フィルムの費用は除く。)は所定点数に含まれる。 胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、600点を加算する。 小腸ファイバースコピーカプセル型内視鏡(D310 2)は、 次の場合に算定する。ア消化器系の内科又は外科の経験 5年以上有する常勤の医師が1人以上配置されている 場合に限り算定する。なお、カプセル型内視鏡の滞留に 適切に対処できる体制が整っている保険医療機関にお いて実施すること。イ事前に上部消化管検査及び下部消 化管検査を実施し、原因不明の消化管出血を伴う小腸疾

患の診断を行うために使用した場合に算定する。 ウ カ プセル型内視鏡を使用した患者については、診療報酬請 求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を貼付する。 小腸ファイバースコピー(D310)は、2種類以上行った場 合は、主たるもののみ算定する(注1)。ただし、小腸フ ァイバースコピーカプセル型内視鏡(D310 2)を行った後 に、診断の確定又は治療の目的としてダブルバルーン内 視鏡(D3101)を行った場合においては、いずれの点数も 算定する。 大腸ファイバースコピーの S 状結腸(D313 1)から上行結腸及び盲腸結腸(D3133)については、同一 の検査として扱う。また、準用が通知されている検査は、 当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査 直腸鏡検査(D311)を肛門鏡検査(D311-として扱う。 2)と同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。 肛門部のみを観察した行った場合は、直腸鏡検査ではな く肛門鏡検査(D311-2)を算定する。 コロンブラッシュ 法は、直腸鏡検査(D311)の所定点数に、検鏡診断料とし て沈渣塗抹染色による細胞診断の場合は細胞診検査(1 部位につき) (N004) の所定点数を、また、包埋し組織切 片標本を作製し検鏡する場合は、病理組織標本作製(1 臓器につき)(N000)の所定点数を合わせて算定する。

- 34 膀胱尿道ファイバースコピー(D317)は、軟性膀胱鏡を 用いた場合に算定する。膀胱尿道ファイバースコピー (D317)を必要とする場合において、膀胱結石等により疼 痛が甚しいとき, あるいは著しく患者の知覚過敏なとき 等にキシロカインゼリーを使用した場合における薬剤 料は、薬剤(D500)により算定する。膀胱尿道ファイバー スコピーにインジゴカルミンを使用した場合は、その他 の機能テスト(D289 2)の所定点数を併せて算定する。 膀 胱尿道ファイバースコピーについては、前部尿道から膀 胱までの一連の検査を含むものとする。 膀胱尿道鏡検 査(D317-2) は、硬性膀胱鏡を用いた場合に算定する。 膀胱尿道鏡検査を必要とする場合において, 膀胱結石等 により疼痛が甚しいとき, あるいは著しく患者の知覚過 敏なとき等にキシロカインゼリーを使用した場合にお ける薬剤料は,薬剤(D500)により算定する。 当該給杏 にインジゴカルミンを使用した場合は、その他の機能テ ストの(D289 2)の所定点数を併せて算定する。 査については, 前部尿道から膀胱までの一連の検査を含 むものとする。なお、膀胱のみ又は尿道のみの観察では 所定点数は算定できない。 尿管カテーテル法(D318)は, ファイバースコープを用いて尿管の通過障害, 結石, 腫 瘍等の検索を行った場合に算定できるもので、同時に行 う膀胱尿道ファイバースコピー(D317)及び膀胱尿道鏡 検査(D317-2)を含む(注)。腎盂尿管ファイバースコピ ー(片側)(D319)の所定点数には、ファイバースコープを 用いた前部尿道から腎盂までの一連の検査を含む。
- 35 基準嗅覚検査(253 1)は、5種の基準臭(T&Tオルファクトメーター)による嗅力検査である。静脈性嗅覚検査(D253 2)は、有嗅医薬品静注後の嗅感発現までの時間と嗅感の持続時間を測定するものであり,注射実施料は、所定点数に含まれる。
- 36 光学的眼軸長測定(D269-2)は非接触型機器を用いて 眼軸長を測定した場合に算する。接触型 A モード法によ る場合は、超音波検査の A モード法(D2151)により算定 する。
- 37 ヒステロスコピー(D320)に際して,子宮腔内の出血により子官鏡検査が困難なため,子宮鏡検査時の腔内潅流

液を使用した場合における薬剤料は、薬剤(D500)により 算定する。ただし、注入手技料は算定ししない。

索 引

数字

(1→3)-β-D-グルカン (D012 24) I-1, II-1, p9,20, 1,25 ジヒドロキシビタミン D3 (1,25 (OH) 2D3) II-1, III-4, p19,37

1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG) I-1, II-2,6,24 2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性(D007 38),

II −1, 2, p19, 25

 $17\,\alpha$ -ヒドロキシプロジェステロン(D008 18), II-1, p20, 24 時間自由行動下血圧測定(1日につき)(D225-3),

Ⅲ−2, p36

一酸化窒素吸入療法(J005-2) I-4, II-5, p16,33 四肢の血行再建術(**K610-4,5**) I-4, II-5, p16,33

ローマ数字

I型コラーゲンCテロペプチド (D009 8),

I -1, II -2, III -6, 8, p7, 25, 38, 40

I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド(NTx) (D008 13), I -1, II-2, III-5, 8, p7, 24, 38, 40

I型プロコラーゲン-C-プロペプチド(D009 8),

I -1, II -2, III -5, 8, p7, 25, 38, 40

IV型コラーゲン(D007 30), I-1,p6

IV型コラーゲン・7S(D007 31), I-1,p6

ギリシャ文字

 α 1-酸性糖蛋白 (α 1-AG), V-5, 53 α -フェトプロテイン (AFP) (D009 2), **I-2, 4,** p**13,** 14 β クロスラプス (尿を除く。) (D008 14),

I -1, II -2, III -6, 8, p7, 25, 39, 40

アルファベット文字

AFP (α -フェトプロテイン) (D009 2) , **I -2, 4,** p**13,** 14 AFP のレクチン反応性による分画比(AFP-L3%)

(D009 10), **I -2, 4,** p**13,** 14

APR スコア (血中) (D015 18) V-5, p53

ACTH(副腎皮質刺激ホルモン)(一連として月1回)

(D287 1 ホ), Ⅲ-8, p44

A 群 β 溶連菌迅速試験 (D012 17), I –1, II –1, 5, p4, 5, 9, 22, 32

BAP(骨型アルカリフオスファターゼ) (D008 14), I-1、p7 BNP(D008 11), I-2, II-2, V-2, p13, 25, 48 BTA(尿中) (D009 1), II-2, 5, III-2, p24, 31, 36 BUN(尿素窒素) (D007-1), I-1, II-1, III-3p7, 19, 37 B 型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg) (D013 9), I-1, II-2, III-7, 8, p9, 26, 39, 40

C1q 結合免疫複合体(D014 10), I −1, 4, II −2, 5, III −5, 8, V −2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49

C3d 結合免疫複合体(D014 14), I −1, 4, II −2, III −5, 8, V −2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49

CA125 (D009 7), I-3, 4, p13, 14

CA130 (D009 11), I -3, 4, p13, 14

CA15-3 (D009 3), I-1, 3, 4, p7, 13, 14, 20

CA602 (D009 10), I -3, 4, p13, 14

CEA(癌胎児性抗原)(D009 2), I-4,p14

CEA(乳頭分泌液中)(D009 13), I-4, p14

CK アイソフォーム(D007 37) I-1,p7

CK(クレアチン・ホスホキナーゼ)(D007 1) I-1, p7 CPR(C-ペプタイド) (D008 10) I-1, Ⅲ-8, p7 p44

CPK I −1, 7,

CPK・アイソザイム I −1, 7

C-PTHrP(副甲状腺ホルモン関連蛋白 C 端 フラグメント) (D008 15) II-1, 20

CSLEX (シアリル Le^x)抗原(D009 8) I-1, II-1, p7, 20 C-ペプタイド(CPR) (D008 10) I-1, III-8, p7 p45

C 反応性蛋白 CRP(D015 1) I-1, V-5, p10, 53

C 反応性蛋白(CRP)定性(D015 1) I-1,p10

DNA ポリメラーゼ (D023 5) I −1, II −2, III −7, 8,

p9, 26, 39, 40

DUPAN-2 (D009 3) I-1, 4, II-1, p7, 14, 20 D-アラビニトール (D012 19), 9, 20

E2(エストラジオール) (D008 17) I -1, p7

E3(エストリオール) (D008 15) I -1, p7

ERG(網膜電位図)(D258) Ⅱ-2, p28

EUS-FNA(超音波内視鏡下穿刺吸引生検法)(**D414-2**)

I -4, p18

GAD(抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ)抗体価 (D008 11) Ⅱ-2, V-2, p25, 48

GAT (癌関連ガラクトース転移酵素) (D009 10) Ⅱ-1, p20

HA 抗体価(D013 6) I −1, p9

HANP(ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド) (D008 19), I -2, II -2, V-2, p13, 25, 48

HbA1c (ヘモグロビン A1c) (D005 9) I −1, II −2, p6, 24 HBc 抗体価 (D013 6) I −1, II −2, III −7, 8, p9, 26, 39, 40 HBV プレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定

検査(血清中) (D023 9) I-1, II-2, III-7, 8, p9, 26, 39, 40 HBV 核酸定量測定(D023 3) I-1, II-2, III-7, 8,

p9, 26, 39, 40

HCG β -CF (尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア) (D009 11) I -4, II -1, p14, p20

HCG β 分画 (D008 12) I −1, II −2, p7, 25

HCG 定性(D008 1) I-1, II-2, p7, 25 HCG(ヒト絨毛性ゴナドトロピン) (D008 12) I-1, II-2,

p7,25 HCV 核酸定量検査(D023 9) I-1, II-2, III-7, p9,26,39 HCV 核酸同定検査(D023 6) I-1, II-2, III-7,p10,26,39 HCV 特異抗体価測定による群別判定(D013 8)

I −1, II −2, III −7, p9, 26, 39

HDL-コレステロール (HDL-Cho) (D007 4) I -1, 14 HER 2 タンパク (血清中) (D009 13) I -1, 4, Π -2 p6, 14, 26

HER 2 タンパク測定(乳頭分泌液中) (D009 13) I-1, 4, II-2, p6, 14, 26

HER 2 タンパク (N002 3) I −1, 3, 4, II −2, p6, 13, 14, 26 HER 2 遺伝子標本作製 (N005) I −1, II −2, p6, 26 H-FABP(ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白) (D007 30)

I −1, II −1, p6, 19

HGF(肝細胞増殖因子)(D007 37) Ⅱ-2, p19 HIV 抗原(D012 33) Ⅰ-1, Ⅱ-5, V-2, p9, 31, 49 HIV-1 抗体価(D012 15) I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49 HIV-1, 2 抗体価(D012 16) I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49 HIV-I 核酸定量検査(D023 10) I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49 HIV-1 抗体価(ウエスタンブロット法) (D012 28)

I -1, II -5, V-2, p8, 31, 49

HIV-2 抗体価(ウエスタンブロット法) (D012 30) I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49

HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査(D023 12) I-1, II-5, V-2, p8, 31, 49

HPO4(D007 4) 及び P(D007 4) I-1, p6 HPV 核酸同定検査(D023 6) Ⅱ-2, **IV-1,** V-4, p30, 46, 52 HRT(アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン)(D015 16)

I-4, V-5, p15, 53 HTLV-I抗体価(半定量)(D012 12) Ⅱ-4, p30

HTLV- I 抗体価(D012 22) II-4, p30

HTLV-I 抗体価(ウエスタンブロット法)(D012 32) II-4,p30

IgA, IgM 及び IgG(免疫グロブリン) (D015 4) IGFBP-1 (腟分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型) (D007 34) I-1, II-2, 3, p6, 25, 28 IGFBP-3 (インスリン様成長因子結合蛋白3型) (D008 21) I-1, II-2, p7, 25

IgG インデックス(D004 13) Ⅱ-1,p19

IgG 型リウマチ因子(D014 14) I-1, 4, II-2, 5, III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49

IL-2R(インターロイキン2受容体) (D009 14) I-4, p20 IgM-HA 抗体価(D013 6) I-1, p9 IgM-HBc 抗体価(D013 6) I-1, II-2, III-7, 8, p9, 26, 39, 40

KL-6(シアル化糖鎖抗原)(D007 27) I-1,p6

LD(腟分泌液中乳酸脱水素酵素)半定量(D004 9) V-5, p52 LDL-コレステロール(D007 5) I-4, p14 LH及びFSH(ゴナドトロビン)(一連として)(D287 1 ロ) III-8, p44

MDA-LDL (D007 35) Ⅱ-4, Ⅲ-8, p29, 40
MED (最小紅斑量) 測定 (D291) Ⅲ-8, p45
MMP-3 (マトリックスメタロプロテイナーゼ 3) (D014 8), I-1, 4, Ⅱ-2, Ⅲ-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 38, 41, 49
MPO-ANCA (抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体) (D014 18) Ⅱ-1, p22
MRSA (ブドウ球菌メチシリン耐性)遺伝子同定検査 (D023 9) Ⅰ-1, Ⅱ-5, p10, 33

NMP22 (尿中) (D009 7) I-1, II-5, p7, 31
NSE (神経特異エノラーゼ) (D009 6) I-1, p7
NT-proBNP(ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 末端フラグメント) (D008 11)
I-2, II-2, IV-2, p13, 25, 47

P及びHP04(D007 4) I-1,p6
P-Ⅲ-P(D007 30) I-1,p6
PAIgG (血小板関連 IgG) (D011 6) Ⅱ-1,p20
PBP2'(黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2')
(D023-21) I-1, Ⅱ-5,p10,33
PCT (プロカルシトニン)(D007 41) I-1, Ⅱ-1,p6,19

PIVKA II (D009 6), **I -2, 4,** p**13,** 14 PIVKA II (D006 16) II -2, p24

PL(Preferential Looking)法(D282-2)

IV-1, II-5, V-3, p34, 46, 51

PRL(プロラクチン) (D287 1 二) Ⅲ-8, p44

ProGRP(ガストリン放出ペプチド前駆体)(D009 9)

I -1, p7

PSA (D009 5) II-1, III-3, V-2, p20, 38, 48
PSA (フリー/トータル比) (D009 8) II-1, III-3, V-2 p20, 38, 48

PSTI (膵分泌性トリプシンインヒビター) (D007 24) I-1,p6

PTHrP(副甲状腺ホルモン関連蛋白) (D008 17) Ⅱ-1, p20 PTH(副甲状腺負荷試験(D287 4)の副甲状腺ホルモン) Ⅲ-8, p44

Rh(その他の因子)血液型(D011 3) I-1, p8
RLP(レムナント様リポ蛋白コレステロール)
(D007 35)Ⅲ-5, p37
RS ウイルス抗原(D012 18) I-1, Ⅱ-1, 5, p8, 21, 31

SAA (血清アミロイド A) 蛋白 (D015 6) I -1, p10 SCC (扁平上皮癌関連抗原) (D009 2), I -4, p14 SARS コロナウイルス核酸増幅同定検査 (D023 9) II -5, III -8, p33, 41

SP-A(サーファクタントプロテイン A) (D007 28) I-1, p6 SP-A(羊水中肺サーファクタントアポ蛋白) (D004 12) Ⅲ-8. p40

SP-D(サーファクタントプロテイン D) (D007 29) I-1,p6

TAT(トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体) (D006 20) I-1, II-2, p6, 19

TdT(ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ)(D005 13) Ⅱ-1,p19
TIBC(総鉄結合能)(D007 11)) I-1,p6
TK(デオキシチミジンキナーゼ)活性(D005 12)

Ⅱ -1, p19

TPA (組織ポリペプチド) (D009 2), I-4, p14
TRACP-5b (酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ) (D008 13)
I-1, II-2, III-6, p6, 18, 25, 38

TSAb (TSH 刺激性レセプター抗体)精密測定 (D014 20) I-1, II-5, p10, 31

TSH(甲状腺刺激ホルモン)(内分泌負荷試験の一連として)(D287 1 ハ) Ⅲ-8, p44

TSH レセプター抗体(D014 16) I-1, II-5, p10, 31 TSH 刺激性レセプター抗体(TSAb) (D014 20)

I −1, II −5, p10, 31

T細胞サブセット検査(D016 3) Ⅱ-2,5,p26,32

UCG(心臓超音波検査)(D215 3)V-5,p54 UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型(D006-7) Ⅱ-2,Ⅲ-8,V-4,p24,40,52 UIBC(不飽和鉄結合能)(D007 11)Ⅰ-1,p6

WT 1 mRNA 核酸增幅検査 (**D006-7**) II-1, 2, III-2, p19, 25, 36

アコースティックオトスコープを用いて鼓膜音響 反射率検査(D246) I-4, V-3, p17, 50 アスペルギルス抗原(D012 20) I-1, II-1, p9, 20 アセトアミノフェン(D007 34) Ⅲ-2, p36 アデノウイルス抗原(定性)(D012 7) I-1,p8 アトピー鑑別試験 (D015 18) I-4, V-5, p15, 53

アポリポ蛋白(D007 24) V-5, p52

アミノ酸(D010 5) V-5, p52

アルカリホスファターゼ・アイソザイム(D007 33)

I - 1, p7

アルブミン(D007 1) I-4,p14

アルブミン非結合型ビリルビン(D007 30)

II -2, 3, p25, 28

アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)(D015 16)

I -4, V-5, p15, 53

イオン化カルシウム(D007 8) I-1,p6

イヌリン(D007 27), I-1, II-1, III-3, p6, 19, 37

インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)

(D008 21) I -1, II -2, p7, 25

インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド

(Intact PINP) (D008 14) I -1, p7

インターロイキン2受容体(IL-2R)(D009 15),

I −4, II −1, p14, 20

インフルエンザウイルス A 型抗体価(D012 11)

I −1, II −3, p9, 29

インフルエンザウイルス B 型抗体価(D012 11)

I -1, II -3, p9, 29

インフルエンザウイルス抗原(D012 18)

I -1, II -3, p9, 29

ウイルス抗体価(半定量)(一項目あたり)(D012 11)

I −1, II −1, 5, p8, 21, 31

エストラジオール(性腺負荷試験 D287 6)

Ⅲ-8, p34

エストラジオール(E2)(D008 17) I-1,p7

エストリオール(E3)(D008 15) I-1,p7

エストロジェン(D008 15) I-1,p7

エストロジェンレセプター(N002 1) I -3, p13

エラスターゼ1(D009 4), I-4, p14,

エリスロポエチン(D008 18) Ⅱ-1, p20

エレクトロキモグラフ(**D214-2**) I -1, 4, Ⅲ-8,

p11, 15, 41

エンドトキシン検査(D012 27) I-1, II-1, p6, 19 オステオカルシン(D008 14)

I -1, II -2, III -5, 8, p7, 25, 38, 40

ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)(D009 9)

I −1, p7

ガストロカメラ(D307) V-5, p58

カプセル型内視鏡(D310 2) I-4, V-2, 5, p17, 50, 58

カルシウム(D007 1) I-1,p6

カルジオスコープ (ハートスコープ) (D220) I -1, 4, Ⅲ-2,

V-2, 3, 5, p11, 16, 36, 49, 50, 54

カルジオタコスコープ (D220) I -1, 4, III -2, V -2, 3, 5,

p11, 16, 36, 49, 50, 54

カンジダ抗原 D012 18) I-1, II-1, p9, 20

クラミジア・ニューモニエ IgA 抗体価(D012 10) I-1, p8

クラミジア・ニューモニエ IgG 抗体価(D012 9) I-1, p8

クラミジアトラコマチス核酸同定検査(D023 2)

I −1, II −1, 5, p9, 21, 32

クラミジアトラコマチス抗原(D012 20)

I -1, II -1, 5, p9, 21, 33

グリコアルブミン(D007 18) I-1, II-2, P6, 24

クリプトコックス・ネオフォルマンス抗原

(D012 22) I −1, II −1, p9, 20

グルタミン受容体自己抗体価(D014 24) Ⅱ-1, Ⅲ-2, p22, 36

クレアチニン(D007-1), I-1, II-1, III-3, p6, 19, 37

クレアチン・ホスホキナーゼ(CK)(D007 1) I-1,p7

グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012 25)

I −1, II −1, 5, p8, 21, 31

グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価

(D012 24) I -1, II -1, 5, p9, 21, 32

ケトン体(D007 11) I-1,p6

ケトン体分画(D007 20) I-1,p6

ことばのききとり検査(D244 2) Ⅱ-5, Ⅲ-8, V-5,

p34, 44, 56

ゴナドトロピン(LH 及び FSH) (D287 1 ロ) Ⅲ-8, p44

コレステロール分画(D007 19) I-1,p6

コンタクトレンズ検査料(D282-3) IV-1, V-3, p46, 51

コンタクトレンズ検査料 1(D282-31)

IV-1, V-3, p46, 51

コンタクトレンズ検査料2(**D282-32**) IV-1, V-3, p46, 51

コンプライアンス測定(D201 2) I-1, 4, Ⅲ-8, p11, 15, 42,

サーファクタントプロテイン A(SP-A)(D007 28) I-1, p6

サーファクタントプロテイン D(SP-D)(D007 29) I-1.p6

サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査(D211)

II - 5, p33

サイトケラチン(CK)19mRNA(**D006-7**)

 $\Pi -1$, 4, $\Pi -8$, V -4, p24, 29, 40, 52

サイトケラチン 19 フラグメント (D009 9) II -2, p25

サイトメガロウイルス抗体価(D012 24)

I -1, Π -1, 5, p8, 21, 31

サーモグラフィー検査(D216) V-5, p54

シアリル Le^x (CSLEX) 抗原(D009 8) I-1 II-1, p7, 20

シアル化糖鎖抗原 KL-6(D007 27) I-1,p6

シスタチン C(D007 28), I-1, II-1, III-3, p6, 19, 37

シンチグラム(画像を伴うもの)(E100) Ⅲ-8, V-5, p45, 57

シンチグラム (画像を伴わないもの) (D293)

III-8, V-5, p45, 57

シンチグラム(画像を伴わないもの)の甲状腺ラジオ

I −1, III−8, V −5, p12, 45, 57

アイソトープ摂取率(一連につき)(D293 1),

レノグラム (D293 2), 肝血流量(D293 2)

I -1, III -8, V -5, p12, 45, 57

心機能検査(心拍出量測定を含む)(D293 3)

I −1, III−8, V −5, p12, 45, 57

肺局所機能検査 (D293 4), 脳局所機能検査(D293 4),

ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(D101-3)

I -1, III-8, V-5, p12, 45, 57

スパイログラフィー等検査(D200 1~5)

I -1, 4, II -5, III -8, V -5, p10, 15, 33, 41, 43, 56

セクレチン試験(D289 4) Ⅱ-2, Ⅲ-8, p28, 45

センチネルリンパ節生検(**D409-2**) Ⅱ-2, IV-1, p28, 46

センチネルリンパ節生検併用法(**D409-21**) Ⅱ-2, IV-1

センチネルリンパ節生検単独法(**D409-22**) II-2, IV-1 その他の機能テスト(D289) III-8, p45 その他の検体採取の胃液・十二指腸液採取 (D419 1) II-5, p35 ソマトメジン C(D008 19) I-1, II-2, p7, 25

ダグラス窩穿刺(J103), ダグラス窩穿刺(D408) I-4, p17 ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT)(D005 13) Ⅱ-1, p19 ダーモスコピー(**D282-4**) Ⅱ-1, p23 ダブルバルーン内視鏡(D310 2) I-4, V-2, 5, p17, 50, 58 ダニ特異 IgG 抗体価(D012 29) Ⅱ-2, p26 ツツガムシ抗体価(D012 24) V-5, p53 デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性(D005 12) Ⅱ-1, p19

テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製 (N003) 及び術中迅速細胞診 (N003-2) I-3, II-4, III-2, IV -2, p13, 30, 36, 46

テンシロンテスト (ワゴスチグミン眼筋力 テストを含。) (D240 1) Ⅱ-1, V-5, p23, 56 ドプラ法(D215 4) V-5, p54 トリプシン(D007 35) Ⅰ-1, p6 トレッドミルによる負荷心肺機能検査(D211) Ⅱ-5, p33

トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT) (D006 20) I-1, II-2, p6, 19 トロンボテスト(D006 2) I-1, p6

トロンボモジュリン(D006 21) Ⅱ-2, p25

ナトリウム及びクロール(D007 1) I-1, p6 ノイラミニダーゼ(D012 17) I-1, II-3, p9, 29 ノルメタネフリン(D008 20) I-1, II-1, p7, 20 ノンストレステスト(一連につき)(D219) II-2, III-8, p27, 42

ハートスコープ (D220) I-1, 4, III-2, V-2, 3, 5, p11, 16, 36, 49, 50, 54
ハプトグロビン (D015 14), V-5, p53
バリストカルジオグラフ (D208 4) I-4, II-5, III-8, p11, 15, 16, 33, 42
ヒアルロン酸 (D007 34) II-2, p25

ヒスチジン定量(アミノ酸)(D010 5) V-5, p52

ヒステロスコピー(D320) V-5, p58

Ŀ ト TARC (D015 18) Ⅲ-2, p36

ヒトパルボウイルス B19(D012 26)

I -1, II -1, 5, p8, 21, 31

ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)(D007 30)

I −1, II −1, p6, 19

ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP) (D008 19) I-2, II-2, V-2, p13, 25, 48

ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ)分画 (D008 12) I-1, II-2, p7, 25

ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性(D008 1)

I-1, II-2, p7, 25 ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)(D008 12)

I −1, II −2, p7, 25

ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP) (D008 11) $I-2,\ II-2,\ V-2,\ p13,\ 25,\ 48$

ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体 N 末端 フラグメント (NT-proBNP) (D008 11)

I - 2, $\Pi - 2$, V - 2, p13, 25, 48

フィブリノゲン分解産物 (D006 14) II-4, p29
フィブリン分解産物 (FDP) (D006 11) II-4, p29
フィブリンモノマー複合体 (D006 22) I-1, II-2, p6, 19
フェニール・アラニン (アミノ酸) ((D010 5) V-5, p52
フォスプレート分析 (D250 5) I-4, III-8, p16, 30, 43, 56
ブドウ球菌メチシリン耐性 (MRSA) 遺伝子同定検査 (D023 9) I-1, II-5, p10, 33

フリーPSA/トータル PSA 比 (D009 8) II-1, III-3, V-2 p20, 38, 48

フローサイトメトリーの Two-color 分析法による 赤血球検査(D016 5) Ⅱ-2,5,p26,32

フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定 (**D002-2**) I-1, II-4, V-1, 5, p5, 28, 47, 52

フローボリュームカーブ(強制呼出曲線を含む。) (D200 2) I-1,4,Ⅲ-8,p11,15,42

プロカルシトニン (PCT) (D007 41) I -1, II-1, p6, 19 プロジェステロンレセプター (N002 2) I -3, p13 プロトロンビンフラグメント F1+2 (D006 20) I -1, II-2

プロトロンビン時間(D006 2) I-1, p6 プロラクチン(PRL)(D287 1 二) III-8, p44 プロリルヒドロキシラーゼ(PH)(D007 37) I-1, p6 ヘパリン(D007 26) III-2, p36 ヘモグロビン測定(D005 6) I-1, V-1, p6, 47 ヘモグロビン A1c (HbA1c)(D005 9) I-1, II-2, p6, 24

ヘモクロピン AIc (HbAIc) (D005 9) I-I, II-2, p6, 24 ヘリコバクター・ピロリ抗体(定性・半定量) (D012 9)

I -4, Ⅲ-8, V-2, 5, p15, 40, 48, 52

ヘリコバクター・ピロリ抗体 (D012 11)

I-4, III-8, V-2, 5, p15, 40, 48, 52 ペントシジン(D007 27), I-1, II-1, III-3, p6, 19, 37 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影

(一連の検査につき) (**E101-3**) I -1, Ⅲ-8, V-5 p12, 45, 57

ポリグラフ検査(D214) V-5, p54 ホルター型心電図検査(D210) I-1, Ⅲ-8, V-5 p11, 42, 54

マイクロゾームテスト (D014 3) I -1, II -5, p10, 31 マイクロバブルテスト (D004 10) II -2, 3, III -8, p24, 28, 40 マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定検査 (D023 8) I -1, II -1, 2, 4, 5, III -8, p10, 22, 29, 32, 41 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 (L008) I -4, V -5, p16, 55

マトリックスメタロプロテイナーゼ 3 (MMP-3) (D014 8) I-1,4, II-2, III-5,8, V-2, p10,15,21,26,38,41,49 マンガン(D007 9) III-3,5,p28,37

ミオグロビン(D007 30) I-1, II-1, p6, 19

メタネフリン(D008 19) I-1, II-1, p7, 20

モノクローナル RF 結合免疫複合体(D014 13) I-1,4,

II-2,5, III-5,8, V-2, p10,15,21,26,31,38,41,49 モノクローナル抗体法による T 細胞サブセット検査 (一連につき)(D016 3) II-2,5,p26,32

モノクローナル抗体による造血器悪性腫瘍細胞検査 (一連につき)(D005 15) II-2, p24 ラジオアイソトープを用いた諸検査で、体外からの計測に よらない緒検査(D292) Ⅲ-8, p45 ラジオアイソトープ検査判断料(D294) **Ⅲ-8**, p45 ラジオアイソトープを用いて循環血液量測定(D292 1) **Ⅲ**-8, p45 血漿・血球量測定(D292 1, 2) Ⅲ-8, p45 吸収機能測定(D292 3) Ⅲ-8, p45 赤血球寿命測定(D292 3) Ⅲ-8, p45 造血機能検査(D292 4) Ⅲ-8, p45 血小板寿命測定(D292 4) Ⅲ-8, p45 リアルタイム解析型心電図(D212) Ⅱ-5,p33 リウマトイド因子(D014 2) I-1, 4, II-2, 5, III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49 リポ蛋白(a) (D007 26) Ⅲ-5, 37 リポ蛋白リパーゼ (D007 37) II-2, p25 リンパ球幼若化検査(D016 6)(一連につき)Ⅱ-2,5,p26,32 リンパ節等穿刺(J016) I-4, p18 リンパ節等穿刺又は針生検(D409) I-4,p18 ループスアンチコアグラント(D014 18) **Ⅱ**-1, p21 レーザー前房蛋白細胞数検査(D280) II-2, p28 レニン活性(D008 7) I-1,p7 レニン定量(D008 8) I-1,p7 レノグラム (D293 2) I-1, Ⅲ-8, V-5, p12, 45, 57 レプトスピラ抗体価(D012 23) Ⅱ-2, p26 レムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロール(D007 35) Ⅲ-5 p37 ロタウイルス抗原(D0012 8) I-1,p8 ワイルフェリックス反応(D012 9) V-5, p53 漢字 (ア) 亜硝酸アミル吸入心音図検査(D213) V-5, p54 悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3 イ, ロ) I-3,4, II - 1, 2, 5, III - 2, p7, 13, 14, 20, 24, 25, 31, 36悪性腫瘍遺伝子検査(**D004-21**) I -3, Ⅱ-1, Ⅲ-3, 6, 7, V-2, p13, 19, 31, 37, 38, 48 胃・十二指腸ファイバースコピー(D308) V-5, p58

(ア)
亜硝酸アミル吸入心音図検査(D213) V-5, p54
悪性腫瘍特異物質治療管理料(B001 3 イ, ロ) I-3, 4, II-1, 2, 5, III-2, p7, 13, 14, 20, 24, 25, 31, 36
悪性腫瘍遺伝子検査(D004-21) I-3, II-1, III-3, 6, 7, V-2, p13, 19, 31, 37, 38, 48
胃・十二指腸ファイバースコピー(D308) V-5, p58
狭帯域光強調加算(D308 注 4) V-5, p58
胃・食道内 24 時間 pH 測定(D234) II-1, p23
胃液・十二指腸液採取(一連につき)(D419 1) II-5, p35
胃液分泌刺激テスト(D289 3) III-8, p45
胃鏡検査(D307)とガストロカメラ(D307) V-5, p58
遺伝学的検査(D006-4) II-1, III-7, p19, 39
遺伝カウンセリング加算(D006-4)(D026 注 4) IV-1, p2, 46
右心カテーテル(D206 1)及び左心カテーテル
(D206 2) I-1, V-5, p11, 53
右心カテーテル法による諸検査(D206 1) I-1, V-5, p11, 53
埋込型心電図検査(D210-3) II-4, IV-1, p30, 46

埋込型心電図検査(D210-3) II-4, IV-1, p30, 46 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2'(PBP2') (D023-21) I-1, II-5, p10, 33 音声言語医学的検査の音響分析(D251 2)及び

音戸言語医字的検査の音響分析(D251 2)及の音声機能検査(D251 3) I -4, II -2, p17, 28

(カ)

下肢加重検査(D250 5) I-4, III-8, p16, 30, 43, 56

下垂体後葉負荷試験(D287 2)の抗利尿ホルモン (ADH) **Ⅲ**-8, p44 下垂体前葉負荷試験(D287 1) Ⅲ-8, p44 開腹による臓器穿刺(D416 2) Ⅱ-5,p35 角膜曲率半径計測(D265) I-3, II-5, III-8, p13, 34, 44 角膜形状解析検査(D265-2) I-3, II-5, III-8, p13, 34, 44 角膜内皮細胞顕微鏡検査(D279) Ⅱ-4, p30 顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連 につき)(D016 4) Ⅱ-2,5,p26,32 顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき) (D016 2) $\Pi = 2, 5, \Pi = 8, p26, 32$ 換気力学的検査(D201) I-1, 4, Ⅲ-8, p11, 16, , 42 簡易聴力検査(D244 3) Ⅱ-5, Ⅲ-8, V-5, p34, 44, 56 簡易培養検査(D018 6) I-1, II-4, 5, p5, 9, 20, 21, 22, 26, 30, 32 肝炎ウイルス関連検査(D013) I-1, II-2, III-7, 8, p5, 9, 26, 39, 40 肝及び腎のクリアランステスト(D286) V-5, p57 肝血流量(ヘパトグラム) (D293 2) I-1, Ⅲ-8, V-5, p12, 45, 57 肝細胞増殖因子(HGF)(D007 37) Ⅱ-1, p19 肝臓カテーテル (D325) V-5, p58 観血的動脈圧測定(カテーテルの挿入に要する費用及 びエックス線の投資の費用を含む。)(D225) I −4, II −4, p16, 30 観血的肺動脈圧測定(D230) I-1, p11 関節液中コンドロカルシン(D004 11) Ⅱ-4, p29 関節鏡検査(片側)(D295) V-5, p57 関節腔内注射(G010) I-4, p18 関節穿刺(片側)(D405),(J116) I-4,p18 癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)(D009 10) Ⅱ-1,p20 癌胎児性抗原 (CEA) (D009 2) I-1, 4, II-1, p7, 14, 20 眼球電位図(EOG)(D278) I-1, II-5, p12, 34 眼底カメラ撮影(D256) I-1, II-2, III-8, V-3, 5, p12, 30, 43, 51, 57 基準嗅覚検査(253 1) V-5, p58 気道純音聴力検査(D244 3 イ) Ⅱ-5, Ⅲ-8, V-5, p34, 44, 56 機能テスト(D289) Ⅲ-8, V-5, p45, 58 その他の機能テスト(D289 2) V-5, p58 機能的残気量測定(D200 3) I-1,4, Ⅲ-8, V-5 p11, 15, 41, 43, 56 気管支ファイバースコピー(D302) I-4, II-1, p18, 23 基礎代謝測定(D204) I-1, 4, Ⅲ-8, p10, 15, 42 絹膜電位図(ERG)(D258) Ⅲ-8, p44 吸収機能測定(D292 3) I-1, Ⅲ-8, V-5, p12, 45, 57 胸水・腹水採取(簡単な液検査を含む。)(D419 2) II −5, p35 矯正視力検査(D263) Ⅲ-8, p44 胸椎穿刺(D403),胸椎穿刺(J007) I-1,p17 凝固因子インヒビター(D006 17) II-1, 2, p19, 24 凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験) (D006 13) II −1, 2, p19, 24 筋電図検査(1肢につき(針電極にあっては1筋につき))

(D239 1) I-1, III-8, V-5, p12, 46, 56 筋電図検査の中枢神経磁気刺激による誘発筋電図 (D239 3) I-1, II-1, IV-1, 2, V-5, p12, 23, 46, 56

屈折検査(D261) Ⅲ-8, p44

頸管腟分泌液中癌胎児性フィブロネクチン(D015 19) I −1, II −2, 3, p6, 25, 28 頸椎穿刺(D403),頸椎穿刺(J007) I-1,p17 経気管肺生検法(D415) I-4, II-1, p18, 23 経皮的血液ガス分圧測定(D222) Ⅱ-2, 3, Ⅲ-8, p2729, , 42 経皮的針生検法(D412) I-4, p17 経皮的動脈血酸素飽和度測定(一日につき)(D223) I -4, II -5, III -8, V -5, p16, 33, 43, 56 携带型発作時心電図記憶伝送装置使用心電図検査 (D208 3) I -4, p16 携带型発作時心電図記録計使用心電図検査(D212-2) I -4, II -1, p16, 33 結核菌群核酸同定検査(D023 7) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8, p10, 22, 26, 32, 41 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン γ (D015 24) I - 1, II - 1, 2, 4, 5, III - 8, p10, 22, 26, 32, 41 血液ガス分析(D007 30) I-1, V-1, p6, 47 血液ガス連続測定(D222) Ⅱ-2, 3, Ⅲ-8, p27, 29, 42 血液化学検査(D007) p2 血液採取(1日につき)(D400) Ⅱ-5,p34 血液細胞核酸增幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定 検査) (**D006-2**) I -3, II -1, III -3, 6, 7, IV-1, V-2 p13, 19, 38, 39, 48 血管伸展性検査(D207 2) I-4, p16 血管内視鏡検査(D324) I-1,4,Ⅲ-3, V-5, p11, 16, 36, 53, 55 血管内超音波法(D215 5) I-1, 4, Ⅲ-3, V-5, p11, 16, 36, 53, 55 血球量測定(D292 2) I-1, Ⅲ-8, V-5, p12, 45, 57 血小板関連 IgG(PAIgG)(D011 6) Ⅱ-1,p20 血小板凝集能(D006 8) I-1, II-5, p6, 30 血小板寿命測定(D292 4) I-1, Ⅲ-8, V-5, p12, 45, 57 血漿量測定(D292 1) I-1, Ⅲ-8, V-5, p12, 45, 57 血清アミロイドA (SAA)蛋白(D015 6) I-1, p10 血中 APR スコア (D015 18) V-5, p53 血清中 HER 2 タンパク (D009 13)) I -1, 4, Ⅱ-2 p6, 14, 26 血清中の HBV プレコア変異及びコアプロモーター 変異遺伝子同定検査(D023 9) I-1, II-2, III-7, 8, p9, 26, 39, 40 血清中抗 RNA ポリメラーゼⅢ抗体(D014 10 準) II −5, III −5, p31, 38

血清中抗 p53 抗体(D009 8) Ⅱ-1, p20 血清中抗デスモグレイン 1 抗体(D014 19)

I -1, II -1, p10, 21

血清中抗デスモグレイン3抗体(D014 17)

I −1, II −1, p10, 21

検体採取料 p3

検体検査管理加算(Ⅱ,Ⅲ, Ⅳ)(D026-ロ,ハ,ニ) IV-1,p2,46

光学的眼軸長測定(D269-2) V-5, p58

好酸球数(D005 4) I-1,p5

抗 CCP 抗体(抗シトルリン化ペプチド抗体)(D014 14)

I-1, 4, II-2, 5, III-5, 8, V-2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49 抗 CLβ 2GP I (抗カルジオリピンβ2 グリコプロテ

イン I)複合体抗体 (D014 15) I −1, p10 抗 GM1IgG 抗体(D014 22) II −1 p22 抗 GQ1bIgG 抗体 (D014 22) II-1 p22 抗 IA-2 抗体 (D008 18) II-2, V-2, p25, 48 抗 Jo-1 抗体 (D014 9) I-1, II-2, 31 抗 LKM-1 抗体 (D014 15) II-5, V-2, p31, 49 抗 RNP 抗体 (D014 9) I-1, II-2, 31 抗 Sc1-70 抗体 (D014 10) I-1, II-2, 31 抗 Sm 抗体 (D014 10) I-1, II-2, 31 抗 SS-A/Ro 抗体 (D014 10) I-1, II-2, 31 抗 SS-B/La 抗体 (D014 10) I-1, II-2, 31 抗 アセチルコリンレセプター抗体価 (D014 23) II-1, p22

抗アニサキス IgG・A 抗体価精密測定(D012 23) II-1, p21

抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価 (D014 8) I -1, 4, II -2, 5, III -5, 8, V -2, p10, 15, 21, 26, 31, 38, 41, 49

抗カルジオリピンβ2グリコプロテインΙ

(抗 CLβ 2GP I)複合体抗体(D014 15) I-1,p10 抗カルジオリピン抗体(D014 16) I-1,p10 抗クラミジア・ニューモニエ IgM 抗体価(D012 19)

I -1, p8

抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価

(D008 11) Π -2, V-2, p25, 48

抗サイログロブリン抗体(D014 9) I-1, II-5, p10, 31 抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP 抗体)(D014 14),

I-1,4, II-2,5, III-5,8, V-2, p10,15,21,26,31,38,41,49 抗セントロメア抗体(D014 12) II-1,p21

抗悪性腫瘍剤感受性検査(**D004-2** 2) Ⅲ-7, p39 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体

(MPO-ANCA) (D014-17) Ⅱ-1, p22

抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体(D014 9)

I -1, II -5, p10, 31

抗酸菌群核酸同定検査(D23 7) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8, p10, 22, 26, 32, 41

抗酸菌同定検査(種目数にかかわらず一連につき) (D021) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8, p10, 22, 26, 32, 41 抗酸菌分離培養検査(D020) I-1, II-1, 2, 4, 5, III-8, p10, 22, 26, 32, 41

抗酸菌分離培養検査 1 (D020 1, 2) Ⅰ-1, Ⅱ-1, 2, 4, 5, Ⅲ-8, p10, 22, 26, 32, 41

抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)(D022)

I -1, II-1, 2, 4, 5, III-8, p10, 22, 26, 32, 41 抗糸球体基底膜抗体(D014 18) II-1, p22

甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)

(D293 1) I -1, III-8, V-5, p12, 45, 57

甲状腺刺激ホルモン(内分泌負荷試験)(TSH)

(一連として月1回)(D2871ハ) Ⅲ-8,p44

甲状腺穿刺(J015) I-4,p18

甲状腺穿刺又は針生検(D411) I-4, p18

甲状腺負荷試験(一連として月 1 回) (D287 3) III-8, p44 喉頭ファイバースコピー(D299) I-1, 3, II-2, p12, 13, 28 酵 母 様 真 菌 薬 剤 感 受 性 検 査 (**D019-2**) II-2, 5. III-8, p26, 32

後頭下穿刺(D402)(J006) I-4, p17

後迷路機能検査(種目にかかわらず一連に月)(D244 4)

II -5, III -8, V -5, p34, 44, 56

肛門鏡検査 (D311-2) I-1, V-5, p12, 58 呼吸機能検査等判断料 (D205) I-1, \mathbb{II} -8, V, p10, 36, 42 呼吸心拍監視 (D220) I-1, 4, \mathbb{II} -2, V-2, 3, 5,

p11, 16, 36, 49, 50, 55 骨塩定量検査(D217) I-3, II-1, III-5, p13, 38 MD 法(D217 2) I-3, II-1, III-5, p13, 38 SEXA 法(D217 2) I-3, II-1, III-5, p13, 38 DEXA 法による腰椎撮影(D217 1) I-3, II-1, III-5,

骨塩定量検査は画像診断の手技料(写真診断(E001)

p13, 38 大腿骨同時撮影加算(D217 注) Ⅰ-3, Ⅱ-1, Ⅲ-5, p13, 38

及び撮影(E002)) I-3, II-1, II-5, p13, 38 骨型アルカリフオスファターゼ(BAP) (D008 14), I-1、p7 骨髄生検(**D404-2**) I-4, p18 骨髄穿刺(D404), 骨髄穿刺(J011) I-4, p18 骨髄像(D005 14) I-1, II-5, p6, 30

(サ)

最小紅斑量(MED)測定(D291) Ⅲ-8, p45 細菌顕微鏡検査(D017) Ⅰ-1, Ⅱ-4, 5, V-1, 5 p5, 29, 32, 35, 47

鼓膜音響反射率検査(D246) I-4, V-3, p17, 50

細菌培養同定検査(D018 1~5), I-1, II-1, 4, 5, p5, 9, 20, 21, 22, 26, 30, 31

細菌薬剤感受性検査(D019) Ⅱ-2,5,p26,32

細隙燈顕微鏡検査(前眼部)(D273) I-1, II-2, III-8,

IV-1, **V-3, 5,** p12, 30, 43, 6, 51, 57

細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)(D257),

I-1, II-2, III-8, V-3, 5, p12, 30, 43, 51, 57 細胞機能検査の顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき) (D016 4) II-2, 5, p26, 32 細胞診(N004) I-3, II-2, 4, 5, III-2, IV-2, p13, 30, 35, 36, 47 細胞診(N004) の穿刺吸引細胞診(N004 2) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46

細胞診断料 (N006 2) I -3, II -4, III -2, IV -2, p13, 30, 36, 46 在宅持続陽圧式呼吸療法指導管理料 (**C107-2**) III -8, p42 左心カテーテル (D206 2) I -1, V -5, p11, 53 左右別肺機能検査 (D200 5) I -1, 4 p11, 36

残尿測定検査 (**D216-2**) Π -2, Π -8, p27, 42 子宮悪性腫瘍手術 (K879) Π -1, Π -1, p8, 20 子宮外妊娠手術 (K912) Π -1, Π -1, p8, 20 子宮全摘術 (K877) Π -1, Π -1, p8, 20 子宮附属器悪性腫瘍手術 (両側) (K889)

I -1, II -1, p8, 20

子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ定性(D00 4 7) II-1, 3, p19, 28

子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ(D004 8)

II −1, 3, p19, 28

耳音響放射 (OAE) 検査(D247 5) I-3, p13 自発耳音響放射(D247 5 イ) I-3, p13

コルギョー(MATE 1) I 0, pi

その他の場合(D247 5 ロ) I-3, p13

自覚的聴力検査(D244) Ⅱ-5, Ⅲ-8, V-5, p34, 43, 56

耳管機能測定(D248) Ⅱ-5,34

耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき) (D244-5)

II −5, III −8, V −5, p34, 43, 56

出血時間(D006 1) V-5, p52

自発耳音響放射,その他の場合(D247 5イ,ロ)

I -3, p11

酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)(D008 13) I-1, II-2, III-5, 8, p7, 25, 38, 40 術中迅速病理組織標本作製(N003) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46

術中迅速細胞診(**N003-2**) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46

腫瘍マーカー(D009), I-4, Ⅲ-2,p14,36

食道ファイバースコピー(D306) Ⅱ-4, V-5, p37, 58

狭帯域光強調加算 (D306 注 2) V-5, p58 終末呼気炭酸ガス濃度測定 (D224) I-4, I-2, p12, 16, 27 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定 (一連につき)

(**D223-2**) II-1, III-8, 23, 42

終夜睡眠ポリグラフィー1, 2(D237 1, 2) I-1, II-2, III-8, V-3, 5, p12, 28, 42, 50, 56

終夜睡眠ポリグラフィー3 (D237 3) Ⅲ-8, V-3, 5, p42, 50, 56 縦隔鏡検査(D304) Ⅱ-1, p23

重心動揺計(D250 5) Ⅱ-1, Ⅲ-8, V, p21, 36, 43

重炭酸塩(D007 15) I-1, V-1, p6, 47

嗅覚検査(253),基準嗅覚検査(253 1),静脈性嗅覚検査

(D253 2) V-5, p58

嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバー

スコピー (D298) I-1,3, II-2,p12,13,28

循環血液量測定(D292 1) I-1, III-8, V-5, p12, 45, 57 小児食物アレルギー負荷検査(**D291-2**)

III-8, IV-1, V-3, p45, 46, 51

小腸ファイバースコピー(D310) I -4, V-2, 5, p17, 50, 58

小腸ファイバースコピーのカプセル型内視鏡

(D310 2) I-4, V-2, 5, p17, 50, 58 小腸ファイバースコピーダブルバルーン内視鏡

(D310 1) I -4, V-2, 5, p17, 50, 58

上顎洞穿刺(J102)は、上顎洞穿刺(D406) I-4,p17

静脈性嗅覚検査(D253 2) V-5, p58

静脈(D400 1) Ⅱ-2,p34

心機図(D214) V-5, p54

心機能検査(心拍出量測定を含む) (D293 3) I −1, III−8, V−5 p12, 45, 57

心筋トロポニン I (D007 27) I-3, p13

心筋トロポニン T(定性、定量)(D007-23) I-3,p13

心室筋ミオシン軽鎖 I (D007 34)Ⅲ-1, p36

心臓カテーテル法による血管内視鏡検査加算

(D206) I-1, V-5, p11, 53

心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

(D206) I −1, III−8, V −5, p11, 41, 53

心臟超音波検査(D215 3) I-1, V-5, p11, 54

心電図検査(D208) I-4, II-5, III-8, p11, 15, 16, 33, 42 携帯型発作時心電図記憶伝送装置使用心電図(D208 3)

I -4, II -5, III -8, p11, 15, 16, 33, 42

四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低 12 誘導(D208 1) I -4, Π -5, Π -8, p11, 15, 16, 33, 42

心理検査(D285) Ⅲ-8, V-5, p44, 51

新生児心拍·呼吸監視装置(D220) I-1, V-2, 3, 5,

p11, 49, 50, 55

深部体温測定(D228) I-1,p11

神経・筋負荷テスト(D240) Ⅱ-1, V-5, p23, 56

神経学的検査(**D239-3**) Ⅱ-5, IV-1. V-3 p33, 46, 50

神経磁気診断(**D236-3**) Ⅱ-5, IV-1, V-2, p33, 46, 50

神経特異エノラーゼ(NSE)(D009 6) I-1, p7

人工気腹術(腹腔鏡検査時) I-4, p12

人工呼吸(J045) I-1, 4, II-4, 5, III-2, V-5 p11, 16, 30. 33, 55

人工腎臓、人工心肺等の回路から動脈血採取 (D419 3) II −5, p35 人工膵臓(一連につき)(D231) Ⅱ-2, IV-1, V-5, p27, 46, 55 腎盂尿管ファイバースコピー(片側)(D319) II-1, V-5, p23, 57, 58 腎嚢胞又は水腎症穿刺(D407),(J012) I-4,p17

迅速ウレアーゼ試験(D012 8) I-4, III-8, V-2, 5,

p15, 40, 48, 52

膵臓カテーテル法(D325) V-5, p57 膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)

(D007 24) I -1, p6

水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価(D012 11)

I -1, II-1, 5, p8, 21, 31

髄液 MBP(D004 15) Ⅱ-1, p19

髄液オリゴクローナルバンド測定(D004 14)

II - 1, p19

性腺負荷試験(D287 6) Ⅲ-8, p44

成長ホルモン(GH)(D287 1 イ) Ⅲ-8, p44

精密眼圧測定(D264) Ⅱ-5, p34 精密眼底検査(片側)(D255) I-1, II-5, V-5, p12, 30, 57 静脈(D400 1)及びその他(血液採取)(D400 2) Ⅱ-5,p35 赤血球寿命測定(D292 3) I-1, Ⅲ-8, V-5, p12, 45, 57 赤血球沈降速度測定(D005 1) V-1, p47 赤血球不規則抗体検査(D011 4) I −1, II −1, V −2, p8, 20, 48 穿刺液・採取液検査のその他(D004 18) Ⅱ-1, p35 先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト (D001 5)

V-5, p52

先天性代謝異常症検査(D010 8) Ⅱ-1, p20 染色体検査(すべての費用を含む。)(**D006-5**) Ⅱ-2, p30 潜血反応(D003 1) I-1, p5 前額部, 胸部, 手掌部又は足底部体表面体温測定に

よる末梢循環不全状態観察(一日につき) (D229)

I -1, p11

前房隅角検査(D274) Ⅱ-2, p28 前房水採取(D419 4) II-1, p24

前立腺針生検法(D413) I-4, p18

喘息運動負荷試験(**D211-2**) Ⅲ-8, p42

総コレステロール(D007 4) I-4, p14

総蛋白(D007 1) I-4, p14

総鉄結合能(TIBC)(D007 11) I -1, p6

臓器穿刺(D416) Ⅱ-5, p35

臓器穿刺(開腹によるもの)(D416 2) Ⅱ-5,p35

造血機能検査(D292 4) I-1, Ⅲ-8, V-5, p12, 45, 57

造血器悪性腫瘍細胞検査(D005 15) II-2, p24

組織採取(D416) Ⅱ-5, p35

組織採取(開腹によるもの)(D416 2)Ⅱ-5,p35

組織診断料(N006 1) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46

組織ポリペプチド(TPA)(D009 2), I-4, p14,

その他の機能テスト(D289 2) Ⅱ-1, V-5, p23, 57, 58

(タ)

胎児心エコー法(D215 3) IV-1, V-3, 5, p46, 50, 54 耐糖能精密検査 (D288 2) Ⅲ-8, p44 体プレスチモグラフを用いる諸検査(D200 3)

I −1, 4, III−8, p11, 16, 42

体液量等測定(D207) V-5, p54

体腔洗浄等によるもの(N004 2) I-3, II-4, III-2,

IV-2, p13, 30, 36, 46

帯状疱疹・水痘ウイルス抗体価 I-1, II-1, 5, p8, 21, 31

第VⅢ因子(D006 22) Ⅱ-1, 2, p19, 24

第IX因子(D006 22) II-1, 2, p19, 24

大腸ファイバースコピー(D313) V-8, p58

狭帯域光強調加算(D313 注 2) V-5, p58

上行結腸及び盲腸(D313 3) V-5, p58

大腸菌 0 157LPS 抗原 (D012 20) I -1, II -1, 5, p5, 9, 22, 32 大腸菌 0 157LPS 抗体(D012 21) I -1, II -1, 5, p5, 9, 22, 32

大腸菌ベロトキシン検出検査(D023-24)

I -1, II-1, 2, p5, 9, 20, 26

大腸菌抗原同定検査(D012 21) I-1, II-1, 2, 5,

p5, 9, 20, 26, 32

単純ヘルペスウイルス(D012 11)

I - 1, II - 1, 5, p8, 21, 31

単純ヘルペスウイルス特異抗原(D012 21)

I -1, II -1, 4, 5, p8, 21, 30, 31

胆汁酸(D007 15) I-1,p6

胆道機能テスト(D289 3)Ⅲ-8, p45

断層撮影法(心臓超音波検査を除く。) (D215 2 イ) V-5, p54

蛋白分画(D007 5) I-4, p14

腟分泌液中α-フェトプロテイン(D007 38) II-3, p28

腟分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型

(IGFBP-1) (D007 34) I-1, II-2, 3, p6, 25, 28

腟分泌液中乳酸脱水素酵素(LD)半定量(D0049) V-5, p52 中間潜時反応聴力検査は(D236 3) I-1, V-5, p12, 55

中耳機能検査(種目にかかわらず一連につき)(D244 6)

I -4, II -5, III -8, V -5, p17, 34, 43, 56

中心フリッカー試験(D282) Ⅱ-1,p23

中心静脈圧測定(D226) I-1, p11

中枢神経磁気刺激による誘発筋電図 (一連につき)

(D239 3) I -1, II -1, IV-1, V-5, p12, 23, 46, 56

腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査(D023-23)

I -1, II -1, 4, 5, p5, 22, 30, 32

超音波ドプラ法の脳動脈血流速度連続測定

(D215 4 □) I-1, V-5, p11, 54

超音波ドプラ法の末梢血管血行動態検査(D215 4イ)

II −1, V −1, p23, 54

超音波検査(D215) IV-2, V-3, 5, p46, 50, 53, 54, 58

Aモード法(D215 1) V-5, p54, 58

Mモード法V-5, p54

UCG (D215 3) V-5, p54

ドプラ法(D215 4) I-1, V-5, p11, 54

パルスドプラ法V-5, p54

血管内視鏡検査(D324) V-5, p54

血管内超音波法(D215 5) V-5, p54

心臓超音波検査(D215 3) V-5, p54

その他体表(D215 2 ロ) V-5, p54

胎児心エコー法(D215 3 ハ) IV-1, 2, V-3, 5, p46, 50, 54

断層撮影法(D215 2) V-5, p54

超音波気管支鏡(コンベックス走査方式に限る。)

I −4, II −1, p18, 23

脳動脈血流速度連続測定(D215 4 ロ)及び脳動脈血流 速度マッピング法(D215 4 ハ) I-1, V-5, p11, 54 末梢血管血行動態検査(D215 4 イ) I-1, II-2, V-5,

p11, 23, 54

超音波検査(D215)及びサーモグラフィー検査(D216)

超音波内視鏡下穿刺吸引生検法(EUS-FNA)(**D414-2**)

I -4, p18

長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)(D235-2)

I -1, II -2, III -8, IV-1, V-5, p12, 27, 42, 46, 55

長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)(D235-3)

I -1, II -2, III -8, V -5, p12, 28, 42, 55

聴性定常反応(D236 4) I-1, V-5, p12, 56

聴性誘発反応検査(D236 3) I-1, V-5, p12, 55

調節検査(D262) Ⅱ-5, p34

直接比色法による総鉄結合能(TIBC)(D007 1) I-1,p6 直接比色法による不飽和鉄結合能(UIBC)(D007 1) I-1,p6

直腸鏡検査(D311) I-1, V-5, p12, 58

直腸ファイバースコピー(D312) V-5, p58

直腸温又は膀胱温 I-1,p11

直腸肛門機能検査(D233) Ⅱ-2, Ⅲ-2, p27, 36

低カルボキシ化オステオカルシン(ucOC) (D008 14)

I -1, II -2, III -6, 8, p7, 25, 39, 40

帝王切開術(K898) Ⅰ-1, Ⅱ-1, 2, Ⅲ-2, p8, 20, 27, 42

電気眼振図(D250 4) I-1, II-5, p12, 34

電気味覚検査(一連につき)(D254) I-1,p12

電子顕徴鏡病理組織標本作製(N001) I-3, II-4, III-2,

IV-2, p13, 30, 36, 46

電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面

温度測定(D207 2) I-4, II-5, p16, 33

電流知覚閾値測定(一連につき)(D239-2)

II −5, **I**II −8, p33, 43

糖質コルチコイド(コルチゾール、DHEA 及び DHEAS)

(一連として月1回) (D287 5 ロ) Ⅲ-8, p44

糖負荷試験(D288) Ⅲ-8, p45

同一のラジオアイソトープを用いて体外からの

計測によらない諸検査(D292) III-8, V-5, p45, 57 瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)(D281) II-1, p23 瞳孔薬物負荷テスト(D240 2) II-1, V-5, p21, 56 動作分析検査(D250 5) II-4, III-8, V-5, p30, 43, 57 動物使用検査(D024) V-5, p53

動脈血採取(D419 3) II-5, p35

特異的 IgE(D015 11) I-4, V-5, p15, 53

(ナ)

内視鏡検査(D295~D323) I-4, V-5, p14, 39, 57

胃・十二指腸ファイバースコピー(D308) V-5, p57

関節鏡検査(D295) V-5, p57

肝臓カテーテル法(D325) V-5,p58

小腸ファイバースコピー(D310) V-5, p57

食道ファイバースコピー(D306) V-5, p57

膵臓カテーテル法(D325) V-5,p57,58

大腸ファイバースコピー(D313) V-5, p57

直腸ファイバースコピー(D312) V-5, p57

乳管鏡検査(D323) V-5, p57

肺臓カテーテル法(D325) V-5,p57

透視診断料(E000) V-5, p57

内視鏡下嚥下機能検査(**D298-2)** I -3, II -2, p13, 28

内耳機能検査(D244 5) Ⅱ-5, p34

内服・点滴誘発試験(**D291-3**) Ⅲ-1, 2, Ⅲ-8, IV-1, V-3,

p23, 28, 45, 46, 51

内分泌学的検査(D008) Ⅲ-8, p40

内分泌負荷試験(D287) Ⅲ-8, p44

内分泌負荷試験の甲状腺刺激ホルモン(TSH)

(D287 1 />) Ⅲ-8, p44

乳管鏡検査(D323) V-5, p57

乳腺悪性腫瘍手術の(K476 注 1) Ⅱ-2, p28

乳腺穿刺(J014) I-4, p18

乳腺穿刺又は針生検(D410) I-4,p18

乳頭分泌液中 CEA (D009 13) I-1, 4, II-2, p6, 14, 25 乳頭分泌液中 HER 2 タンパク (D009 13) I-1, 4, II-2

p6, 14, 25

尿管カテーテル法(ファイバースコープによるも

の) (両側) (D318) II-1, V-5, p23, 57, 58

尿失禁定量テスト(パッドテスト) (D290-2) II-2, p28 尿素呼気試験(D023-22)

I -4, III-8, V-2, 5, p15, 40, 48, 52

尿素窒素(BUN)(D007-1), I -1, Ⅱ-1, Ⅲ-3, p6, 19, 37

尿中Ⅳ型コラーゲン (D001 14) **I -1,** II-2, III-5,

p5, 24, 37

尿中 BTA (D009 1), Ⅱ-2, 5, Ⅲ-2, p24, 30, 36

尿中 NMP22 (D009 7) I -1, II -5, p7, 31

尿中βクロスラプス (D008 14) I -1, II -2, III -6, 8, p7, 25, 38, 40

尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量 (D009 7) I-1, II-5, p7, 31

尿中デオキシピリジノリン(D008 17)

I -1, II -2, III -5, 8, p7, 24, 38, 39

尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア(HCGβ-CF)

(D009 12) I −4, II −1, p14, p20

尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト

(D001 6) V-5, p52

尿中マイクロアルブミン (D001 10) **I-1**, **II**-2, **III**-5,

p5, 24, 37

尿中マイクロトランスフェリン(D001 10) **I -1,** Ⅱ-2, Ⅲ-5

p5, 24, 37

尿中ミオイノシトール(D001 11) II-1, III-8、p19,39

尿中レジオネラ抗原(D012 26) Ⅱ-1, Ⅲ-8, p20, 41

尿中一般物質定性半定量検査(D000) I -1, II -1, 4, 5, V-1, 5, p1, 5, 22, 29, 32, 47, 52

尿中特殊物質定性定量検査(D001) I-1, II-1, 4, 5, V-1, 5, p1, 5, 22, 29, 32, 47, 52

尿中肺炎球菌莢膜抗原(D012 23) I-1, II-1, p9, 20

尿中肺炎球菌莢膜抗原(定性)(D012 23) I-1, II-1, p9, 20

尿中遊離型フコース(D009 10) I-1, 4, II-1, p7, 14, 20

尿中硫酸抱合型胆汁酸測定(D007 15 準) I-1, p6

尿沈渣顕微鏡検査(D002) I-1, II-1, 4, 5, V-1, 5,

p5, 22, 28, 31, 47, 52

妊娠動物検査 (D024) V-5, p53

認知機能検査その他の心理検査 (D285)

I −1, III−8, V −3, p11, 44, 51

脳幹反応聴力検査(D236 3) I-1, V-5, p12, 55

脳局所血流検査(D293 4) I-1, Ⅲ-8, V-5, p12, 45, 57

脳室穿刺(D401),(J005) I-4,p17

脳脊髄腔注射(G009)(J005) I-4,p17

脳動脈血流速度マッピング法(D215 4 ハ) I -1, V-5

p11,54

脳動脈血流速度連続測定(D215 4 口) I −1, V −5, p11, 54

脳波検査(D235) I-1, V-5, p12, 55

脳波聴力検査(D236 3) I-1, V-5, p12, 55 脳誘発電位検査(脳波検査を含む)(D236)

I -1, V-5, p12, 55

(M)

排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

(D017) I-1, II-4, 5, V-1, 5, p5, 29, 35, 47, 52 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)(D012 23) I-1, II-1, p9, 20 肺機能検査(左右別)(D200 5) I-1, 4, II-5, III-8,

p11, 16, 33, 42

肺気量分画測定(安静換気量測定及び最大換気量

測定) (D200 1) I-1, 4, III-8, p11, 15, 42

肺局所機能検査(D293 4) I −1, III−8, V −5, p12, 45, 57

肺臓カテーテル法(D325) V-5,p58

肺内ガス分布の指標ガス洗い出し検査(D202 1)

I -1, 4, III-8, p11, 15, 42

肺胞機能検査(D203) I-1,4, III-8,p11,15,42 梅毒脂質抗原使用検査(定性)(D012 1) I-1,p8 梅毒脂質抗原使用検査(D012 5) I-1,p8 白血球中サイトメガロウイルス pp 65 抗原

(D012 31) Π -2, V-2, p26, 49

発達及び知能検査(D283)Ⅲ-8, V-3, p44, 51 反復睡眠潜時試験(MSLT) (**D237-2**) I-1, V-5, p12, 55 汎網膜硝子体検査(片側)(**D255-2**) I-1, Ⅱ-4, V-3, 5

皮下連続式グルコース測定(一連につき) (D231-2)

I-4, II-5, IV-1, V-2, p16, 33, 46, 49

皮内反応検査(D291) Ⅲ-8, p45

皮膚表面温度測定(D207 2) I-4, II-5, p16, 33

皮弁血流検査(D207 2) Ⅱ-5, p33

皮弁形成術(K015) I-4, II-5, p16, 33

p6, 30, 51, 57

泌尿器又は生殖器からの検体(細菌培養同定検査)

(D018 4) I −1, III−8, p4, 28

光トポグラフィー(D236-2)

III-8, IV-1, 2, V-2, p42, 46, 50

非観血的連続血圧測定 (**D225-2**) I-4, II-4, p16, 30 鼻咽腔直達鏡検査 (**D296-2**) I-1, p12 鼻腔通気度検査 (D245) II-1, III-8, V-2, p2343, 50 病理診断料 (N006) I-3, II-4, III-2, IV-2, p13, 30, 36, 46 病理組織標本作製 (N000) I-3, II-4, III-2, IV-2,

p13, 30, 36, 46

病理判断料(N007) Ⅰ-3, Ⅱ-4, Ⅲ-2, Ⅳ-2, p13, 30, 36, 46 病理診断料(N006)の細胞診断料(N006 2) Ⅰ-3, Ⅱ-4, Ⅲ-2,

IV-2, p13, 30, 36, 46

不飽和鉄結合能(UIBC) (D007 11) I-1, p6

負荷心電図検査(D209) I-1,4,p11,16

副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP) (D008 17)Ⅱ-1,p20

副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント

(C-PTHrP) (D008 15) **I**I-1, p20

副甲状腺負荷試験(D287 4)の副甲状腺ホルモン

(PTH) **Ⅲ**-8, p44

副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)

(D287 1 ホ), Ⅲ-8, p44

副腎皮質負荷試験(D287 5)Ⅲ-8, p44

腹腔ファイバースコピー(D315) I-1,p12

腹腔鏡検査(D314) I-1, p12

分娩監視装置(D218) Ⅱ-1,p23

糞便検査(D003) I-1, p5

糞便中ヘモグロビン定性(D003 6) I-1, p5

糞便中ヘモグロビン定量(D003 8) I-1,p5

糞便中へリコバクター・ピロリ抗原(D012 18)

I -4, III-8, V-2, 5, p15, 40, 48, 52

平衡機能検査の標準検査(D250 1) I-4, II-5, p17, 34 平衡機能検査の刺激又は負荷を加える特殊検査

(D250 2) I-4, II-5, p17, 34

平衡機能検査の頭位及び頭位変換眼振検査(D250 3)

I −4, III−8, V−2, 5, p16, 30, 43, 56

閉鎖循環式全身麻酔(L008) I-4, II-2, p16, 27

扁桃マッサージ法(D252) Ⅱ-2, p28

扁平上皮癌関連抗原(SCC) (D009 2), I-4, p14,

補聴器適合検査(D244-2) Ⅲ-8, IV-1, p43, 46

膀胱尿道ファイバースコピー(D317)

II - 1, V - 5, p23, 57, 58

膀胱尿道鏡検査(**D317-2**) II-1, V-5, p23, 57, 58

乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)

 $(D240 \ 3) \ \Pi-1, V-5, p21, 56$

(7)

末梢血液一般検査(D005 6) I-1, II-5, p6, 30

末梢血液像(D005 5) I-1, II-5, p5, 30

末梢血液像(D005 5)及び骨髄像(D005 14) I-1, II-5, p5, 30

末梢循環不全状態観察(D229) I-1, p11

脈波図,心機図,ポリグラフ検査(D214) V-5,p54

免疫グロブリン(D015 4) I-1, II-1, p10, 22

免疫グロブリンL鎖 κ / λ比 (D015 23) I -1, II -1, p10, 22 免疫関連遺伝子再構成 (D006-6) I -3, II -1, III -3, 6, 7,

IV-1, V-2 p13, 19, 38, 39, 48

免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(N002)

I -3, II -4, III -2, IV-2, p13, 30, 36, 46

免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)

(D015 21) I −1, II −1, p10, 22

網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)

(**D258-2**) Ⅲ-8, p44

綱膜中心血管圧測定(D276) Ⅱ-5, p34

網膜電位図 (ERG) (D258) Ⅱ-2, p28

(t)

薬物光線貼布試験(D291) Ⅲ-8, p45

有機モノカルボン酸(D007 15) V-5, p52

誘発筋電図(神経伝達速度測定を含む。)

(一連につき) (D239-2) I -1, V-5, p12, 56

輪血料(K920)(自己血輪血(K920 4)を除く。)

I -1, II -5, V-2, p8, 31, 49

羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A)

(D004 12) III-8. p40

腰椎穿刺(D403),腰椎穿刺(J007) I-1,p17

(ラ)

卵管通気・通水・通色素検査(D290) Ⅱ-5,34

量的視野検査(D260) Ⅱ-5, p34

淋菌核酸同定検査(D023 2) I-1, II-1, 5, p9, 21, 32

淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅

同定検査(D023 4) I-1, II-1, 5, p9, 20, 32

淋菌抗原同定検査(D012 21) I-1, II-1, 5, p9, 21, 32

臨床心理・神経心理検査(D283)~(D285)

Ⅲ-8, V-3, p44, 51

涙液中総 IgE 定性(D004 7) II-1, III-2, p19,36

参考文献

医科診療報酬点数表平成8年4月版 社会保険/老人保健 社会保険研究所 診療報酬点数表の解釈で規制されている検査 "社保コーナー"特集号札医通信 No. 346号 附録平成8年6月20日(1) 診療報酬点数表の解釈で規制されている検査

"社保コーナー"特集号第2報 札医通信 No. 347 号附録 平成8年7月20日(1) 社会保険/老人保健診療報酬 医科点数表の解釈 平成12年4月版 社会保険研究所

診療報酬点数表の解釈で規制されている検査 2000 年度版

診療報酬点数表の解釈で規制されている検査 2001 年度版

社会保険/老人保健診療報酬 医科点数表の解釈 平成14年4月版 社会保険研究所

診療報酬点数表の解釈で規制されている検査 2002 年度版

診療報酬点数表の解釈で規制されている検査 2003 年度版

社会保険/老人保健診療報酬 医科点数表の解釈 平成 16 年 4 月版 社会保険研究所

診療報酬点数表の解釈で規制されている検査 2004年度版 日本臨床内科医会会誌 2004年12月第9巻第4号 臨時付録

H17. 9. 30 保医発第 0930005 号

H18.1.31 保医発第 0131002 号

社会保険/老人保健診療報酬 医科点数表の解釈 平成18年4月版(H18.6.16) 社会保険研究所 医科点数表の解釈

平成 20 年 4 月版 社会保険研究所 医科点数表の解釈

平成 22 年 4 月版 社会保険研究所 平成 22 年 04 月 30 日保医発 0430 第 1 号 平成 22 年 06 月 18 日保医発 0618 第 1 号 平成 22 年 11 月 30 日保医発 1130 第 4 号

平成 23 年 03 月 30 日保医発 0340 第 1

x x

x x x

x x